

# 法科大学院認証評価

## 自己評価書

一橋大学大学院法学研究科法務専攻

平成19年6月

一橋大学

## 目 次

I	対象法科大学院の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育目的	3
	第2章 教育内容	10
	第3章 教育方法	24
	第4章 成績評価及び修了認定	30
	第5章 教育内容等の改善措置	51
	第6章 入学者選抜等	60
	第7章 学生の支援体制	69
	第8章 教員組織	82
	第9章 管理運営等	97
	第10章 施設、設備及び図書館等	116

## I 対象法科大学院の現況及び特徴

### 1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

一橋大学大学院法学研究科法務専攻

(2) 所在地

東京都国立市中2丁目1番地

(3) 学生数及び教員数

学生数 244名

教員数 27名（うち実務家教員6名）

### 2 特徴

#### (1) 背景

一橋大学は、明治8年（1875年）に商法講習所として出発し、東京商科大学（大正9年）を経て、昭和21年（1946年）に新制の一橋大学となった。新制一橋大学の発足に当たって設置された法学社会学部（昭和26年）に法学部と社会学部を分離し、法学部としての独立した歩みを開始した。その後法学部は徐々にその規模を拡大し、当初の7大講義制から平成8年（1996年）には19大講義制となった。また、昭和28年（1953年）に法学研究科が発足し、当初の1専攻から3専攻へとその組織を拡大した。

一橋大学は、「Captains of Industry」の養成という教育理念の下で、これまで多数の有能な人材を実業界で輩出してきた。最近では、国際企業戦略研究科という独自の大学院課程を開設して成果を上げている。このような伝統と実績を踏まえ、またその資源を活かして、とりわけビジネス・企業法務に精通した法曹の養成を目指すことは、本学の法科大学院に相応しい目的であり、そのことを通じて司法制度改革の一翼を担うことが、本学の果たすべき社会的責務でもあると考える。

このような法曹養成の目標は、「豊かな教養と市民的公共性を備えた、構想力ある専門人（の育成）」という一橋大学研究教育憲章が掲げる教育理念の具体化でもある。

#### (2) 開設

以上のような背景より、一橋大学法科大学院は平成16年4月1日に、学生定員100名（未修者30名、既修者70名）として開設された。

開設にあたり、本法科大学院は、その目的として、①ビジネス法務に精通した法曹、②国際的な視野をもった法曹、③人権感覚に富んだ法曹の養成を掲げた。本法科大学院は、まさにそのような目的に沿ってカリキュラムを編成し、教育活動を行っている点で最大の特徴がある。

#### (3) 主要な特徴

まず、第1の「ビジネス法務に精通した法曹」に関しては、ビジネスロー科目の充実に加え、3年次の選択コースとしてビジネスロー・コースを設置している。このコースは、ビジネス法務の専門家になることを希望する学生を対象に、毎週金曜日に神田キャンパスで開講されるものであり、同所にある国際企業経営法務コースの協力の下で、専任教員に加え多くの実務家教員を招聘して高度で専門的な教育を行っている。

第2の「国際的な視野をもった法曹」に関しては、国際関係科目、外国法科目を充実させているほか、2年次において「英米法」または「法律英語」を必修としている（新履修希望）。また、その前提として、入試の評価項目として未修者・既修者試験ともに英語成績を加えていることも、本法科大学院の特徴の一つといえるであろう。

第3の「人権感覚に富んだ法曹」に関しては、「人権クリニック」を開設するなど、人権に関する科目を充実させている。

さらに、以上の目的に共通するものとして、法曹倫理教育の開発に積極的に取り組んでいる。平成16年度～18年度には「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」として「科目横断的・法曹倫理教育の開発」プロジェクトを推進し、多くの実績と成果を得ている。平成19年度からは、これをさらに発展させて、「継続的・法曹倫理教育の開発」に取り組もうとしている。

#### (4) その他の特徴

以上のほか、国立大学では最高水準ともいえる施設面での充実も本法科大学院の特徴である。法科大学院開設と同時に使用が開始された大学院研究棟には、法科大学院専用の2フロアを確保し、法科大学院における多様な授業形態を想定して設計された講義教室のほか、法廷教室、資料室などの専用施設を配置している。

さらに、本学を卒業した弁護士等によって構成される「法曹如会」などの協力を得て、2年次の夏に希望者全員についてエクスターン・シップを実施するなど、充実した法曹養成教育のための配慮をしている。

また、1学年100名という規模と学生との交流を重視する姿勢により、学生同士の間および学生と教員との間で緊密な協力関係が形成されている。それが教育効果を高めていることも、本法科大学院の特徴といえよう。

## Ⅱ 目的

一橋大学法科大学院は、司法制度を利用する人々の期待に応えることのできる優れた法曹を育てることを通じて、社会に貢献することを設置の目的としている。法曹には、専門能力を通じて社会に貢献することが求められる。そのような期待に応えられる法曹を育てることが、一橋大学法科大学院における教育の最も基本的な目的である。これは、一橋大学研究教育憲章が掲げる教育理念の一つ、「豊かな教養と市民的公共性を備えた、構想力ある専門人（の育成）」を法曹養成にあてはめたものでもある。

法科大学院の教育理念として、司法制度改革審議会意見書は、「理論的教育と実務的教育を架橋するものとして、公平性、開放性、多様性を旨としつつ」、①専門的資質・能力の習得と豊かな人間性の涵養、②法的知識の習得、創造的な思考力等の育成、③先端的な法領域の理解、責任感の涵養等を指摘している。本学の法科大学院においてもこれを前提としつつ、以下のような資質を備えた法曹を養成することを独自の目的としている。

### (1) ビジネス法務に精通した法曹

一橋大学は、「Captains of Industry」の養成という教育理念の下で、多数の有能な人材を実業界に輩出してきた。また、単科大学の伝統を背景に、学部の枠を超えた科目履修が広く認められてきたほか、最近では国際企業戦略研究科という独自の大学院課程も設置して成果を上げている。このような実績と資源を活かしてビジネス・企業法務に精通した法曹の養成を目指すことは、本学の法科大学院に相応しい目的であり、現代における社会的要請に応えることにもなる。

### (2) 国際的な視野をもった法曹

今後ますます複雑で多様なグローバル化が進行するなかで、国際感覚をもち、語学、外国法や国際関係に関する知識と素養を備えた法曹を養成することは、時代の要請である。本学法学研究科は法学と国際関係の2分野からなり、国際関係の研究・教育は充実している。そのため、国際関係を専攻する教員の参加を得つつ、外国法等のカリキュラムを充実させ、国際的な視野をもった法曹を養成する。

### (3) 人権感覚に富んだ法曹

現代社会において人権理念は社会と国家を通じた国際基準となっている。市民の要求に応えるべき法曹は、人権感覚を基礎に置いた倫理観を備える必要がある。本学の伝統的な教育理念である「Captains of Industry」も、社会の指導者としての倫理観を重視するものであった。そのような実績を踏まえ、法科大学院のすべての教育において人権理念を基礎に据えるとともに、人権関係科目を充実することによって、人権感覚に富んだ法曹の養成に取り組んでいる。

これらの三つの理念は、卒業生に共通して求められるものであるが、それに加えてビジネス法務については、特にその分野の専門家を養成することを目的とする。

## Ⅲ 章ごとの自己評価

### 第1章 教育目的

#### 1 基準ごとの分析

##### 1-1 教育目的

###### 基準 1-1-1

各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

(基準 1-1-1 に係る状況)

##### 1 体系的な教育の組み立て

履修課程の具体的内容については、2章以下に述べるので、ここでは教育全体の体系について述べる。基本的な教育体系は、1年次で法学の基礎を修得し、2年次には応用力を養い、3年次には実務への橋渡しをするという構想に従っている。そのために、1年次では法律基本科目が中心となる。2年次では、法律基本科目の演習が中心となると同時に、選択科目が加わる。3年次には、実務基礎科目を中心に、選択科目も多く履修する。これによって、法曹として必要な基本知識と応用力を育て、実務のための基礎的な素養も獲得させることができる。

2007年度から導入した新履修課程でも、このような基本的構造は変わらない。ただし、開校以来3年間の経験から、法科大学院における3年間を通じて法曹としての役割意識を育てるため、1年次の訴訟法科目の中に法曹の役割の主題を採り入れるとともに、法曹倫理科目の一部を2年次から履修することとした。また、民事系の実務基礎科目の一部も2年次後期から履修することとした。これによって、実務法曹として必要な責任感と素養をより円滑に、かつより高度に修得できるようにした。

3年間を通じた、開講科目名、年次配当、内容の概要などは、別紙様式1のとおりである。

##### 2 独自の教育目的と教育内容の関係

「Ⅱ 目的」にも記したとおり、一橋大学法科大学院は、司法制度を利用する人々の期待に応えることのできる優れた法曹を育てることを通じて、社会に貢献することを設置の目的とし、具体的な教育理念・目的として、①ビジネス法務に通じた法曹、②国際的な視野をもった法曹、③人権感覚に富んだ法曹の養成を掲げている。このことは、次のような形で教育カリキュラムや教育内容に反映されている。

###### (1) ビジネス法務に精通した法曹

ビジネスロー関係科目の充実に加え、企業法務の専門家となることを希望する学生を対象に、3年次の選択コースとしてビジネスロー・コースを設置している。このコースは、毎週金曜日に神田キャンパスで開講されるものであり、同所に設置された国際企業戦略研究科の経営法務コースの教員に加えて、多数の実務家教員をも招聘して高度で専門的な教育を行うものである。

(2) 国際的な視野をもった法曹

国際的視野の涵養を目的として、本法科大学院では外国法科目を充実させるとともに、国際関係科目を開講している。とりわけ、これからの法曹に要請される外国法の知識や語学力の向上のため、「英米法」または「法律英語」を必修科目として配置している（新履修課程）。そのための前提として、入学者選抜では、既修者、未修者とも、英語成績を判定要素に加えている。

(3) 人権感覚に富んだ法曹

「人権クリニック」等の人権科目を充実させているほか、特に法曹倫理教育について積極的に取り組んでいる。平成2004年度から2006年度まで、文部科学省による「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」では、本法科大学院が申請した「科目横断的の法曹倫理教育の開発」プロジェクトが採択され、外国における法曹倫理教育の調査・研究を始めとして、法曹倫理教育のあり方、内容、方法などについての検討を進めてきた。その成果は、プロジェクト専用のホームページ (<http://www.l-ethics.legal-project.com/>) に発表しており、新履修課程の編成にも反映されている。

(4) 履修モデルの例示

学生がそれぞれ目指す法曹像に応じて上記(1)～(3)の目標を効果的に達成できるように、案内パンフレットでは、法学既修入学者がビジネスロー・コースを履修する場合、および人権問題に関心の強い法学未修入学者の場合を例として、履修モデルを示している。

資料1-1-1-1

ビジネスロー・コース履修例

## ビジネスロー・コース

最新のビジネスの現場をふまえた「ビジネスロー・コース」を開設

3年次の選択コースとして、30人程度のビジネスロー・コースを設定しています。履修は学生の選択に委ねられており、週1日、神田キャンパスで最新のビジネスの現場で活躍中の講師陣により、実践的なビジネスを踏まえた授業が行われます。このコースを選択した学生は、選択科目および発展ゼミに代えて以下の科目を履修します。

**法律実務基礎科目**

[実践ゼミ] ..... 涉外弁護士実務、中国ビジネス法実務

**基礎法学・隣接科目**

[実践ビジネスローⅠ] ..... 会計・企業財務論

**展開・先端科目**

[実践ゼミ] ..... 会社法、知的財産法

[実践専門科目] ..... 実践金融法、実践独占禁止法、実践税法

[実践ビジネスローⅡ] ..... 国際法務戦略、ビジネス法交渉

[ワールド・ビジネス・ロー] ... アメリカ法・EU法

【ビジネスロー・コース履修例(既修者)】ビジネスに強い関心を抱きつつも、国際性・人権にも関心をもつ学生の例

学年	学期	法律基本科目	法律実務基礎科目	基礎法学・隣接科目	展開・先端科目	計	
2年次	前期	公法演習Ⅰ	2	比較法制度論	1 民事執行法	2	
		民事法演習Ⅰ	2		労働法Ⅰ	2	
		民事法演習Ⅱ	2		国際法	2	
		刑事法演習	2				
	計					15	
3年次	夏期		夏期特別研修	(1)		(1)	
	後期	公法演習Ⅱ	2	英米法	2 租税法	2	
		民事法演習Ⅲ	2	外国法文献読解	2 知的財産法	2	
		企業法演習Ⅰ	2		信託法	2	
		計					16
3年次	前期	企業法演習Ⅱ	2	民事法務基礎	2	実践ゼミ(知的財産法)	2
		法律英語	2	刑事実務概論	2	実践金融法	2
			2	実践ゼミ(涉外弁護士実務)	2	実践税法	2
		模擬裁判[*1]	1				
	計					11	
3年次	後期	民事判例研究	2	法曹倫理	2 実践ビジネスローⅠ	2 実践ビジネスローⅡ	2
		問題解決実践	4	民事裁判基礎	2 [*2]	ワールド・ビジネス・ロー	2
						[*2]	
		計					22
計		24	11 (他に随意1)	7		64 [*3]	

2年次(1年目) 計31単位(必修17単位、選択14単位)(他に、随意1単位)、3年次(2年目) 計33単位(必修25単位[うちコース必修6]、選択8単位)、合計 64単位(随意科目として修得する1単位を加えると65単位)

\*各科目名のうち赤字は必修科目、その右欄は単位を表わす。[\*1]3年次夏期にエクスターンシップを設ける(単位は与えられない)。[\*2]3年次後期の下線科目(合計6単位)はコース必修科目。[\*3]随意科目を加えると65単位となる。

資料1-1-1-2

未修者（一般）の履修例

未修者（一般）の履修例								
人権問題に関心の強い学生の例								
学年	学期	法律基本科目	法律実務基礎科目	基礎法学・隣接科目	展開・先端科目	計		
1年次	前期	導入ゼミ	1					
		裁判法	1					
		憲法Ⅰ	2					
		民法Ⅰ	3.5					
	民法Ⅱ	3.5						
	民法Ⅳ	1						
	刑法Ⅰ	4				16		
後期	憲法Ⅱ	2		比較法制度論	1			
	民法Ⅲ	4						
	民事訴訟法	4						
	刑法Ⅱ	2						
	刑事訴訟法	4				17		
2年次	前期	公法演習Ⅰ	2			憲法特論	2	
		民法法演習Ⅰ	2					
		民法法演習Ⅱ	2					
		刑事法演習	2					
		行政法概論	2					
		会社法	4				16	
	夏			夏期特別研修	(1)		(1)	
後期	公法演習Ⅱ	2		英米法	2	現代社会と刑法	2	
	民法法演習Ⅲ	2						
	企業法演習Ⅰ	2						
	商法総則等	2					12	
3年次	前期	企業法演習Ⅱ	2	民事法務基礎	2	環境法	2	
		法律英語	2	刑事実務概論	2	消費者法	2	
				発展ゼミⅠ(人権クリニック)	2	国際人権法	2	
	夏			模擬裁判	1	国際私法	2	18
	後期	民事判例研究	2	法曹倫理	2	法と心理学	2	発展ゼミⅡ
問題解決実践	4	民事裁判基礎	2				14	
計		64		11 (他に随堂1)	5	14	94*	

\*各科目名のうち赤文字は必修科目、その右欄は単位を表わす。

出典：一橋大学法科大学院（案内パンフレット）2006 14頁

3 成績評価・修了認定

以上のような教育目的の実現と効率的な実施のため、成績評価の基準を予め明示するとともに、全科目の成績分布を学内に公表して、厳格な成績評価を行っている。また、1年次の終わりには、単位認定試験とは別の進級試験を課し、2年次への進学の要件としている。各学年の履修必要単位を1科目でも満たさない者は、進級、修了ができない。これによって、最終結果としての修了認定も、いっそう厳格なものとなっている。学生評価をさらに正確なものとするために、法科大学院教授会において、2008年度入学者からは、進級、修了のための要件として、GPA基準を導入することを決定している。成績評価、修了認定については、第4章でさらに具体的に述べる。

**基準 1-1-2**

各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準 1-1-1 に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

(基準 1-1-2 に係る状況)

当法科大学院の教育の理念と目的は、法科大学院の説明会など、種々の機会に外に向けて表明している。たとえば、2006年版の案内パンフレット「一橋大学法科大学院」では、資料 1-1-2-1 のような前文を掲げている。また、本学ホームページには資料 1-1-2-2 のような院長からのメッセージを掲げている。

資料 1-1-2-1 一橋大学法科大学院の理念

「一橋大学法科大学院の理念」

一橋大学法科大学院は、これからの法曹に必要な資質について、「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が一層求められる」との司法制度改革審議会意見書(2001年)の提言を踏まえ、独自の目標として、「ビジネス法務に精通した法曹」、「国際的な視野をもった法曹」、「人権感覚に富んだ法曹」という3つの資質を兼ね備えた法曹を養成することを目指しています。

出典：一橋大学法科大学院(案内パンフレット) 2006 01頁

資料 1-1-2-2 法科大学院長挨拶

法科大学院長挨拶

” きっと、皆さんは、実務と密接に連動したカリキュラムを通じて、即戦力となる知識と技術のみならず人間としての魅力をも身につけることになるでしょう。”

村岡 啓一 (一橋大学法科大学院長) 法学博士。専門は刑事実務。

法律家を志望される皆さんへ、一橋大学法科大学院を代表して歓迎のメッセージを贈ります。

法律家にとって大切なことは、プロとしての必要な知識と技術を習得することは当然として、具体的な問題解決にあたって、常に、「法の支配」を意識しつつ、法制度が社会全体の幸福実現のために健全に機能しているかを問い続けることです。そのためには、社会全体の動きに対する広い関心と洞察が必要ですし、法制度や法運用に対する批判的な目も必要です。また、法律家は法を駆使して人間の営みに起因する様々な紛争を解決する専門家ですから、人間の苦悩に対し共感する感性と想像力を備える必要があります。

一橋大学法科大学院は、ビジネスローに強い伝統を継承しつつ、新しい司法の時代を担う法律家に不可欠な資質を国際性と人権感覚に求め、知性と感性のバランスのとれた視野の広い専門家を養成しようと努めています。きっと、皆さんは、実務と密接に連動したカリキュラムを通じて、即戦力となる知識と技術のみならず人間としての魅力をも身につけることになるでしょう。

出典：一橋大学法科大学院ホームページ

([http://www.law.hit-u.ac.jp/ls\\_about/message.html](http://www.law.hit-u.ac.jp/ls_about/message.html))

さらに入試合格者決定の後には、入学前の説明会、入学後のガイダンスなどで、学生たちが単に司法試験に合格することを目指すのではなく、優れた法律家になることを目指して、緊張感を持って切磋琢磨すると同時に、互いに協力して良い法科大学院を創るという気概を持つように指導している。

ビジネス法務への精通、広い国際的視野、豊かな人権感覚という3つの特色を涵養する目標は、履修課程全体を通じて追求している。たとえば、1年次の必修科目である憲法Ⅰでは人権を主題とし、2年次と3年次には企業法演習ⅠとⅡを必修科目としている。会社法及び商法総則・商行為・手形小切手は、未修者には、必修科目である。1年次の比較法制度論は必修科目であり、2年次では法律英語または英米法のいずれかを履修しなければ修了できない。その上で、特にこれらの特色につながる選択科目を多く開設している。それらを具体的に示すと、下表のとおりである。下表において、( )内は、2006年度後期又は2007年度前期における履修登録者数を示す。

資料1-1-2-3 選択科目(抜粋)の履修者数例

ビジネス法務関係	労働法Ⅰ(39)、労働法Ⅱ(21)、民事執行法(37)、租税法Ⅰ(46)、租税法Ⅱ(17)、知的財産法Ⅰ(31)、信託法(信託法)、独占禁止法Ⅰ(47)、独占禁止法Ⅱ(25)、倒産処理法Ⅰ(26)、消費者法(8)、証券取引法(2)、国際取引法(23)、国際経済法(46)、国際民事訴訟法(34)、ビジネスロー・コース(30)
国際関係	国際法(12)、比較刑事司法(10)、国際人権法(22)、比較法文化論(6)、西洋法制史(5)、アジア法(42)、外国法文献購読(2)、国際私法(10)、国際民事訴訟法(34)、国際取引法(23)、国際経済法(46)、EU法(7)、国際制度論(0)、国際関係学(3)
人権関係	憲法特論(38)、国際人権法(22)、人権クリニック(10)

なお、ビジネスロー・コースは、3年次の選択コースである。これを選択した学生は、14単位の選択科目をこのコースの科目から集中して履修する。それらの内容は、主として渉外企業法務に関するものである。同コースは、一橋大学国際企業戦略研究科経営法務コースの協力の下に開設されている。そこでの教員の中心は、同経営法務コースの教員及び実務家である。そのため、このコースの授業は、毎週金曜日に神田一ツ橋のキャンパスで集中して行われる。このコースの定員は30名であり、2005年度から2007年度まで、これを履修した学生数は、それぞれ19名、31名、30名である。

国際制度論及び国際関係学は、一橋大学法学研究科の国際関係部門の教員が担当している。このように、学内、学外の多くの人的資源を活かして、法科大学院教育の特色を出すことに努力している。

人権クリニックには、刑事系と憲法系がある。いずれも学生が教員の指導の下に具体的な事案を扱う。これによって、生きた事件を通じて、人権擁護の意味を実感し、そのための法律家としての技術を習得させる効果を上げている。

また、資料1-1-2-3のとおり、相当数の学生が、ビジネスロー・コースなど、特色ある法律家を目指すための科目の単位を修得している。学生も当法科大学院の目指す目標を理解し、これを実践しているといえる。

第4章に述べるとおり厳格な成績評価を行っているにも拘わらず、大多数の学生が、下表のとおり、必修科目の単位を修得し、順調に進級、修了している。

資料 1-1-2-4 年度、学年別留年者数（休学者を除く）

年度	学年	留年者数
2004年	1年次	2名
	2年次	0名
2005年	1年次	0名
	2年次	2名
	3年次	0名
2006年	1年次	1名
	2年次	3名
	3年次	3名

さらに、既に新司法試験の受験結果が分かっている2004年度法学既修入学者の入学後の状況は、下表資料1-1-2-5のとおりである。在学中に旧司法試験に合格した者を除けば、全員が2年間で修了し、かつ新司法試験においても高い合格率を示している。2006年度に新司法試験に不合格となり、就職活動をした1名も企業法務部に採用されている。

いうまでもなく、新司法試験の合格は法曹となるための出発点に過ぎない。本学を修了した者が、本当に優れた法律家として社会に貢献できるかどうかを見極めることは、将来の課題である。しかし、現段階までのところでは、本学は、法曹養成という目的に照らして、高い教育効果を挙げているといえよう。

資料 1-1-2-5 2004年度法学既修入学者の状況

入学者	70名
在学中旧司法試験合格者	17名
旧司法試験合格のため退学した者	10名
2006年3月修了者	60名
2006年度新司法試験受験者	53名
2006年度新司法試験合格者	44名
2006年度新司法試験不合格者	9名
司法試験不合格者中、就職者	1名

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 1. 優れた点

#### 1) 特色ある教育課程の提供

本学は、①ビジネス法務に通じた、②国際的な視野をもち、③人権感覚に富むという特色ある優れた法律家を養成するという高い目標を掲げ、それに即した履修課程をもっている。その中には、ビジネスロー・コースのように、特色あるコースもある。さらに、「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」として、「科目横断的法曹倫理教育の開発」プロジェクトを推進し、法律家の役割と責任を自覚した法曹を養成する課程として充実した履修課程を提供している。

このように、本学の特色を活かした教育課程を実現しているのは、優れた点である。

#### 2) 教育実績

学生も本学の理念と目標を良く理解し、特色ある優れた法律家になるという高い志をもって学び、実績を上げている。その実績は、順調な課程修了と新司法試験の高い合格率に現れている。ほとんどの学生は、新司法試験の試験科目以外の学習にも真剣に取り組んでおり、近視眼的な受験準備に陥ってはいない。これは、学生が本法科大学院の教育を信頼しているから可能となることである。

このように、学生が本法科大学院の掲げる理念を共有し、熱心な勉学姿勢によって実績を上げていることは、優れた点といえる。

### 2. 改善ないし検討を要する点

#### 1) 学生の学習姿勢の保持

上述のとおり、現在のところ、ほとんどの学生は、特色ある優れた法曹を目指すという目標を共有し、深く、広く法を学ぶ姿勢を保っている。しかしながら、新司法試験の合格率の低下が予想されている状況の下で、英語を使う科目などについて、若干の熱意低下の兆しがある。今後も、学生が高い目標をもって深く、広く法を学ぶ意欲を維持するように、教員の側も常に指導する必要がある。

#### 2) 進級、修了要件の合理化

進級、修了要件は、現在でも相当厳しいものである。それでも、少数ながら、低い成績でも必要単位をすべて修得しているため、進級、修了をしている例がある。これは、能力の高い法曹を送り出すという目的に合致しない虞がある。そこで、2008年度入学者からは、必修科目の成績平均、すなわちいわゆるGPAが一定の基準以下の場合、進級または修了ができないという仕組みを導入することになっている。その規則化と円滑な実施が、当面の課題である。

#### 3) 修了者の実績確認

新司法試験に合格した後にも、本学の修了者が社会においてどのような実績を上げているかを確認するという課題がある。これも困難を伴う課題ではあるが、それによって本学の教育内容が本当に有効であるかどうかを検証することができる。その結果、問題が発見されれば、教育内容をさらに改善する必要がある。

## 第2章 教育内容

### 1 基準ごとの分析

#### 2-1 教育内容

##### 基準2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準2-1-1に係る状況)

本法科大学院の教育課程は、「2007年度一橋大学法科大学院学生便覧」(以下「便覧」という)5～8頁に記載したカリキュラムのとおりである。この教育課程は、以前のもの(「2006年度一橋大学法科大学院学生便覧」4～7頁に記載がある。以下「旧カリキュラム」という)を改正し、2007年度から適用されているものである(以下「新カリキュラム」という)。旧カリキュラムは、2004年度に本法科大学院が開設された際に設けられたものであり、高い教育効果をあげてきた。しかし、法科大学院での教育を実際に行うなかで、改善した方が更に高い効果をあげることができると思われる部分も見出されたので、2006年度において教員・学生の意見を広く集め、慎重に検討した結果、新カリキュラムを採用したものである。現在は、移行期にあたるが、新旧カリキュラムの間には、根本的な変更があるわけではなく、基本的には共通しているので、以下では、新カリキュラムに基づいて説明し、必要に応じて旧カリキュラムにも言及する(2007年度は、1年次及び2年次の学生は新カリキュラムを、3年次の学生は旧カリキュラムを履修する。2006年度に未修者として入学し、2007年度に2年次に進級した学生については、新カリキュラムを適用するが、不利益変更にならないようにしている)。

#### 1 概要

本法科大学院の学生定員は、法学未修者(3年間で修了)30名程度、法学既修者(2年間で修了)70名程度である。1年次は未修者のみから構成され、2年次で未修者と既修者が合流する。既修者の認定は、後記「基準4-3-1」で詳述するとおり、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の5科目について行われる入学試験による。これに対応して、未修者は、1年目に上記5科目を中心に履修することとし、1年を経た段階で、これらの科目については、既修者にほぼ匹敵する知識・能力を修得していることを目指す。なお、2年次において、未修者については、「行政法Ⅰ」、「行政法Ⅱ」、「会社法」、「商法総則・商行為・手形小切手」が必修となるが、既修者の中でも、これらの科目に関しては未履修である者(科目未履修者)については、当該未履修科目が必修となる(既修者は、科目ごとに履修の有無の判定を受け、科目未履修者にあたるかどうかが決せられる)。このようにして、まずは法律基本科目を全員が修得するようにしつつ、段

階的に理論教育と実務教育との架橋をはかる。その具体的内容は、2で述べる。

本法科大学院の基礎となる学部としては、一橋大学法学部がある。一橋大学法学部では、法科大学院及び国際・公共政策大学院の設置に伴い、2004年4月以降、その学習の目的を「法律学・国際関係論の基礎的な知識及び思考方法を確実に習得すること」に設定している。現在、同学部の教育課程は、法学コースと国際関係コースの2コースからなり、いずれも卒業総単位数は、合計144単位である。4年間を通じて、導入科目、基礎科目、発展科目を段階的に履修できるよう用意されている。また、法律学だけでなく幅広い社会科学の履修が可能なものとなっている。同学部で法律科目を着実に履修すれば、本法科大学院で既修者と認定されるために必要な水準に達しうると考えられる。一橋大学法学部の履修要件の概要は、「2007年度一橋大学学士課程学修計画ガイドブック」201～203頁（別添資料A）を参照されたい。

## 2 未修者と既修者の特性に配慮しつつ理論と実務を架橋する段階的教育

1年次は未修者のみを対象とし、法律基本科目を中心に教育する。すなわち、憲法、民法、刑法、民事訴訟法及び刑事訴訟法を確実に修得させ、法律家としての基礎を固める。また、基礎法学の科目である「比較法制度論」を置き、広い視野を与える。さらに、「刑事訴訟法」の授業の一環として実務見学講習を行い、実務の一端に触れさせる。これらの授業は、少人数（30名程度）で行われる。このほかに、より少人数（15名程度以下）の「導入ゼミ」を設け、入門的教育のほか、未修者が初めて法学を学ぶ際に直面する学習上の問題にきめ細かく対処できるようにしている（「導入ゼミ」は旧カリキュラムにおいては、必修科目としていた。しかし、未修者の中には大学法学部を卒業して間もない者など、法科大学院入学以前に法学を相当程度学修しているものが相当数いることから、そのような者に対し、この科目の履修を強いることは、当人にとっても、他の学生（特に純粋の未修者）にとっても、教育効果が上がりにくいことが判明した。そこで、新カリキュラムにおいては、これを随意科目とし、純粋の未修者を中心とする希望者のみが履修する科目とした）。

2年次では、未修者と既修者が合流する。ここでも法律基本科目が主軸となるが、その中核をなすのが演習科目である。公法・民事法・刑事法・企業法の演習（1クラス50名）で、未修者と既修者のいずれもがより高いレベルに到達するための授業をし、問題解決能力を育成する。また、未修者及び科目未履修者について、「行政法Ⅰ」、「行政法Ⅱ」、「会社法」、「商法総則・商行為・手形小切手」を必修とし、この分野を全員が修得している状態にする。さらに、多様な選択科目群を提供する。ここでは未修者と既修者の必要取得単位数に差を設け、既修者は、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目をより多く履修するようにする。夏期には、「夏期特別研修」（エクスターンシップ。自由選択科目1単位）で、現実の社会における法の機能を体験する機会を与える（便覧20頁～22頁。実施状況は、「基準3-2-1」を参照）。なお、新カリキュラムにおいては、「法曹倫理Ⅰ」を新設した。旧カリキュラムでは、3年次後期に「法曹倫理」（2単位）を置いていたが、この科目はより早い段階から継続して学修させることが重要であると考えられたこと、特にエクスターンシップの開始前にもこの問題を十分に認識させておくことが望ましいことから、「法曹倫理」を「Ⅰ」と「Ⅱ」（各1単位）に分け、2年次及び3

年次の2年間にわたって履修することとした。また、法律実務基礎科目である「民事裁判基礎Ⅰ」（1単位）を2年次後期に新設した。旧カリキュラムでは、法律実務基礎科目は3年次に配置していたが、一部は2年次から学修を始める方がより高い教育効果があがると考え、改正した。この科目は、派遣裁判官が担当する。

3年次では、未修者・既修者の区別はなく、完全に共通の授業科目となる。ここでは、理論科目のほか、合計10単位（必修）の法律実務基礎科目が配置される（「民事裁判基礎Ⅱ」、「民事法務基礎」、「刑事実務概論」、「模擬裁判（民事）」、「模擬裁判（刑事）」、「法曹倫理Ⅱ」、「公法実務基礎」）。これにより、それまでに培われた理論的・体系的な法律知識・法的思考方法を、現実の問題を解決しうる実践的な能力へと発展させる。これらの科目は、派遣裁判官・派遣検察官・現職弁護士及び豊富な実務経験を有する専任教員により行われる。このほか、「人権クリニック」（2007年度一橋大学法科大学院シラバス92、93、136頁）では、実務に接する機会が与えられる。この間、上記科目のほか、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目にもわたる多様な選択科目の履修を通じて、幅広い法的視野が得られる。さらに、ごく少人数のゼミ形式で行われる「発展ゼミⅠ・Ⅱ」では、多様な法分野の中の特定のテーマについて、深く検討される。

なお、3年次では、選択コースとして、「ビジネスロー・コース」が置かれる（便覧23頁・24頁）。このコースを選択した学生は、千代田区神田一ツ橋にある神田キャンパスに週1日通学し、14単位相当分の科目について、先端的なビジネス法務関連科目を履修する。このコースでは、国際企業戦略研究科の協力の下に、弁護士などの実務家教員が関与し、最新の実務に即した教育がなされる（便覧8頁・23頁・24頁）。ビジネスロー・コースを選択した学生は、2006年度は3年次在籍者93名中31名、2007年度は同97名中30名である（資料2-1-1-1「ビジネスロー・コース履修状況」）。

資料2-1-1-1

ビジネスロー・コース履修状況（2006年度）

コース履修者数：31人

科目名	人数
実践ゼミ（会社法）	28人
実践ゼミ（涉外弁護士実務）	3人
実践ゼミ（知的財産法）	9人
実践ゼミ（中国ビジネス法実務）	22人
実践独占禁止法	14人
実践国際経済法	17人
実践金融法	23人
実践税法	8人

## ビジネスロー・コース履修状況（2007年度）

コース履修者数：30人

科目名	人数
実践ゼミ（企業法務）	10人
実践ゼミ（国際法務戦略・交渉論）	20人
実践ゼミ（知的財産法）	6人
実践ゼミ（中国ビジネス法実務）	24人
実践独占禁止法	18人
実践国際経済法	12人
実践金融法	21人
実践税法	9人

以上の教育課程は、まずは理論教育により基礎を十分に固めた上、段階的に実務基礎教育を増やすものであり、また、幅広い視野を得させることを意識している。未修者と既修者のそれぞれの特性を配慮しつつ、段階的に理論と実務の架橋をすることを狙っている。どの科目も少人数で実施され、双方向教育により、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させる。これにより卒業後の司法修習に円滑に進むことができると考える。なお、本法科大学院は、法科大学院形成支援経費を得て、法曹倫理の教育方法の開発に特に力を注いできたことも、大きな特徴である（「基準5-1-1」第2項を参照）。新カリキュラムにおいて「法曹倫理」科目を2年間にわたって継続的に履修させるようにしたことは、その検討結果の具体的反映の一つである。

本法科大学院では、実定法・基礎法の研究者養成への対応も考えている。一橋大学では、長年にわたって多数の優れた法学研究者を養成してきており、この役割は今後も変わることがないと自覚している。他方、法科大学院設置後は、法学の研究を志望する者も、少なくとも実定法の分野において、さらには基礎法の分野においても、法科大学院における教育を受けるものが多数になると考える。そこで、研究者志望者を主な対象として、法科大学院で通常の履修をしつつ、研究の基礎に着手できるよう、「法学研究基礎」（4単位。任意科目）を用意した（便覧7頁。規則15条）。この科目を履修している学生は、2006年度は2名、2007年度は1名いる（「法科大学院選択科目履修者数」（別添資料B））。

### 3 「ビジネス」「国際性」「人権」の教育理念の実現

本法科大学院は、「ビジネス法務に精通した法曹」、「国際的な視野をもった法曹」、「人権感覚に富んだ法曹」の養成を目標とし、それを教育課程にも反映させている。「ビジネス」については、必修である関係法律基本科目のほか、多くの展開・先端科目を選択科目として提供し、特に3年次には、ビジネスロー・コースを置く。「国際性」については、比較法制度論を必修科目とし、英米法又は法律英語のいずれか1科目を履修することを卒業要件とするほか、国際法、比較法、国際関係の分野の多様な選択科目を用意する。

「人権」については、必修科目の憲法Ⅰを人権に充てるほか、選択科目として憲法特論、国際人権法等を用意する。また、「発展ゼミ」の一部に憲法系と刑事法系の「人権クリニ

ック」を設け、実際の事件を通して人権の理論と実践を学ぶ機会を与える。

<根拠となる資料・データ等>

「2007年度一橋大学法科大学院学生便覧」(上記引用頁)、「2006年度一橋大学法科大学院学生便覧」(上記引用頁)、「一橋大学法科大学院パンフレット」1頁・10頁・11頁、開講科目一覧(別紙様式1)、「2007年度一橋大学学士課程学修計画ガイドブック」(201～203頁(別添資料A))、「法科大学院選択科目履修者数」(別添資料B)

**基準 2-1-2**

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

**(1) 法律基本科目**

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

**(2) 法律実務基礎科目**

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

**(3) 基礎法学・隣接科目**

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

**(4) 展開・先端科目**

(応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2-1-2 に係る状況)

上記 4 分野について法曹として求められる能力を養成するため、分野間の適切なバランスに配慮するとともに、学生の学習の進展に応じて基本から応用・実践へと無理なく履修できるよう、以下のとおり、授業科目を配置した。

**1 法律基本科目**

法律基本科目としては、1 年次（未修者）に、憲法 I・II、民法 I～IV、刑法 I・II、民事訴訟法、刑事訴訟法（以上、必修）、導入ゼミ（随意）を、2 年次（未修者・既修者）に、公法演習 I、民事法演習 I～III、刑事法演習 I・II、企業法演習 I（以上、必修）、及び、行政法 I・II、会社法、商法総則・商行為・手形小切手（以上、未修者・科目未履修者必修）を、3 年次（未修者・既修者）に、公法演習 II、企業法演習 II、民事判例研究、問題解決実践（以上、必修）を配置した。法曹実務に共通して必要とされる基本的法分野について、基本から積み上げていき、次第に実践・応用につながるような工夫をしている。

**2 法律実務基礎科目**

法律実務基礎科目としては、2 年次に、法曹倫理 I、民事裁判基礎 I（以上、必修）、夏期特別研修（自由選択。内容は、エクスターンシップ）を、3 年次に、民事裁判基礎 II、民事法務基礎、刑事実務概論、模擬裁判（民事・刑事）、法曹倫理 II、公法実務基礎（以上、必修）を配置した。なお、1 年次の「刑事訴訟法」（法律基本科目）でも、法曹実務見学講習が織り込まれている。このように、この分野においても、学年を経るにしたがって、法律実務基礎の修得が無理なく進められるような工夫をしている。

**3 基礎法学・隣接科目**

基礎法学・隣接科目としては、1 年次に、比較法制度論（必修）を、2 年次に、法哲学、法社会学、比較法文化論、西洋法制史、日本法制史、アジア法、英米法、法律英語

(以上、選択科目。ただし、英米法と法律英語のいずれかは履修しなければならない)を、3年次に、証券取引法、法と心理学、法と経済学(以上、選択科目)を配置した。未修者に「比較法制度論」を必修とするとともに、多様な選択科目を用意することにより、学生の多様な関心に応じつつ、法曹として求められる広い視野を得させることを狙っている。

#### 4 展開・先端科目

展開・先端科目としては、2年次に、憲法特論、租税法Ⅰ、民事執行法、知的財産法Ⅰ・Ⅱ(隔年開講)、信託法、労働法Ⅰ・Ⅱ、独占禁止法Ⅰ、刑事証拠法、比較刑事司法、国際法(以上、選択科目)を、3年次には、法と公共政策、租税法Ⅱ、環境法、倒産処理法Ⅰ・Ⅱ、消費者法、社会保障法、独占禁止法Ⅱ、情報法、国際人権法、国際私法、国際民事訴訟法、国際取引法、国際経済法、EU法、国際制度論、国際関係学、外国法文献読解(以上、選択科目)を配置した。応用的先端的な法領域について、基礎的な理解を得させるとともに、専門的なレベルに到達するよう、各科目で工夫されている。

#### 5 その他の科目

以上のほか、4つの科目群にまたがる「発展ゼミⅠ・Ⅱ」(必修)を設けている。ごく少人数のゼミ形式で、特定のテーマについて深く検討し、高度なレベルに到達することを目指す。また、研究者志望者のために「法学研究基礎」という科目も用意している。

#### 6 ビジネスロー・コース

3年次において、週1回、神田キャンパスで、実践的なビジネスを踏まえた授業を履修することができる「ビジネスロー・コース」を設けている。このコースを選択した学生は、3年次の選択科目及び発展ゼミに代えて、法律実務基礎科目である「実践ゼミ」(国際法務戦略・交渉論、中国ビジネス法実務)、基礎法学・隣接科目である「実践ビジネスローⅡ」(会計・企業財務論)、展開・先端科目である「実践ゼミ」(企業法務、知的財産法)、「実践専門科目」(実践金融法、実践独占禁止法、実践国際経済法、実践税法)、「実践ビジネスローⅠ」(会社法)、「ワールド・ビジネス・ロー」を履修する。

<根拠となる資料・データ等>

- ・開講科目一覧(別紙様式1)、「2007年度一橋大学法科大学院学生便覧」5頁～12頁(概要)、「2007年度一橋大学法科大学院シラバス」、「一橋大学法科大学院パンフレット」10頁・11頁、「2006年度一橋大学法科大学院学生便覧」4頁～11頁(概要)

**基準 2-1-3**

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準 2-1-3 に係る状況)

**1 法律基本科目**

法律基本科目の総単位数は、63 単位であり、そのうち 62 単位が必修科目、1 単位が未修者についての随意科目（1 単位。下線）である。既修者は、必修科目が 22 単位であるが、このほか、科目未履修者については最大 10 単位が必修（下記\*印）となる。内訳は以下のとおりである（カッコ内は単位数。以下同じ）。

**(1) 公法系科目(必修 12.1、他に随意 1/3)**

1 年次 憲法 I (2)・II (2)、導入ゼミ(1/3)

2 年次 公法演習 I (2)、行政法 I (2)\*・II (2)\*

3 年次 公法演習 II (1)、問題解決実践(16/15)

**(2) 民事系科目(必修 34.8、他に随意 1/3)**

1 年次 民法 I (3.5)・II (3.5)・III (4)・IV (1)、民事訴訟法(4)、導入ゼミ(1/3)

2 年次 民事法演習 I (2)・II (2)・III (1)、企業法演習 I (2)、会社法(4)\*、商法総則・商行為・手形小切手(2)\*

3 年次 企業法演習 II (2)、民事判例研究(2)、問題解決実践(28/15)

**(3) 刑事系科目(必修 15.1、他に随意 1/3)**

1 年次 刑法 I (4)・II (2)、刑事訴訟法(4)、導入ゼミ(1/3)

2 年次 刑事法演習 I (2)・II (2)

3 年次 問題解決実践(16/15)

**2 法律実務基礎科目**

法律実務基礎科目の総単位数は、13 単位であり、そのうち 12 単位が必修科目、1 単位が自由選択科目（下記\*印）である。内訳は以下のとおりである。

2 年次 法曹倫理 I (1)、民事裁判基礎 I (1)、夏期特別研修(1)\*

3 年次 民事裁判基礎 II (1)、民事法務基礎(2)、刑事実務概論(2)、模擬裁判(民事)(1)・(刑事) (1)、法曹倫理 II (2)、公法実務基礎(1)

法曹としての責任感・倫理観の涵養のため「法曹倫理」2 年間にわたって配置するほか、法科大学院形成支援経費によるプロジェクトとして、法曹倫理についての科目横断的な教育方法の検討をした（「基準 5-1-1」第 2 項を参照）。民事の要件事実・事実認定については「民事裁判基礎 I・II」、「民事法務基礎」で、刑事の事実認定等につい

では「刑事実務概論」で、教育する。法情報調査・法文書作成は、「民事裁判基礎Ⅰ・Ⅱ」、「民事法務基礎」、「刑事実務概論」で教育するほか、1年次の法律基本科目（「導入ゼミ」を含む）においても行う。このほか、「模擬裁判」の科目では民事・刑事各1件の模擬裁判を行い、「夏期特別研修」としてエクスターンシップを行う。また、後記「発展ゼミⅠ・Ⅱ」の中に、「人権クリニック」（各2単位。合計4単位）を置き、そこでクリニックを行う。なお、1年次の法律基本科目「刑事訴訟法」でも、裁判所見学等が織り込まれている。

### 3 基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目の総単位数は、未修者5単位（必修1単位、選択4単位）、既修者6単位（選択6単位）である。内訳は以下のとおりである。

1年次 比較法制度論（必修）(1)

2年次 選択科目＝法哲学、法社会学、比較法文化論、西洋法制史、日本法制史、アジア法、英米法、法律英語（各2単位。未修者は1科目(2)、既修者は2科目(4)。英米法又は法律英語を履修する必要がある）

3年次 選択科目＝証券取引法、法と心理学、法と経済学（各2単位。1科目選択(2)）

（このほか、3年次においても、2年次の上記選択科目（選択科目群Ⅱ-2）からも履修できることとなっている。なお、2007年度に選択科目群Ⅳに「倒産処理法Ⅱ」が入っているのは、移行期の暫定的措置である。）

### 4 展開・先端科目

展開・先端科目の総単位数は、未修者12単位、既修者20単位であり、いずれも選択科目である。内訳は以下のとおりである。

2年次 選択科目Ⅰ＝憲法特論、民事執行法、労働法Ⅰ、刑事証拠法、国際法（各2単位。未修者1科目選択(2)、既修者3科目選択(6)）

選択科目Ⅱ-1＝行政法特論、租税法、知的財産法、信託法、労働法Ⅱ、独占禁止法Ⅰ、比較刑事司法（各2単位。未修者1科目選択(2)、既修者3科目選択(6)）

3年次 選択科目Ⅲ-1＝法と公共政策、租税法Ⅱ、環境法、倒産処理法Ⅰ、消費者法、社会保障法、独占禁止法Ⅱ、情報法（各2単位。2科目選択(4)）

選択科目Ⅲ-2＝国際人権法、国際私法、国際民事訴訟法、国際取引法、国際経済法、EU法、国際制度論、国際関係学、外国法文献読解（各2単位。2科目選択(4)）。以上、選択科目）

このうち、倒産処理法Ⅰは、移行期のため選択科目Ⅲ-1に置かれているが、2008年度からは、選択科目Ⅱ-1となる（代わりに、倒産処理法Ⅱが2009年度からここに入る）。

### 5 その他の科目

以上のほか、4つの科目群にまたがる「発展ゼミⅠ・Ⅱ」（各2単位。必修(4)）がある。また、研究者志望者のために「法学研究基礎」（4）（任意科目。展開・先端科目、基礎法

学・隣接科目及び法律実務基礎科目) を用意している。

## 6 ビジネスロー・コース

3年次においてビジネスロー・コースを選択した学生は、3年次の選択科目及び発展ゼミ(合計14単位)に代えて、「実践ゼミ」(法律実務基礎科目及び展開・先端科目。各2単位の4科目から2科目選択(4))、「実践専門科目」(基礎法学・隣接科目。各2単位の4科目から2科目選択(4))、「実践ビジネスローⅠ」、「実践ビジネスローⅡ」、「ワールド・ビジネス・ロー」(基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目。各2単位。3科目必修(6))を履修する。

## 7 法情報調査・法文書作成

法情報調査・法文書作成については、上述したが、最後にまとめておく。本法科大学院では、入学直後から卒業まで、法情報調査・法文書作成の指導を、段階的・継続的に行っている。すなわち、未修者については、法律基本科目の授業において、法情報調査について、基本的な説明をしている。また、純粹の法学未修者を主な対象とする「導入ゼミ」においては、集中的にその教育をしている。次に、未修者・既修者のいずれについても、毎年、入学直後に「資料室データベース講習会及びIT環境利用説明会」を開き、その受講後に学内ネットワーク利用のためのアカウント・パスワードを交付する方法をとり、全員が法情報調査についての教育を受けるようにしている。さらに、2年次・3年次の各演習科目、「問題解決実践」(以上、必修科目)及び「法律英語」・「英米法」(いずれかを履修することが卒業要件)において、外国法を含む法情報調査・法文書作成の能力を高めるようにしている。また、2年次後半から3年次にかけての法律実務基礎科目である「民事裁判基礎Ⅰ・Ⅱ」「民事法務基礎」「刑事実務概論」等において、実務的な法情報調査・法文書作成の修練を行っている(「2007年度一橋大学法科大学院シラバス」「資料室データベース講習会及びIT環境利用説明会について」(別添資料C)参照)。

### <根拠となる資料・データ等>

- ・開講科目一覧(別紙様式1)、「2007年度一橋大学法科大学院学生便覧」2頁～12頁(概要)、13頁～17頁(時間割)、20頁～22頁(夏期特別研修)、23頁・24頁(ビジネスロー・コース)及び「2007年度一橋大学法科大学院シラバス」、「2006年度一橋大学法科大学院学生便覧」1頁～11頁(概要)、12頁～16頁(時間割)、「資料室データベース講習会及びIT環境利用説明会について」(別添資料C)

**基準 2-1-4**

各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

(基準 2-1-4 に係る状況)

科目の単位認定方法は、教場における 15 時間をもって 1 単位（実務研修については 45 時間をもって 1 単位）としている（「一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）規則」3条2項・3項）。

この計算に基づく授業時間を確保するように学年暦を編成し、また、やむを得ない場合の休講に備えて、前期及び後期にそれぞれ 3 日間の補講期間を設けている（「2007 年度一橋大学法科大学院学生便覧」1 頁）。2006 年度の授業においては、以下のとおり、補講が実施された（資料 2-1-4-1 「2006 年度補講一覧」）。

資料 2-1-4-1

学 期	科 目 名	補講回数
前 期	労働法 I	1 回
	国際人権法	1 回
	国際租税法	2 回
後 期	法哲学	1 回
	独占禁止法 I	2 回
	労働法 II	1 回
	倒産処理法 II	1 回
	企業会計	1 回
	発展ゼミ A	1 回
	発展ゼミ B	1 回
発展ゼミ C	2 回	
合 計		14 回

なお、授業回数は、新カリキュラムにおいて、1 単位は 8 回、2 単位は 15 回、4 単位は 30 回である。この計算については、期末試験をする場合にはそれを含むが、中間試験をこれとは別に行うことを妨げないこととしている。旧カリキュラムにおいては、中間試験は各回数に含めつつ、期末試験は各回数と別に行うこととしていた。しかし、学生から、授業終了後・期末試験開始前に一定の期間をあけてほしいとの要望があった。これに応えるようにすると、新入生については、入学式以前の時期にまで授業を行わざるをえないことになるが、それは年間の学修の進行を考えると必ずしも望ましいものではない。また、期末試験を行わない科目との不均衡もあった。そこで、上記のように簡素化するとともに、授業終了後・期末試験開始前の期間中に教員が総合的に質問に答える機会を設けるなどして、実質的により高い教育効果をあげるようにした。

<根拠となる資料・データ等>

- ・開講科目一覧（別紙様式1）、「2007年度一橋大学法科大学院学生便覧」1頁（学年暦）、13頁～17頁（時間割）、32頁（一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）規則）、「2006年度一橋大学法科大学院学生便覧」表紙裏（学年暦）、12頁～16頁（時間割）、「法科大学院カリキュラムの見直し（確定版）」（2006年11月22日法科大学院教授会資料）（別添資料D）

## 2 優れた点及び改善を要する点等

本法科大学院の教育内容の優れた点は、以下のとおりである。なお、本法科大学院の教育課程が、評価基準により一般的に求められている基準（授業科目分類ごとの単位数要件等）を充たしていることは、言うまでもない。

### (1) 教育課程の適切な編成

未修者と既修者のそれぞれの特性に配慮した上での、理論と実務を架橋する段階的な教育を実施している。その内容は、「基準2-1-1」の（基準に係る状況）(2)に記載したとおりである。これにより、学生は、未修者・既修者を問わず、本法科大学院修了後、司法修習に無理なく進める知識・能力を修得できる。

### (2) 少人数教育の徹底

必修科目について、学生数30名程度（1年次）ないし50名程度（2・3年次）と上限を抑えただけでなく、導入ゼミ、発展ゼミ、ビジネスロー・コースの各科目など、数名ないし10数名というごく少人数の科目を多く用意し、極めて丁寧な教育をしている。

### (3) 教育理念と教育課程の対応

「ビジネス」「国際性」「人権」という明確な教育理念を設定し、それを教育課程に具体的に反映している。その内容は、「基準2-1-1」の（基準に係る状況）(3)に記載したとおりであるが、とりわけビジネスロー・コースの設置、国際性ある科目の充実、人権クリニックがその特徴をなす。

### (4) 法曹として求められる倫理と幅広い視野の獲得

本法科大学院は、単なる知識・技能の習得のみを目的とするのではなく、法曹として必要な倫理と幅広い視野を身につけさせることを積極的に意識している。法曹倫理については、法科大学院形成支援経費を得て、具体的な教育方法の検討を進めた。その結果、法曹倫理は、特定の学期に集中して履修するよりも、常時、意識させるべきものであるとの認識に到達した。新カリキュラムでは、これを反映し、この科目を2年次から3年次にわたって、履修させることとした。このような検討は、日本の法科大学院の中でも最も先端的な水準にあると考える。また、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の充実は、大きな特長である。

### (5) 多様な選択の可能性

多様な選択科目、多数の特色ある発展ゼミ、研究者志望者のための法学研究基礎、さらにビジネスロー・コースの設置により、学生の志望に応じ、その能力と関心を高めるための多様な選択が用意されている。

2004年度の法科大学院発足に伴う最初のカリキュラムは、十分に検討されたものであり、非常に高い教育効果をあげた。しかし、もちろん完全なものではなく、教員間の意見交換や学生の意見の聴取を行いながら、改善を重ねてきた。2006年度は、教員・学生に大規模なアンケートをとるなどして、新カリキュラムを編成し、さらに充実した内容となっている。なお、新司法試験との関係で、試験科目以外の科目の学習意欲が阻害されるのではないかとの懸念もあったが、たとえば、ビジネスロー・コースや法学研究基

礎の志望者も相当数いるなど、学生側のより高いレベルでの意欲が感じられる。もちろん、現在のカリキュラム・教育内容が完成型というわけではなく、今後とも、実績を検討し、また、学生等の意見も聴取しつつ、より良いものにするための努力を続ける予定である。

## 第3章 教育方法

### 1 基準ごとの分析

#### 3-1 授業を行う学生数

##### 基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

開講科目一覧(別紙様式1)に示されるように、1年生(未修者)を対象とする科目は32人のクラスで開講されており、また、2年生や3年生を対象とする科目においても、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が必要とされる「演習科目」については、A及びBの2クラスに分けることによりほぼ50人(最大でも54人)による教育が実現している(法律基本科目の履修状況についてはさらに後述(基準3-1-2)する)。

他方、2年生や3年生を対象とする講義形式の科目の中には受講者数が50人を超すものもないわけではない。しかし、これは全くの例外であり、しかも一演習ではなく講義形式であることを考えるなら一教育成果が減殺されるほどの多人数が履修しているわけではない。そして、大多数は10人からせいぜい30人位の人数で開講されているのであるから、講義形式ではあっても、教員が学生を指名して質問する等の双方向的な講義が可能な規模が維持されている。

**基準 3-1-2**

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準 3-1-2 に係る状況)

前述(基準 3-1-1)したように、1年生(未修者)を対象とする科目は32人で開講されており、2年生や3年生を対象とする演習科目も、2クラスに分けることによりほぼ50人による授業を実施している。ただし、2年生や3年生を対象とする講義形式の科目の一部(「行政法特論」(2006年度後期)、「行政法Ⅰ」、「商法総則・商行為・手形小切手」(2006年度後期)、「会社法」、「民事執行法」および「英米法」)は50人を超えているが、前述したように、教育成果が減殺されるほどの人数ではない。

### 3-2 授業の方法

#### 基準 3-2-1

法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準 3-2-1 に係る状況)

#### 1 授業の方法

1年生（未修者）を対象とする科目は講義科目が多いが、未修者は、具体的な問題を解決する能力を養う前提として、先ず最低限の法的知識や素養を身につける必要があるため、これは当然である。また、講義形式ではあるが、32名のクラスであるから、一方的な講義だけではなく、教師が指名して学生に解答させる等の双方向的な教育が可能であり、事実、多くの科目で講義とソクラティック・メソッド（対話方式）とが併用されている（2007年度一橋大学法科大学院シラバス参照）。

2年生や3年生を対象とする科目のうち、基本的で重要な科目は演習の形式で教育されるが、この場合には、教師が事前に計画を立ててシラバスを通して学生に予告されたプランにしたがって、講義に先立って教材を配布又は指定して予習を求め、それを前提として授業を行う。教材とされるのはケースや判決などであり、それについて教室で討論することにより実践的な問題解決能力を養う。なお、基本科目以外のより高度な科目においても演習形式による「発展ゼミ」や「実践ゼミ」が行われており、ここでも双方向又は多方向的な教育が実現している。

2年生や3年生を対象とする科目のうち基本科目でないものについては講義形式のものが多いが、履修者が20人前後であることが多い。この場合には、講義形式ではあっても、教師が指名して学生に解答させる等の双方向的な教育が可能であり、事実、そのことを前提として事前に資料等を配布して予習を求めるものが多い。

なお、以上述べたように多くの科目において事前の予習やレポートの提出などが要求されているが、他方、課題が集中しないように、掲示等を通して教師相互で情報を交換して、学生の負担が適切になる配慮している。

夏期特別研修（エクスターンシップ）も予定どおり実施されており、学生からも好評である。学生に対しては、予め説明会が行われて守秘義務等について指導され、また、事後には報告書を提出させて成績評価の資料としている。

## 2 学生への周知

各科目のシラバスを年度開始前に配布している。シラバスには、【授業講義の概要と目標】のほか、【授業内容と進行】の項で全体の内容と各回に予定する主題が示している。また、【成績評価の観点と方法】の項では、成績評価における考慮要素とおよその配点比率を示している。（別添資料 2007 年度一橋大学法科大学院シラバス参照）

## 3 時間外の学習

教員たちは、授業終了後の学生の質問に丁寧に対応している。後述 7-2-1 (1) のように、専任及び兼担教員は、質問のためのオフィス・アワーを週 1 回設けている。後述 4-1-1-8 のように、試験の答えは、学生の復習に資するよう必ず返却している。さらに、弁護士等が、学習アドバイザーとして週 3 日ほど学生の学習上の相談に乗る制度もある（ただし平成 19 年度は休止）。

法科大学院資料室では、図書のほか法学データベースを活用して、学生が自習することができる。データベースは自宅からも利用できる。また、一部の教員は、Webclass と呼ばれる大学全体の仕組みを利用して、教材、質問と回答などをウェブ上に掲載し、学生がいつでも閲覧できるようにしている。これらによって、授業時間以外の自習を充実させている。

<根拠となる資料・データ等>

2007 年度一橋大学法科大学院シラバス

### 3-3 履修科目登録単位数の上限

#### 基準 3-3-1

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することができる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。  
在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

(基準 3-3-1 に係る状況)

履修規則上、1年生（未修者）は32単位しか登録できず、2年生については36単位、3年生については42単位までしか登録できないこととなっており（資料3-3-1-1）、上記の基準は満たされている。

#### 資料 3-3-1-1

(履修登録の制限)

第4条 各年度において履修科目として登録することができる単位数は、第1年次にあっては32単位、第2年次にあっては36単位、第3年次にあっては42単位とする。

出典：一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）規則

## 2 優れた点及び改善を要する点等

以上のように、同時に受講している学生数は授業の形式に応じた適切な数に抑えられており、効率よく密度の高い教育が行われている。特に、導入ゼミや発展ゼミなどのゼミナール形式の講義によって本学の理想とする少人数教育を実践しており、また、その他の科目においても双方向的講義が教育的効果を挙げている。もっとも、選択科目の一部には 50 人を超える学生が履修しているものもあるが、教育効果を減殺する程の人数ではないので、現状では特に改善策を講じる必要はないと思われる。

## 第4章 成績評価及び修了認定

### 1 基準ごとの分析

#### 4-1 成績評価

##### 基準4-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

（基準4-1-1に係る状況）

#### 1 成績評価の基準設定・周知

##### (1) 全体としての基準の統一

履修科目の成績については、一橋大学大学院法学研究科法務専攻(法科大学院)規則（以下、「法科大学院規則」という）第20条において、通常の講義科目（同条第1項）と、少人数のゼミ形式の科目（同条第2項）とに分けて、統一的な成績基準を設けている。具体的には、通常の講義科目については、A（極めて優秀）、B（優秀）、C（能力や知識が望ましい水準に達している）、D（一応の水準に達しているが、望ましい水準に達するためにはなお努力を要する）及びF（不合格）である（資料4-1-1-1）。

##### 資料4-1-1-1

（成績）

第20条 履修科目の成績は、A(きわめて優秀)、B(優秀)、C(能力や知識が望ましい水準に達している)、D(一応の水準には達しているが、望ましい水準に達するためにはなお努力を要する)及びFの5段階とし、A、B、C及びDを合格とし、Fを不合格とする。2 前項の規定にもかかわらず、「発展ゼミⅠ」、「発展ゼミⅡ」、「夏期特別研修」、「法学研究基礎」、「導入ゼミ」、「模擬裁判」及び「問題解決実践」についての評価は、E(合格)又はF(不合格)とする。

出典：法科大学院規則

また、成績評価にあたっては、大学院規則第19条第1項において、期末試験の結果のみならず、提出課題、平常の成績、出席状況をバランスよく加味することによって、総合的多面的な評価が行われることを明らかにしている（資料4-1-1-2）。かつ、法科大学院教授会の申合わせとして、A評価の数は、A、B、C評価の合計の3分の1以下を目安とすることとし、全体としての各科目間における成績の統一を図っている

(資料4-1-1-3)。さらに、総取得単位に対してD評価の割合が3割を超えた者に対しては、法科大学院長が警告と助言等を行う等の措置がとられることとされている(法科大学院規則第27条、一橋大学大学院法学研究科法務専攻(法科大学院)細則(以下、「法科大学院細則」という。)11条。資料4-1-1-4)。

資料4-1-1-2

(履修科目の評価)

第19条 履修科目の評価は、科目担当教員が、試験の結果、提出課題、平常の成績、出席状況等を総合して行う。

2 前項の規定にかかわらず、第16条に定める「夏期特別研修」については、研修受入先から法科大学院に送付された評価書及び研修参加者が提出した報告書を総合して評価する。

出典：法科大学院規則

資料4-1-1-3

(前略)

II 成績評価の通知と答案の返却

(中略)

○ 成績評価について、A評価の数は、A、B、C評価の合計の3分の1以下を目安とする。

出典：試験・成績評価の実施体制について(2004/7 一橋大学法科大学院教授会)

資料4-1-1-4

(警告、助言及び相談)

第27条 法科大学院長は、各学期末において、各学期における総修得単位数のうちD評価を受けた科目の合計単位数の割合が、法科大学院教授会が別に定める基準を超えた学生に対して、警告と助言をする。

2 法科大学院教授会が定める教員は、次の学期の間、警告と助言を受けた者の相談に継続して応じる。

(法科大学院長による警告及び助言の要件)

第11条 各学期においてD評価を受けた科目の単位数を合計した数が、当該学期における修得科目の単位数を合計した数の3割を超えた学生に対しては、法科大学院長は、直ちに警告及び助言をするものとする。

出典：法科大学院規則第27条及び法科大学院細則

なお、本法科大学院においては、『過程重視の教育』という理念を実現するため、第1年次の科目のすべて、第2年次以降の演習、ゼミ、未修者必修・科目未履修者科目について、一律に出席要件制度を導入している(他の科目についても出席要件制度を実施することはできる)。この場合、補講を除き、実施総回数3分の2の講義に出席しなかった者について、原則として、期末試験の成績如何にかかわらず単位は認定されない(資料4-1-1-5)。

資料4-1-1-5

○ 教員の負担を考え、1年次講義のすべて、2年次以降の演習、ゼミ、未修者必修・科目未履修者にのみ、出席要件制度を一律に導入する。他の講義科目については、非常勤講師を含めて担当教員の選択に委ねる。実施科目の一覧は学期最初に配布する。(導入しない科目について

も、平常点等により欠席は不利に取り扱われる趣旨を明示する)。

- 補講を除き、実施総回数 3 分の 2 (端数切り上げ)以上の講義に出席できなかった者については、期末試験等の成績にもかかわらず、単位を認定しない(再試験・追試験の受験は認めない)。選択科目については、初回の講義については、実施総回数、出席回数のいずれにも算入しない。
- 学期途中において長期療養が必要となった場合等、特別な事情があると認められるときは、院長は、各種の事情を考慮して、出席要件を 2 分の 1 以上にまで引き下げることができる。
- 学生が授業開始 20 分以上(正規の講義時間帯を基準とする。以下同じ)遅刻したとき及び授業終了 20 分以上前に早退したときには、教員は、その回について欠席したものと見なすことができる。
- 出席のチェックについては、担当教員が履修者名簿を回覧に供し、所定の箇所に自署することを出席者に求める方法等によって行うことを原則とする。

出典：長期欠席者の取扱いについて（2005/03 一橋大学法科大学院教授会）

次に、上記事項の学生への周知方法であるが、まず、学生の必携書類として『法科大学院便覧』を毎年度作成し、そこに、前掲の『法科大学院規則』、各種の教務決定事項を学生向けに分かりやすくまとめた『教務上の決定事項』等を掲げて、恒常的にそれらを参照するよう各教員が学生に促している。かつ、大学説明会、合格者に対する入学前説明会、入学時のガイダンス等において、教務担当者から『法科大学院便覧』を用いながら、「厳正な成績評価を行っていることが、本法科大学院の特色であること」を繰り返し説明し、その周知徹底を図っている。

## (2) 各科目における措置

各科目担当者は、上記の法科大学院の基準を下にして、具体的な評価方法を作成し、これをシラバスに明示することとしている(参照学生便覧掲載の各科目のシラバス)。ここでは、授業の出席状況、授業における質問に対する回答、提出課題、中間試験・期末試験の成績等の別に、全体の成績における各項目の具体的な評価割合を記載することとしている。かつ、これらの具体的な評価方法は、冒頭の講義等において周知徹底することとしている。

## 2 基準に従った成績評価

### (1) 成績分布の配布と基準の申合せ

全体としての基準の統一については、各学期の冒頭の教授会において、その前の期における各科目の成績分布(履修人数及び A - B - C - D・F 別の人数)を配布し、教員相互による確認・点検を図っており、ほぼ、基準に沿った分布となっていることが確認されている(別添資料 E)。かつ、A の割合が教授会申合わせの上限を上回った科目の担当者に対しては、法科大学院長が個別に注意を与え、次年度以降の改善を促した。

また、非常勤教員に対しては、学期前における正式な依頼文書、期末試験前の成績評価依頼のなかに、成績評価の基準及び A の割合に関する申合わせを同封し、その周知徹底を図っている。

## (2) 評価基準の周知・徹底

各科目における成績評価の適正を確保するために、以下に掲載する各種の「教務決定事項」を定め、非常勤講師を含めた教員全員にこれらの事項を徹底するとともに、学生に対しても学生便覧に掲げてその周知を図っている。

第一に、厳密な出席及び遅刻・早退の有無のチェックが厳正にされることは、前記出席要件を導入している科目のみならず、出席状況を何らかの形で評価項目に取り入れているすべての法科大学院科目において重要である。この点から、出席の確認方法を決定のうえで教務決定事項に明記し（参照、「(1) 長期欠席者等の取扱い、出欠の確認の方法等について」）、担当教員全員及び学生への周知徹底を図っている。かつ、平成17年度から、不確実性が問題となった「教員による目視」の手段を廃止し、「担当教員による名簿回覧と受講者の自署」の方式に一本化した（前掲資料4-1-1-5）。

第二に、レポート、中間試験等、期末試験以外の評価手段について、実施期日、提出期限が一定期間に集中する等の事態が起これ、これらの手段の有効性・効率性が阻害される可能性はある。この点に鑑み、レポート等を教員が学生に出す場合には、提出期限・分量等を所定の掲示板に掲げ、かつ、レポート等を課す前に他の科目の課題等を勘案して提出期日、成果物の分量を調整することを、教員に求めることとしている（資料4-1-1-6）。

## 資料4-1-1-6

- 中間試験・レポート等の課題が一時期に集中して、学生に過度な負担がかかることを回避し、併せて効率的・円滑な授業運営を確保するため、法科大学院全体として次のような措置をとることとする。
- ① 法科大学院掲示板に「中間試験・レポート等の課題」専用のスペースを設ける。
  - ② 担当教員(非常勤講師も含む。)は、中間試験・レポート等の課題を学生に課そうとする場合には、予め掲示板を確認し、学生に対して一時的に過度な負担がかかることを回避するよう、配慮するものとする。
  - ③ 担当教員は、中間試験・レポート等の課題を学生に課した場合には、少なくとも提出物の分量及び提出期限等を記載した文書(学生に配布した課題文書でも可)を掲示板に掲げるものとする。

出典：中間試験・レポート等の課題の調整の方法について（2004年6月・法科大学院教授会）

第三に、期末試験については、厳正かつ公正な評価が行われることを確保するため、出題意図の公表、採点基準の学生への説明を義務付け、さらに、原則として、答案等の返却等を基本とすることとしている。具体的には、成績評価の結果は、所定の成績発表期日以降、法科大学院事務室のカウンターにおいて、学生個人別の成績表を手渡しすることによって行われる。その際、定期末試験、追試験、再試験（再々試験、再追試験を含む。）進級試験の答案は、学生に返却することを義務づけている。返却された答案には、原則として、評価基準に照らした基本的評価、減点・加点要素等に関する記載が行われることが求められるほか、添削、講評等を返却答案に記載しない場合にあっては、口頭によりあるいは文書を配布して出題意図・模範解答等を示す等により、出題の意図・評価の視点を学生に示すものとされている（資料4-1-1-7）。

資料4 - 1 - 1 - 7

I 試験準備・実施について

- 試験問題の印刷等を法科大学院資料室に依頼する際には、通常の教材印刷の場合に準じて行うものとする。解答用紙については、法科大学院資料室に備え付けのものを使用することができる。
- 試験実施については、担当教員の責任において行う。試験の出欠、答案の整理等についても、教員の責任において実施する。試験の遅刻限度は30分とする。
- 監督の補助については、部門助手\*、指導中の院生等に依頼することができるが、担当教員の責任において行う。  
\*現在の名称は「教育専門職員」
- 試験時、学生に六法を貸与する際は、法科大学院資料室に備え付けのものを使用することができる。

II 成績評価の通知と答案の返却

- 各期末における成績、追試験・再試験の成績の事務への通知は、成績評価発表の日の遅くとも一週間前までに、評点を記入した成績表に期末試験答案等の返却物を添えて、法学部事務室に持参又は送付する形で行う。その他の試験については、試験実施後速やかに採点し、成績表を答案とともに法学研究科事務室に持参する。
- 成績評価について、A評価の数は、A、B、C評価の合計の3分の1以下を目安とする。
- 法学部事務室においては、成績表への科目別成績の記入、期末試験答案の複写の作成・保存を行う。
- 成績の学生への通知は、成績発表日以降、法科大学院資料室窓口において、学生に個人別の成績表を手渡すことにより行う。その際、学生別にまとめた返却物も併せて手渡すものとする。返却物の学生別の整理は、法科大学院資料室が行う。
- 再試験の対象となる学生に対しては、成績評価の通知と同時に、再試験後の成績評価の基本的な方針、とくに期末試験以外の評価項目と再試験の結果とを併せて評価するか、再試験の結果のみで評価するかの別を告知する。

出典：試験・成績評価の実施体制について（2007年3月改正 法科大学院教授会）

第四に、定期期末試験、追試験・再試験（再々試験、再追試験等を含む。）の成績については、特に、異議申立てを制度化している。実際にも、正式な異議申立てがされ、法科大学院長、教務担当、担当教員で協議のうえ公正な対応した例がある（資料4 - 1 - 1 - 8）。

## 資料4-1-1-8

3. 定期期末試験の成績について、特に、異議申立期間(答案返却開始の日から1週間)の制度を設ける。異議申立期間経過後は、成績に関する質問、異議申立ては一切認めない。ただし、教員が海外出張中であつた等、異議を申し立てることができなかつたことにつき正当な理由があるときには、異議を申し立てることのできる期間は、当該事由が止んだ日又は教員が改めて指定した日から1週間とする。
4. 追試験・再試験(再々試験、再追試験等を含む。)、進級試験の成績については、結果発表後直ちに提出された異議申立てに限り対応するものとする。
5. 3項及び4項に規定する異議申立ては、所定の書式に記入して、法科大学院資料室に提出する形で行うものとする。

出典：「試験答案等の取扱いに関する申合せ」について（2004年7月一橋大学法科大学院教授会）

第五に、第1年次から第2年次の進級試験については、採点の厳正を期するため、大学入学試験と同様に、法学研究科事務室において学生番号・氏名を匿名化する措置を行ったのちに、担当教員に手渡す等の措置を行っている。

### 3 期末試験及び成績評価結果の告知

定期期末試験の結果について、前述のように、答案を返却することが義務付けられている。答案に添削・講評がされない場合には、口頭又は書面にて、出題意図、評価基準等が示される措置をとっている。

期末試験を実施した場合において合格の評価が与えられなかつた者、やむを得ない事情により期末試験を受験することができなかつた結果、合格の評価が与えられなかつた者に対しては、再試験、追試験の機会が与えられる。さらに、第1年次の特例として、第1年次の前期で不合格となつた者につき、特別に、再々試験、再追試験、追再試験、追々試験を実施することとしている（資料4-1-1-9）。

## 資料4-1-1-9

（定期試験、再試験、追試験）

第21条 定期試験は、学期末に期日を定めて行う。

2 成績の評価に際して定期試験が実施された科目において、試験の結果に基づき、又は試験の結果を他と総合評価することにより、不合格の判定を受けた受験者に対しては、再試験を実施する。定期試験については、再試験の再試験及び再試験の追試験は実施しない。

3 成績の評価に際し定期試験が実施された科目において、法科大学院教授会が別に定める事由により試験を受けることができなかった者に対して、追試験を実施する。定期試験については、追試験の再試験及び追試験の追試験は実施しない。

4 再試験及び追試験については、第1項を準用する。

（第1年次前期配当科目の特例）

第22条 前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、第1年次前期の科目については、第1年次後期の定期試験の期日と第10条に定める進級試験の期日との間に、再試験の再試験若しくは

追試験又は追試験の再試験若しくは追試験を実施する。

(再試験、追試験の評価等)

第23条 定期試験の再試験並びに第22条に基づいて実施される再試験の再試験若しくは追試験又は追試験の再試験に合格した者の成績はDとし、第22条に基づいて実施される追試験の追試験における評価は得点の8割とする。

2 定期試験の追試験における評価は、得点の9割とする。

3 定期試験の追試験並びに第22条に基づいて実施される再試験の追試験及び追試験の追試験を受けようとする者は、所定の法科大学院長あての願いに、医師の診断書その他法科大学院教授会が別に定める必要書類を添えて、所定の期間に、法学研究科事務部に提出しなければならない。

4 定期試験の追試験並びに第22条に基づいて実施される再試験の追試験及び追試験の追試験についての許可は、法科大学院教授会の議に基づき、法科大学院長が行う。

出典：法科大学院規則

**基準 4 - 1 - 2**

学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

(基準 4 - 1 - 2 に係る状況)

本法科大学院においては、他の教育機関における履修結果をもとに、本法科大学院における単位を認定した実例はない。しかし、法科大学院細則第 10 条においては、既修者については、既修認定した単位が 30 単位となっていることから、他の教育機関における履修結果をもとにして単位認定をする可能性を認めていない（第 10 条が適用されるのは、同条 1 項 1 号「規則第 6 条の規定に基づき法科大学院を修了することとなる者」に限定される）。

また、未修者についても、①単位認定が認められる科目は選択科目であり、②履修認定を受けることのできる単位は 12 単位を超えないこと、としている。

さらに、単位認定をする際には、学生から必要な資料の提供を求め、法科大学院長と教務担当者、単位認定科目担当教員が合議のうえ、厳正な手続をとることを予定している。ちなみに、具体的手続に関し、国内の他の教育機関の場合については、特段の規定は置かれていない。しかしながら、特に、外国の大学院における履修の結果に基づいて単位を認定しようとする場合については、細則第 10 条に詳細な規定が設けられており、①シラバスとその邦訳、②科目の概要を記した担当教員作成の文書とその邦訳、等の書面を求めることとし、厳正な認定を期すこととしている。したがって、必要な情報の収集について困難のない国内の他の教育機関の単位認定に際しても、同様の措置がとられることは当然に予定されている（資料 4 - 1 - 2 - 1）。

## 資料 4 - 1 - 2 - 1

- 第 10 条 規則第 26 条第 1 項に規定する「法科大学院教授会が別に定める限度内」とは、次の各号のすべてを満たした場合をいうものとする。
- 一 他の大学院において修得した科目について法科大学院による履修の認定を受けようとする者は、規則第 6 条の規定に基づき法科大学院を修了することとなる者であること。
  - 二 他の大学院において修得した科目であって、法科大学院による履修認定を受けようとする者は、別表第 2-A 欄及び別表第 2-B 欄に定める選択科目であること。
  - 三 履修認定を受けようとする科目の単位数の合計は、12 単位を超えないこと。
- 2 規則第 26 条第 4 項にいう「所定の期間」とは、第 1 年次(法学既修者にあつては第 2 年次)の前期における履修登録の届出期間とする。
  - 3 規則第 26 条第 5 項にいう「別に定める必要書類」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
    - 一 外国の大学院において単位を修得した科目の概要を記載した当該大学院発行の書類(シラバス等)及びその邦訳(申請者によるものであることを妨げない)
    - 二 外国の大学院において単位を修得した科目の概要を記載した当該科目担当教員作成の書面(署名がされたものでなければならない)及びその邦訳(申請者によるものであることを妨げない。)
    - 三 その他外国の大学院において単位を修得した科目の内容を証明する外国の大学院又は大学院に所属する教職員が作成した書類及びその邦訳(申請者によるものであることを妨げない)

い。)

出典：法科大学院細則

**基準 4 - 1 - 3**

一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4 - 1 - 3 に係る状況）

**1 進級要件**

本学においては、第2年次進級の要件、第3年次進級の要件をそれぞれ次のように定め、これを厳正に実施している。さらに、いずれの進級についても、2008年度の入学者から、その要件として GPA を導入することが決定されており、より厳格な進級認定がなされることとなる。

**(1) 2年次進級要件**

第2年次への進級要件は、①法科大学院規則 10 条に規定しているように、第1年次の科目 33 単位（第1年次科目のすべて）を履修し、かつ、②第1年次の学年末に実施する進級試験（「憲法」、「民法」、「民事訴訟法」、「刑法」及び「刑事訴訟法」）に合格することであった。しかし、本 2007 年度より、学年配分の見直しの結果、第1年次の履修単位は 31 単位となり、進級試験の科目は、「憲法」、「民事法」及び「刑事法」に整理された（進級試験については、再試験、追試験の受験が認められる）。第1年次に原級留置きとなった者は、第1年次のすべての科目を再度履修しなければならない（資料 4 - 1 - 3 - 1）。

**資料 4 - 1 - 3 - 1**

（第2年次進級の要件）

- 第10条 法科大学院の第1年次に在学する者が第2年次に進級するための要件は、別表第2-A欄に定める第1年次の必修科目31単位を修得するとともに、第1年次の学年末に実施する進級試験に合格することとする。
- 2 前項に定める進級試験の科目は、「憲法」、「民事法」、「刑事法」とする。
  - 3 第1項に定める進級試験の評価は、前項に定める科目ごとに合格又は不合格とする。
  - 4 第2項に定める各試験科目にかかる進級試験のうちで、不合格となった試験科目がある者に対してはその科目について再試験を行い、法科大学院教授会が別に定める事由により進級試験を受けることができなかつた者に対してはその科目について追試験を行う。進級試験については、その再試験の再試験若しくは追試験又は追試験の再試験若しくは追試験は実施しない。
  - 5 前項の場合においては、第23条第3項を準用する。この場合、同項にいう「定期試験の追試験並びに第22条に基づいて実施される再試験の追試験及び追試験の追試験を受けようとする者」は、「第10条第4項に定める追試験を受けようとする者」と読み替える。
  - 6 第2項に定める各試験科目にかかる進級試験のうちで、進級試験の再試験及び追試験の実施後においても不合格となった試験科目がある学生は、第1年次に留年するとともに、第1年次のすべての科目を再履修しなければならない。
  - 7 第5条の規定にかかわらず、進級試験に合格しなかつた年度において修得したすべての単位は遡って修得しなかつたものとみなす。

出典：法科大学院規則

**(2) 3年次進級要件**

第3年次への進級の要件は、未修者と既修者とで異なっているものの、基本的には、

①必修科目のすべてを履修していること、②未修者及び学部段階で対応する科目を履修していなかった既修者については、未修者・学部未修者必修科目を履修すること、③指定された学期群から指定された単位数の選択科目を履修すること、が進級に際して求められる。第2年次に留年した学生は、既に取得した第2年次の科目を再度履修する必要はなく、また、一定の範囲の第3年次の選択科目を履修することができる。これは、原級留置期間中に学生の学習意欲が維持されることを期待しての措置である（資料4-1-3-2）。

資料4-1-3-2

（第3年次進級の要件）

第11条 法科大学院の第2年次に在学する者が第3年次に進級するための要件は、次の各号に定める単位を含め、第2年次において31単位以上とする。

- 一 別表第1-A欄に定める第2年次の必修科目 計15単位
- 二 別表第1-B欄に定める未修者・未履修者必修科目 計10単位
- 三 別表第2-A欄に定める第2年次の選択科目 同表の定める各科目群から同表の定めに従って各2単位 計6単位

2 第2年次に在学する者が第3年次進級の要件を満たさない場合には、第2年次に留年するものとする。その場合、既に履修した第2年次の科目を再履修する必要はない。既に単位を修得していた科目も再履修することができるが、修了に必要な単位数には算入しない。また、「発展ゼミⅠ」「発展ゼミⅡ」及び別表第2-B欄に定める第3年次の選択科目を第4条に定める登録単位数の限度内において履修することができる。

（法学既修者の第3年次進級要件）

第12条 前条の規定にかかわらず、第2年次に在学する法学既修者が第3年次に進級するための要件については、次の各号の定める科目を含め、第2年次において32単位以上とする。

- 一 別表第6-A欄中の第2年次の必修科目 計15単位
- 二 削除
- 三 別表第2-A欄に定める第2年次の選択科目 同表の定める各科目群から同表の定めに従って各6単位、又は4単位 計16単位

2 前項の規定にかかわらず、第13条の定めるところに従って、別表第6-B欄に定める未修者・未履修者必修科目のそれぞれについて個別に既修と認定されなかった者の進級要件については、前項の定める要件に加えて当該科目の単位を修得することとする。

3 前項の場合において、第1項第3号に定める選択科目に関する履修要件は、既修と認定されなかった科目の数及びその単位数を減じた科目の数及びその単位数とする。ただし、この場合においても、別表第2-A欄に掲げる第2年次における科目群のそれぞれについて少なくとも1科目を履修しなければならない。

出典：法科大学院規則

## 2 進級の判定と対応

進級については、学生の成績をもとに、法学研究科事務室、教務担当教員において原案を作成し、教授会において審議のうえ決定する。学生に対しては、個別的に通知を行うこととなるが、進級決定の基礎となる各科目の成績については異議申立ての制度を置いていることは、既に述べた（基準4-1-1参照）。

進級制度については、試験前の法科大学院説明会、入学前の合格者説明会、入学後のオリエンテーション等において、教務担当より、『法科大学院学生便覧』により繰り返し説明を行ったうえで、常時、便覧の参照を学生に促している。

また、既に述べたように、原級留置者が発生することを未然に防止するため、総取得単位のなかでDの割合が3割以上の者を対象として、法科大学院長による警告と助言等の措置をとっている。さらに、欠席がちな学生に対しては、法科大学院長、教務担当教

員が早期に連絡を取り、指導を行う等、原級留置者が発生しないよう、予防的な見地からの組織的な取組みを行ってきている。

2006年度、本法科大学院においては、3年生3名が課程を修了できず、第2年次から第3年次への進級に際して3名が、第1年次から第2年次への進級に際して1名が原級留置きとなった。いずれも、所定の単位を取得できなかったためである。

原級留置となるに際しては、法科大学院長、教務担当、法学研究科事務室担当者がチームを組み、本人と緊密な連絡をとって指導にあたっている。その結果、従来、原級留置となった者も、すべて、翌年度には、進級する結果となっている。また、休学中の者についても放置することなく、毎学期末に連絡をとることとしている。

4-2 修了認定及びその要件

基準 4-2-1

法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科, 専攻又は学生の履修上の区分にあっては, 当該標準修業年限) 以上在籍し, 93単位以上を修得していること。

この場合において, 次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から, 他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を, 30単位を超えない範囲で, 当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお, 93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては, その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から, 当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を, アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で, 当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお, 当該単位数, その修得に要した期間その他を勘案し, 1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下, 「法学既修者」という。)に関して, 1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し, アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき, それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし, 3年未満の在学期間での修了を認める場合には, 当該法科大学院において, アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア	公法系科目	8単位
イ	民事系科目	24単位
ウ	刑事系科目	10単位
エ	法律実務基礎科目	6単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を, 修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)

(基準4-2-1に係る状況)

## 1 概況

本法科大学院では、①法学未修者（3年コース）と②法学既修者（2年コース）とに分けて、異なるカリキュラムを組み、かつ、全体としては厳格なカリキュラム要件のなかで、学生の履修状況と本人の意欲とに応じて、様々な科目選択の可能性を認めるものとなっていることに大きな特色がある。

例えば、法学未修者については、1年間の1年次教育課程において完全に法学既修者と同等になったものと機械的にみなすことなく、2年次における法学未修者の総取得単位数を少なめに設定している。また、法学既修者については、行政法及び商法について、法学未修者・科目未履修者必修科目と位置づけ、学部段階において行政法及び商法について十分な基礎知識を身に付けている者については、これらの科目に代えて他の選択科目を履修することを認める措置をとっている（本人が望めば当該科目を履修することはできる）。さらに、3年次には、本人の学習状況及び意欲に応じて、インテンシブかつ実践的なビジネス法務に関する教育が行われる「ビジネスロー・コース」を履修する途が与えられている（資料4-2-1-1）。

このように、本人の履修状況と意欲に応じて必要かつ効果的な学習を行うことができるようなカリキュラムとなっていることが、本学の特徴である。

## 2 単位数との関係

単位数との関係は、「(基準2-1-3に係る状況)」に詳述したとおりであるが、その要旨は以下の通りである。

### 1) 卒業に必要な単位

未修者 95単位

既修者 65単位

### 2) 内訳

#### ①法律基本科目

法律基本科目の総単位数は、62単位（必修）である。このほか、未修者向けの随意科目（1単位）がある。既修者は、必修科目が22単位であるが、このほか科目未履修者については最大10単位が必修となる。内訳は以下のとおりである（カッコ内は単位数。以下同じ。なお、端数・分数があるのは、公法・民事・刑事の各系にわたる科目（「導入ゼミ」「問題解決実践」があり、授業の回数・内容に応じて単位数を割り振ったためである））。

(1) 公法系科目(必修 12.1、他に随意 1/3)

(2) 民事系科目(必修 34.8、他に随意 1/3)

(3) 刑事系科目(必修 15.1、他に随意 1/3)

#### ②法律実務基礎科目

法律実務基礎科目の総単位数は、13単位であり、そのうち12単位が必修科目、1単位が自由選択科目である。

#### ③基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目の総単位数は、未修者5単位（必修1単位、選択4単位）、既修者6単位（選択6単位）である（選択科目は、基礎法学・隣接科目の中からの選択なの

で、選択必修となる)。

④展開・先端科目

展開・先端科目の総単位数は、未修者 12 単位、既修者 20 単位であり、いずれも選択科目である。

⑤その他

以上のほか、横断的科目として「発展ゼミⅠ・Ⅱ」(各 2 単位。必修)及び「法学研究基礎」(4 単位。任意)がある。

また、ビジネスロー・コースにおいては、3 年次において同コースを選択した学生は、3 年次の選択科目及び発展ゼミ(合計 14 単位)に代えて、「実践ゼミ」(法律実務基礎科目及び展開・先端科目。各 2 単位の 4 科目から 2 科目選択(4))、「実践専門科目」(基礎法学・隣接科目。各 2 単位の 4 科目から 2 科目選択(4))、「実践ビジネスローⅠ」、「実践ビジネスローⅡ」、「ワールド・ビジネス・ロー」(基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目。各 2 単位。3 科目必修(6))を履修する。

(修了要件)

第 6 条 修了の要件は、法科大学院に 3 年以上在学し、次の各号に定める単位を含め、95 単位以上を修得することとする。ただし、第 3 号に掲げる別表第 2-A 欄に定める選択群中Ⅱ-2 については、「英米法」又は「法律英語」を必ず履修しなければならない。

- 一 別表第 1-A 欄に定める必修科目 計 69 単位
- 二 別表第 1-B 欄に定める未修者・未履修者必修科目 計 10 単位
- 三 別表第 2-A 欄及び同第 2-B 欄に定める選択科目 同表の定める各科目群から同表の指定に従って各 4 単位又は 2 単位 計 16 単位

2 前項の規定にかかわらず、第 2 年次において、第 4 条に定める履修登録の限度内で、必要単位数を超えてさらに別表第 2-B 欄に掲げる選択群Ⅳの科目を履修することができる。この場合、履修科目の単位を取得した者は、第 3 年次における選択群Ⅳの選択科目を履修したものとす

3 第 1 項の規定にかかわらず、別表第 1-A 欄に定める必修科目中「発展ゼミⅠ」・「発展ゼミⅡ」については、それぞれの科目に代えて、同一学期に開講される別表第 2-B 欄に定める選択科目のなかから各 1 科目 2 単位を履修することができる。

(ビジネスロー・コースの特例)

第 7 条 前条の規定にかかわらず、第 14 条の定めるところに従って第 3 年次においてビジネスロー・コースの履修を許可された者の修了要件については、次の各号に定める単位を含め、95 単位以上とする。ただし、第 3 号に掲げる別表第 2-A 欄に定める選択群中Ⅱ-2 については、「英米法」又は「法律英語」を必ず履修しなければならない。

- 一 別表第 1-A 欄に定める必修科目中「発展ゼミⅠ」・「発展ゼミⅡ」を除く科目 計 65 単位
- 二 別表第 1-B 欄に定める未修者・未履修者必修科目 計 10 単位
- 三 別表第 2-A 欄に定める選択科目 同表の定める各科目群から同表の指定に従って各 2 単位 計 6 単位
- 四 別表第 3-A 欄に定めるコース必修科目 計 6 単位
- 五 別表第 3-B 欄に定めるコース選択科目 計 8 単位

2 第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、第 2 年次において必要単位数を超えてさらに別表第 2-B 欄に掲げる選択群Ⅳの科目を履修した場合、その科目及び単位数は、ビジネスロー・コースの修了要件の認定の際に算入しない。

3 ビジネスロー・コースの履修を許可された者が第 1 項に掲げる履修要件を満たさない場合であっても、第 6 条所定の修了要件を満たす場合には、その者は、第 6 条に基づいて法科大学院を修了したことの認定を求めることができる。この場合、実践ゼミは、「発展ゼミⅠ」又は「発展ゼミⅡ」に、その他のコース必修科目・選択科目は、第 3 年次の任意の選択科目に読み替えることができる。

4 前項の認定を求めようとする学生は、法科大学院教授会が別に定める手続に従って、認定の申請をしなければならない。

(既修者の修了要件)

第 8 条 第 6 条の規定にかかわらず、法科大学院が実施する法学既修者試験に合格した者(以下

「法学既修者」という。)の修了要件は、法科大学院に2年以上在学し、次の各号に定める単位を含め、65単位以上を修得することとする。ただし、第3号に掲げる別表第2-A欄に定める選択群中II-2については、「英米法」又は「法律英語」を必ず履修しなければならない。

- 一 別表第6-A欄に定める必修科目 計38単位
  - 二 別表第2-A欄及び別表第2-B欄に定める選択科目 同表の定める各科目群から同表の指定に従って各6単位、4単位又は2単位 計26単位
  - 三 別表第2-A欄に定める選択科目又は別表4に定める自由選択科目  
第2年次に開講される科目のなかで、選択科目にあつては同欄に定める科目のなかから任意に1科目2単位、又は、自由選択科目にあつては1科目1単位 計2単位又は1単位
- 2 法学既修者試験の合格者は、第2年次に編入されるものとする。この場合、法科大学院は、合格者について次に掲げる科目30単位を第1年次において修得したものとみなす。別表第1-A欄に定める第1年次の必修科目中、「比較法制度論」を除く科目。
  - 3 第1項の規定にかかわらず、第13条に定めるところに従って、別表第6-B欄に定める未修者・未履修者必修科目のそれぞれについて個別に既修と認定されなかった者の修了要件については、前項の定める要件に加えて当該科目の単位を修得することとする。
  - 4 前項の場合において、第1項第2号に定める選択科目に関する履修要件は、既修と認定されなかった科目の数及びその単位数を減じた科目の数及びその単位数とする。ただし、この場合においても、別表第2-A欄に掲げる第2年次における選択科目群のそれぞれについて少なくとも1つの科目を履修しなければならない。
  - 5 第3項に該当する者以外の法学既修者であつて、別表第6-B欄に定める未修者・未履修者必修科目の履修を希望する者は、これを履修することができる。この場合、前項を準用する。
  - 6 第1項及び第3項の場合においては、第6条第3項を準用する。この場合、第6条第3項中の「別表第1-A欄」は「別表第6-A欄」と、「第1項第3号」は「第1項第2号」と読み替える。

(既修者に関するビジネスロー・コースの特例)

- 第9条 前条の規定にかかわらず、法学既修者のうち、第14条の定めるところに従って第3年次にビジネスロー・コースの履修を許可された者の修了要件は、次の各号に定める単位を含め、65単位以上とする。ただし、第3号に掲げる別表第2-A欄に定める選択群中II-2については、「英米法」又は「法律英語」を必ず履修しなければならない。
- 一 別表第6-A欄に定める必修科目中「発展ゼミⅠ」・「発展ゼミⅡ」を除く科目 34単位
  - 二 別表第2-A欄に定める第2年次の選択科目 同表の定める各科目群から同表の定めに従って各6単位、又は4単位 計16単位
  - 二の二 別表第2-A欄に定める選択科目又は別表4に定める自由選択科目 第2年次において開講される科目のなかで、選択科目にあつては同欄に定める科目のなかから任意に1科目2単位、又は自由選択科目にあつては1科目1単位 計2単位又は1単位
  - 三 別表第3-A欄に定めるコース必修科目 計6単位
  - 四 別表第3-B欄に定めるコース選択科目 計8単位
- 2 前項の規定にかかわらず、第13条の定めるところに従って、別表第6-B欄に定める未修者・未履修者必修科目のそれぞれについて個別に既修と認定されなかった者の修了要件については、前項の定める要件に加えて当該科目の単位を修得することとする。
  - 3 前項の場合においては、第8条第4項を準用する。
  - 4 法学既修者のうちビジネスロー・コースの履修を許可された者が、第1項又は第2項の修了要件を満たさないときであっても、第8条第1項又は第3項の要件を満たす場合には、第7条第3項を準用する。この場合、「第6条」は「第8条」と、「第1項第4号」は「第1項第3号」と、「同項第5号」は「同項第4号」と読み替える。
  - 5 前項の場合においては、第7条第4項を準用する。

出典：一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）規則

### 4-3 法学既修者の認定

#### 基準 4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

（基準 4-3-1 に係る状況）

#### 1 法学既修者認定方法とその修正

法学既修者の認定を受けた者は、法科大学院に1年間在学し30単位（「憲法Ⅰ・Ⅱ」、「民法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「刑法Ⅰ・Ⅱ」、「民事訴訟法」、「刑事訴訟法」）を習得したものとみなされ、第2年次に編入される（資料4-3-1-1（第8条第2項）参照）。このため、入学者選抜試験に際して、法科大学院における当該科目の単位を修得したものと評価できるかどうかを法学専門試験によって判定することとしている。なお、入学者選抜にあたっては、試験答案を含め全ての資料において受験番号による同定を行い、公平性を確保している。また、アドミッション・ポリシーに掲げているとおり、既修者選抜においても、既往の学業成績や実務経験、英語能力等を、自己推薦書および関係資料、さらに面接試験によって適切に評価することにより、多様性の確保に努めている。

平成16・17年度の入学者選抜においては、法学既修者枠の志願者について、（財）日弁連法務研究財団及び（社）商事法務研究会が実施する法科大学院既修者試験の成績を選抜資料とした上、「憲法・民法・刑法」3科目の法学論文試験を課した。すなわち、既修認定対象科目のうち、「憲法・民法・刑法」の3科目は、短答式・論文式の両面から、「民事訴訟法・刑事訴訟法」は短答式により、その基礎的知識の程度を評価した。

しかし、訴訟法科目を短答式試験のみで評価することや、法学既修者試験の実施時期が早く、受験後の知識・能力の進展が評価されないことなどの問題点も認識されるに至った。そこで、平成18年度入学者選抜以降、法学既修者試験の成績を必須選抜資料から除外する一方、法科大学院の実施する法学専門試験において「憲法・民事法・刑事法」の3科目について法学論文試験を課すこととし、訴訟法科目についても法科大学院独自の評価を行う（別添資料「平成18年度一橋大学法科大学院学生募集要項」参照）こととしている。具体的には、民事法・刑事法の試験時間及び配点比率を憲法に比して多くし、「民事法」中で「民法・民事訴訟法」、「刑事法」中で「刑法・刑事訴訟法」の学識をそれぞれ評価するものである。この結果、より入学時期に近い時点において、法学の基礎的学識の有無を適切に判断することをめざしている。

#### 2 法学既修者入試と入学後の措置

入学試験の出題にあたっては、秘密を保持し、厳正な試験実施を担保するため、必要最少人数による出題・採点を行うという条件のもとで、誤りや偏りのない適切な出題が行われるように措置している。第一に、考査委員に過去の出題内容を通知して類似の出題を避けること、第二に、各試験科目担当者内で合議して問題案を作成すること、第三

に、さらに各科目代表者がすべての問題につき事前に相互チェックを行うことである。これらの手続を通じて、出題分野の偏り、扱われる法律問題の科目間における類似性、難易度、問題文の表現に至るまで、点検・調整が行われる。この際、必要に応じて、法科大学院内外の状況も合わせて考慮することになる。他科目の考査委員の目を通すことによって、よりいっそう的確な出題に資することが期待される。

さらに、法学既修者として第2年次に編入した場合にも、「行政法Ⅰ」、「行政法Ⅱ」、「会社法」、「商法総則・商行為・手形小切手」の4科目は未履修者必修科目として別に科目既修認定を行い、学部教育において実質的にこれらの科目を履修したと認定された者を除き、必修とする（資料4-3-1-1（第13条）・4-3-1-2（第6条）参照）。法学既修者の選抜において法学専門試験が行われない科目について、実質的な学部教育科目の履修状況を把握し、これらの科目の学習が済んでいない者に対して必要な教育を施すためである。

資料4-3-1-1

第8条 第6条の規定にかかわらず、法科大学院が実施する法学既修者試験に合格した者（以下「法学既修者」という。）の修了要件は、法科大学院に2年以上在学し、次の各号に定める単位を含め、65単位以上を修得することとする。ただし、第3号に掲げる別表第2-A欄に定める選択群中Ⅱ-2については、「英米法」又は「法律英語」を必ず履修しなければならない。

一 別表第6-A欄に定める必修科目 計38単位

二 別表第2-A欄及び別表第2-B欄に定める選択科目 同表の定める各科目群から同表の指定に従って各6単位、4単位又は2単位 計26単位

三 別表第2-A欄に定める選択科目又は別表4に定める自由選択科目  
第2年次に開講される科目のなかで、選択科目にあつては同欄に定める科目のなかから任意に1科目2単位、又は、自由選択科目にあつては1科目1単位 計2単位又は1単位

2 法学既修者試験の合格者は、第2年次に編入されるものとする。この場合、法科大学院は、合格者について次に掲げる科目30単位を第1年次において修得したものとみなす。別表第1-A欄に定める第1年次の必修科目中、「比較法制度論」を除く科目。

3 第1項の規定にかかわらず、第13条に定めるところに従って、別表第6-B欄に定める未修者・未履修者必修科目のそれぞれについて個別に既修と認定されなかった者の修了要件については、前項の定める要件に加えて当該科目の単位を修得することとする。

4、5、6 （略）

第13条 別表第6-B欄に定める未修者・未履修者必修科目については、法科大学院教授会が別に定めるところに従って、学部教育課程において当該科目を履修したものと認定された者を除き、当該科目の未履修者とする。

別表第6 法学既修者の修了要件における必修科目、未修者・未履修者必修科目（第8条関係）

(A) （略）

(B) 未修者・未履修者必修科目（計10単位）

行政法Ⅰ	2単位
行政法Ⅱ	2単位
会社法	4単位
商法総則・商行為・手形小切手	2単位

出典：一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）規則

第6条 規則第13条にいう「法科大学院教授会が別に定めるところ」とは、次の各号に定めるものとする。

- 一 行政法Ⅰ 学部教育において、「行政法総論」に関する4単位以上の講義を履修した者
  - 二 行政法Ⅱ 学部教育において、「行政救済法」に関する2単位以上の講義を履修した者
  - 三 会社法 学部教育において、「会社法」に関する4単位以上の講義を履修した者
  - 四 商法総則・商行為・手形小切手 学部教育において、講義内容が、商法総則、商行為、手形小切手のすべてにわたる単一または複数の学部専門科目を履修した者。ただし、上記学部専門科目の講義内容に照らし、これらの講義のうちで商法総則、商行為、手形小切手に関する部分の実質的単位数の合計が2単位以上であると認定される場合に限る。
- 2 第1項の要件を満たしているか否かの判断は、提出された学部の成績表に照らして、法科大学院教授会の議に基づき、法科大学院長が行う。
- 3 前項の場合において、法科大学院長は、該当年次において該当科目を担当する教員の意見を聴くことができる。

出典：一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）細則

## 2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点としては、第一に、全教員の成績評価基準についての共通理解と意識の向上を図るために、各学期末に教授会において各科目の成績分布を回覧に付し、全体の討議に付すことによって、専任教員が客観的かつ厳正な成績評価基準の向上に務め、さらに、教育方法等の向上に努めるよう、組織的な配慮を行っている。本学の兼任教員及び非常勤教員についても、毎年度の講義担当依頼、及び成績評価に依頼に際して、成績の評価基準に関する決定、「(1) 長期欠席者の取扱い、出欠の確認の方法について」、「(2) 中間試験・レポート等の課題の調整の方法について」、「(3) 成績の通知・試験答案等の返却方法等について」等を同封し、本法科大学院の成績評価等に関する理念の共有を目指している。

第二に、成績評価や教育評価を確認するうえで重要であり、本学が独自に導入している出席要件制度の実施にとっても不可欠である、学生の出席状況の把握については、前記「(1) 長期欠席者の取扱い、出欠の確認の方法について」において、教員の目視による確認又は出席表への学生の自署の方式を明記し、その厳正な履行を図ってきた。さらに、本年度より、その不確実性が問題となっていた教員の黙視による確認の方式を廃止して、出席簿への学生の自書方式に統一している。

第三に、①出席要件制の導入とその範囲、②出席の確認方法（遅刻、早退の取扱い）、③中間試験・レポートの実施方法、④成績の通知と答案等の返却の方法、学生による異議申立の制度、⑤試験における問題作成の意図、採点基準を明示し、採点の公正と透明性の確保する措置の実施、等は、厳正かつ公正な成績評価とその実施のためには不可欠な事項である。このような見地から、本法科大学院においては、これらを「教務決定事項」として明文化し、非常勤の教員を含めて教員全員に徹底するのみならず、これらを『法科大学院学生便覧』に掲載して、学生にも公表し、法科大学院全体としてこれらの決定事項が遵守される体制をとっている。かつ、今後も、必要な教務上の諸準則を明文化し、法科大学院の教育水準の更なる向上のための措置をとることが予定されている。

第四に、厳格な進級制を実施し、原級留置となるおそれのある者に対しては、法科大学院長、教務担当教員、法学研究科担当職員がチームを組んで、組織的な指導、助言を与えている。かつ、原級留置者がでないよう、欠席がちな者に対する早期の指導の実施、成績不良者に対する法科大学院長の警告と助言の実施等、予防的な見地から組織的な体制を組んで対処を行っている。

第五に、法学既修者の入学者選抜に関しては、法科大学院開設後の実施状況に鑑み、試験科目の拡充・改善を行い、論述式によるよりきめ細かな既修認定を行うこととしたほか、出題内容の相互チェックにより、出題領域・難易度等の点において適正な出題がなされるような体制をとっている。

改善すべき点に関しては、例えば法学既修者の入学者選抜の問題点について制度上可能な範囲で改善を実施したところであり、今後とも、同様の問題点が明らかになった場合には、できるだけ速やかに対応することとしている。

なお、修了認定に関しては、厳格な成績評価をするため、必修科目については、総合的にある程度の力がついていても特定の科目についての成績不良があれば、留年にな

るのに対し、全体として力不足であっても F 評価がなければ進級・卒業できるという問題が認められた。そこで、現在、GPA 制度を導入し、全体としての成績が不良の者について、留年とする方向で検討を進めている。

## 第5章 教育内容等の改善措置

### 1 基準ごとの分析

#### 5-1 教育内容等の改善措置

##### 基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

##### 1 教育方法の改善

教育方法の改善について、本法科大学院は、法科大学院開設以前から、法科大学院における教育方法の開発と改善を担当するFD担当を配置した。以下にFDに関する活動を記す。

第一に、合計8回のFDに関する研究会を開催して、法科大学院の授業を担当する教員で法科大学院における授業方法について検討した。

- ① 第1回目(平成15年12月17日)の研究会は、これまで学部、大学院において、法科大学院の授業を意識して双方向的な授業を実験的に行ってきた後藤昭、村岡啓一両教授から、実験の結果、反省点などに関する報告をしてもらい、法科大学院での双方向的な授業の効果的な方法について議論を行った(別添資料F参照)。
- ② 第2回目(平成16年3月24日)の研究会は、ソフト面ではなく教材、教材を配布する体制、法科大学院で利用可能なIT関係の設備やその利用の仕方などハード面について確認し、どのような施設やサービスが授業をなす際に利用可能か、また必要なのか確認した(別添資料G参照)。
- ③ 第3回のFD研究会(平成16年5月26日)は、開始された法科大学院の授業の成果と問題点をできるだけ早く確認し授業のやり方をリアル・タイムで改善する目的で、授業の受け手である学生の感想やニーズを知るために学生も交えた形で開催した。
- ④ 前期の授業と、その終了時に行った学生による授業評価をもとにして、前期の授業について各教員がどのように授業を行ったのか、その結果どのような成果が得られたのか、どのような点が問題であったのか、授業評価の結果をどのように受けとめるのか、といった点について意見交換をするために第4回目(平成16年11月27日)の研究会を開催した。
- ⑤ なお、FD研究会ではないが、平成17年3月22日に、未修者の学生たちが自発的に行った授業、施設などに関するアンケートについて、未修者の代表2名の学生と法科大学院長、院長補佐、FD担当責任者、教務責任者の間で話し合いの場を持ち、アンケート結果を受領するとともに、それについて協議した。
- ⑥ この学生たちが自主的に行い取りまとめたアンケート結果を教員に配布し、それについて議論をすると同時に、平成17年度前期の授業が開始された後にどのよう

に授業が展開されているか意見交換する目的で、第5回目（平成17年4月27日）の研究会を開催した。

- ⑦ 第6回目（平成17年11月16日）の研究会では、前記授業評価の結果を受けて、各教員が自分の授業に関する反省事項や改善すべきこと等について述べ合い、また今年度の院生について前年度と比較して情報交換を行った。また、授業方法の改善として、電子メールによる質問・相談への対応、ウェブクラスの効果的な使い方などを検討し、さらに今後のFDの在り方（授業評価に対する改善点の公表、他の教員の授業の見学（peer review）、他の法科大学院からFD担当者を招いて話を聞くことなどが議論された。
- ⑧ 第7回目（平成18年7月26日）の研究会では、新年度の学生の特徴を中心に、授業の感想や進め方について各教員が意見を述べ合った。また、授業評価等で特に問題とされた予習の量について議論がされた。ここでは、予習の量が多すぎて授業内容が身につかないという学生からの意見について議論がされ、教員の側から資料の優先性等について助言するなどの対応策が提起され、今後の対策として、授業アンケートにおいて各教員が予習時間を把握し、適切な対応を取るものとされた。
- ⑨ 第8回目（平成18年2月28日）の研究会では、後期における学生の履修の態度や状況について各教員が感想を述べ合った。ここでは特に、口頭ではパフォーマンスの良い学生が期末試験等で成績が悪い例が多いとの指摘がされ、それについては、教員からの質問に対する回答をまとめさせたノートを提出させたり、教科書を書き写させたりすることによって自分でまとめる能力や文章表現能力を養成する工夫が紹介された。また、問題解決実践について、学生が答案を書きっ放しにしているおそれが指摘され、それについては、一部の答案を書き直させること、学生同士で他人の答案を採点させること、添削の効率的な方法などが紹介された。

以上のように、現在では、おおむね1年に2回程度FD研究会が開催され、そこで教員が自由な形で討議をし、その時々の問題について様々な解決策を検討している。この形態は、教員を過度に拘束することなく適切な問題解決の方向に導くという点で、法科大学院の教育方法の改善の方策としては概ね理想的な機能を果たしているといえる。

第二に、前期・後期とも、学期の終了時に、原則として全科目について、統一した質問票に基づく授業評価を行った。その結果は、各科目の担当教員に伝えるとともに、数値化された部分は全科目分（別添資料H参照）をまとめて法科大学院資料室に置き、学生と教員の閲覧に供している。さらに、(1)で記したように、授業評価をもとにしてFD研究会において教員の間で意見交換を行っている。平成16年度は学部のアンケート用紙を用いて授業評価を行ったが、17年度以降は法科大学院独自のアンケート用紙を開発した。また、学期の終了時の授業評価だけでなく、多くの教員が授業の途中で独自に授業に対するアンケートを行い（別添資料I参照）、学生の意見を参考にして授業の内容や方法の改善を行っている。

第三に、本法科大学院では、授業内容や方法の改善に関して学生の意見を取り入れる目的で、授業評価システム以外に、(1)に記したように、学生を交えた形でのFD研究会（平成16年5月26日）や学生との意見交換（平成17年3月22日）を行っている。

また、法科大学院長又は学生相談担当教員が月に1回程度、学生のさまざまな意見を聞く目的で昼休みに法科大学院長室を開放するなどして、昼食を学生と共にしながら意見交換する場を設けている。

## 2 法曹倫理教育開発プロジェクト

一橋大学法科大学院は、文部科学省の法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム（教育高度化推進プログラム）に基づき平成16年度から3年間「科目横断的法曹倫理教育の開発」プロジェクトを遂行した。本プロジェクトにより、法曹がその社会的役割を果たすうえで必須条件となる「法曹倫理」を法科大学院での教育課程全体を通じて涵養するための、一貫したかつ体系的な教育方法を開発することが目指された。具体的には、必修科目である「法曹倫理」科目の中だけではなく、法科大学院で教授される各法律科目を横断する形で、法曹三者が直面する具体的な倫理問題を取り上げ、すべての法律科目について倫理に留意した教材の開発及び授業の進め方を実践しようとしたものである。

### 資料 5-1-1-1

#### 2 教育プロジェクトの概要

本教育プロジェクトは、法曹がその社会的役割を果たすうえで必須条件となる「法曹倫理」を法科大学院での教育過程全体を通じて涵養するための、一貫した、かつ、体系的な教育方法を開発し、それにより、いかなる倫理的問題に直面しても適切な倫理的解決をもたらす応用能力を具えた法曹を育成することを目指す。固有の「法曹倫理」科目の中だけではなく、法科大学院のカリキュラム全体にわたり、各科目間を横断して講義のテーマと具体的関連をもった「法曹倫理」を教育するために、①部門ごとに、複雑な現代社会を反映する新たな形態の倫理問題に関する独自の教材（ビデオ作製を含む）を開発し、②各国の法曹養成機関との相互交流や法曹倫理教育の専門家の招聘などを通じて、その教授法を学ぶとともに、我が国の実情に合った各科目間を横断的に貫く「法曹倫理」教育の教授法を開発することを目的とする。

出典：平成16年度「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」申請書

本プロジェクトは一橋大学法科大学院の総力を挙げて取り組むものであり、総括責任者後藤昭前法科大学院院長及びプロジェクト・リーダー（推進責任者）村岡啓一法科大学院教授（「法曹倫理」担当。現法科大学院長）の下、公法、民事法、企業法、刑事法の各部門に分かれてすべての教員が参画する実施体制が敷かれた。

### 資料 5-1-1-2

#### (1) 教育プロジェクトの実施体制

総括責任者：一橋大学法科大学院院長（法学研究科法務専攻長）後藤 昭

プロジェクト・リーダー： 法科大学院教授 村岡啓一（「法曹倫理」科目担当）

法科大学院特任教授（弁護士） 永石一郎（同上）

公法部門 リーダー： 法科大学院教授 阪口正二郎（「憲法」科目担当）

（水野忠恒教授、高橋滋教授、浦田一郎教授、山田洋教授、只野雅人助教授、森村進教授、

佐藤哲夫教授、青木人志教授、山内進教授、ジョン・ミドルトン助教授)  
民事法部門リーダー： 法科大学院教授 松本恒雄（「民法」科目担当）  
（横山潤教授、上原敏夫教授、中田裕康教授、小野秀誠教授、滝沢昌彦教授、山本和彦教授）  
企業法部門リーダー： 法科大学院助教授 仮屋広郷（「商法」科目担当）  
（川村正幸教授、杉浦保友教授、盛誠吾教授、山部俊文教授、野田博教授、西村幸次郎教授、  
酒井太郎助教授、村上政博教授、射手矢好雄特任教授）  
刑事法部門リーダー： 法科大学院教授 村岡啓一（「刑事実務」科目担当）  
（橋本正博教授、王雲海教授、後藤昭教授）

出典：平成16年度「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」申請書

なお、プロジェクトの具体的な運営企画は上記推進責任者に各部門のリーダーが加わったプロジェクト・リーダー会議によって決定された。

（別添資料J：各部門リーダー会議議事録等）

本プロジェクトの成果は以下のとおりである。

(1) 新カリキュラムにおける継続的法曹倫理教育の採用

平成19年度（2007年4月から開始）新カリキュラムから、旧カリキュラムの必修科目「法曹倫理」（3年次後期・2単位）は、必修科目「法曹倫理Ⅰ」（2年次後期・1単位）と同「法曹倫理Ⅱ」（3年次後期・1単位）に分割されて、同一教員（「法曹倫理」担当2名）の下で2年間を通じて履修する。また、未修者コースの1年生に対しては、必修科目「刑事訴訟法」（1年次通年・4単位）の冒頭に「法律家の役割」についての講義と法曹実務見学修習を組み合わせて、2年次以降の必修科目「法曹倫理Ⅰ・Ⅱ」の導入教育を実施することとした。（2007年度一橋大学法科大学院学生便覧参照）

(2) 独自の法曹倫理教材案の作成

現在、各法律科目の中で扱う当該分野固有の倫理問題を説例として取り上げ、解説とティーチングマニュアルを付した独自教材を作成している。（別冊サンプル教材「法曹倫理・科目横断的アプローチ」参照）

(3) 各法律科目の枠内での法曹倫理教育の実践

既に、要件事実教育と法曹倫理教育との融合の実践（永石一郎教授）や、民法（松本恒雄教授）、刑事訴訟法（後藤昭教授）の各科目において、法曹倫理の観点を取り入れた授業が実際に行われており、法科大学院の院内研修(Faculty Development)においてその成果が発表されている。

(4) 臨床法学教育における法曹倫理教育の実践

一橋大学法科大学院では、臨床法学教育として、2年次の夏期エクスターンシップ及び3年次の発展ゼミ（刑事人権クリニック）と模擬裁判があるが、いわゆる法律実務家（弁護士）が直接学生を指導するライブ・クリニックは開設していない。しかし、「科目横断的的法曹倫理教育」の一環として、これら臨床系科目においても、意識的に倫理問題を取り上げて学生と共に検討している。

(5) 学生の教授法に対する評価

旧カリキュラムの必修科目「法曹倫理」では、教授法としてはいわゆるプロブレム・

メソッド(Problem Method 具体的事例に基づいて学生間の議論を中心に倫理的問題の分析と解決の理由付けを検討する多方向授業)を採用した。学生の2005年度授業評価アンケートによれば、民事・刑事2人の教員によるオムニバス方式には批判があったものの、「プロブレム・メソッドはあなたの法曹倫理の理解に有益であったか」の問いに対し58人中36人が「強くそう思う」(評価5)、17人が「そう思う」(評価4)と回答し、極めて高い評価を下した(平均4・5)。2006年度授業評価アンケートにおいても、同様に、高い評価(平均4・6)が示されている。(別添資料K)

以上のような成果、とりわけ Pervasive Method に基づく各法律科目に関連するサンプル教材は大変貴重なものであると考えられ、その公刊に向けて現在作業を行っているところである。また、このような成果を受けて、法科大学院における法曹倫理教育を法律家としての生涯教育の一環として位置づける観点から、「継続的法曹倫理教育の開発」をテーマとして、新たに文部科学省平成19年度「専門職大学院等教育推進プログラム」に応募した。(別添資料L)

### 基準 5 - 1 - 2

法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

(基準 5 - 1 - 2 に係る状況)

平成 15 年 5 月に司法研修所で行われた教員研修には刑事法担当の橋本正博教授、民事法担当の松本恒雄教授の 2 名が参加したほか、平成 16 年 4 月と 6 月に司法研修所で行われた教員研修に、民事法担当の小野秀誠教授と刑事法担当の後藤昭教授が参加した。

平成 16 年 12 月 11 日に開催された法科大学院協会主催の教育方法に関するシンポジウムに、法科大学院長の後藤昭教授、教務担当の高橋滋教授、FD 担当の阪口正二郎教授が参加した。

平成 17 年 1 月 10 日に開催された、文部科学省法科大学院等専門職大学院形成プログラムによる京都大学法科大学院主催の「実践的理論教育高度化プロジェクト」講演会に刑事法担当の村岡啓一教授が参加し、質問を行った。

平成 17 年 1 月 22 日に開催された、第 1 回「法科大学院における先進的教育の実践研究セミナー」(早稲田大学大学院法務研究科、株式会社 TKC 共催)においては、法科大学院長の後藤昭教授が「ケースブックを活用した授業展開」と題して授業の実践例を報告した他、村岡啓一教授が同セミナーに参加した。

また、平成 17 年 2 月 23 日には、本法科大学院で「人権クリニック」の授業を担当している法科大学院長の後藤昭教授と刑事法担当の村岡啓一両教授が、University of Washington School of Law を訪問し、同スクールの Clinical Law Program を見学し、同プログラムを担当している教授たちとクリニックにおける授業方法について意見交換した。

平成 17 年 3 月には、創価大学法科大学院要件事実教育研究所において行われたシンポジウム「要件事実教育の在り方」において、山本和彦教授がパネリストとして報告し、議論に参加した。

平成 17 年 8 月には、四国ロースクールの主催で行われた法科大学院シンポジウム「法科大学院における教育と新司法試験」において、山本和彦教授がパネリストとして報告し、議論に参加した。

平成 17 年 12 月 3 日、法科大学院協会主催「法科大学院における臨床系教育」シンポジウム(学術総合センター)で、後藤昭教授が司会を務めた。

平成 18 年 1 月 23 日、上原敏夫教授が第一東京弁護士会主催の医療事件に関する研修会に参加した。

平成 18 年 2 月 18 日、大宮法科大学院大学オールデイ・クリニック第 2 回国際シンポジウム(弁護士会館)で後藤昭教授が「一橋大学法科大学院における刑事上訴クリニックの試み」を発表した。

平成 18 年 5 月 31 日から 6 月 3 日まで、村岡啓一教授が、バンクーバーで開催された

アメリカ法曹協会(ABA)の主催する第32回専門家責任に関する全国会議に参加し、「法曹倫理」の効果的な教育方法に関する分科会に出席した(別添資料M)。

平成18年9月21日、上原敏夫教授が、日本弁護士連合会の消費者問題に関する委員会有志と消費者団体訴訟制度の運用の見通し等について、意見交換をした。

平成18年10月26日及び12月5日、上原敏夫教授が東京弁護士会等主催の労働事件に関する研修会及び医療訴訟に関する研修会に参加した。

平成19年2月9日、後藤昭教授と村岡啓一教授が、大宮法科大学院大学オールデイ・クリニック第3回国際シンポジウム(弁護士会館)に参加した。

平成19年3月3日、法科大学院協会主催プレシンポジウム「法科大学院の教育成果を検証する」(慶應義塾大学・三田キャンパス)で、後藤昭教授が司会を務めた。

平成19年6月9日法科大学院協会主催シンポジウム「法科大学院における成績評価と修了認定」(中央大学市ヶ谷キャンパス)で、後藤昭教授が司会を務めたほか、村岡啓一教授が同シンポジウムに参加した。

このように、研究者教員が、法科大学院の授業を改善するために外部で行われている教育方法に関するシンポジウムや研究会に積極的に参加したり、アメリカのロースクールにおける教育方法について視察したり、また実務上の知見を得るために司法研修所における研修に積極的に参加したりしている。他方でまだ実務家教員についてどのような形で教育研修を行っていくのかという点については十分な検討が行われていない。ただし、本法科大学院の実務家教員全員は過去に司法研修所や大学で教育の十分な経験を有している。

なお、平成17年1月17日には司法研修所の民事系教員10名が本法科大学院を来訪し、上原敏夫教授・中田裕康教授が共同で担当する「民事法演習Ⅲ」の授業を見学し、授業終了後授業方法について意見交換を行った。さらに、平成17年6月27日には大宮法科大学院大学から北沢義博教授、宮沢節生教授など4名の教員が来訪し、松本恒雄教授が担当する「民事法演習Ⅰ」と後藤昭教授が担当する「刑事法演習」の授業を見学し、授業終了後、授業方法について意見交換を行った。さらに、後藤昭教授の「刑事訴訟法」の授業について、平成18年10月6日早稲田大学法科大学院の四宮啓教授が、平成19年1月19日東洋大学法科大学院の岡部喜代子教授が視察して意見を交換するとともに、後藤教授は、平成19年1月9日立命館大学法科大学院で森下弘教授による刑事訴訟法の授業を、同月13日愛知大学法科大学院で、加藤克佳教授他による刑事実務の授業を参観し、意見交換するといった形で、他大学の法科大学院教員との情報交換を積極的に行っている。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点としては、以下の点を挙げることができる。

第一に、教育内容及び方法の改善の重要性をいち早く認識し、法科大学院開設以前から、複数の教員が来るべき法科大学院における授業を想定して学部や大学院の授業を利用して実験的な授業を試みていたこと、FD 担当を置いたこと、その FD 担当を中心に FD 研究会を行うことが法科大学院開設後も完全に定着し、実際に様々な形で教育方法の改善に寄与していることである。

第二に、法科大学院における授業の内容や方法の改善について、教員だけでなく学生も積極的に参加した形で考える体制作り成功したことである。学生も交えた形で行った第 3 回の FD 研究会への学生の参加は 50 人を超え、法科大学院長等のランチ・タイムを利用しての学生との意見交換の場にも学生の参加は多い。また、未修者の学生たちが自主的に教育内容、方法、施設についてアンケートを行い、それを取りまとめたことにも、教員と協力して法科大学院の授業内容や方法を改善していこうとする学生たちの積極的な意識が見て取れる。

第三に、授業学期毎に原則として全ての科目について授業評価アンケートを実施するだけでなく、その評価結果について FD 研究会という形で定期的に議論する体制を構築したことである。なお、平成 16 年度の授業評価は、学部における授業評価アンケート用紙を利用して行ったが、平成 17 年度以降は法科大学院独自の授業評価アンケート用紙を作成したので、それを用いて授業評価を行っている。

第四に、学期の終了時の授業評価ではその結果を受けての授業の改善が次の学期又は翌年度の授業にしか図られないため、多くの教員が授業の途中（多くの場合は授業開始後 3、4 回の授業を終えた時点）で独自に学生に対する授業アンケートを行い、その結果を受けて授業の内容や方法をいち早く改善するようにしている点である。

第五に、授業評価アンケート等学生の声を受けて、FD 研究会を中心に、教育方法の具体的な改善の取り組みが紹介され、また実施されていることである。例えば、予習の負担が過大であるという学生の声を受けて、予習時間の実情をアンケート等で把握する旨の申し合わせがされたり、口頭ではパフォーマンスの良い学生が期末試験等で成績が悪い例が多いとの教員の指摘を受けて自分でまとめる能力や文章表現能力を養成する様々な工夫が紹介されたりした。これは、教員を過度に拘束することなく適切な問題解決の方向に導くという、法科大学院の教育方法の改善の方策としては概ね理想的な機能を果たしているといえる。

第六に、研究者教員が、法科大学院の授業を改善するために外部で行われている教育方法に関するシンポジウムや研究会に積極的に参加したり、アメリカのロースクールにおける教育方法について視察したり、また実務上の知見を得るために司法研修所における研修に積極的に参加している点である。

第七に、「法曹倫理」教育に対する取り組みである。わが国の法科大学院はもちろんのことアメリカ合衆国のロースクールにおいても、法曹倫理の重要性は強く認識されながらも、法科大学院のカリキュラム全体を通じて「法曹倫理」を意識した教育を実現しようとする取り組みは稀であった。こうした現状の中で、具体的なプロジェクトを立て、

法曹倫理教育を一橋大学法科大学院のカリキュラム全体を通じて実現することに着手しており、教員のみならず学生にも常に「生きた法＝倫理」を意識させている。また、このプロジェクトの成果は、一橋大学法科大学院にとどまらず、他の法科大学院における法曹倫理教育や各種専門職大学院における専門家倫理に関する教育一般への応用が可能であり、将来性と発展性を秘めている。

逆に改善を要する点としては、以下の点を挙げるができる。

授業評価アンケートやFD研究会を定期的に行っているものの、そこでは教員間の意見交換が中心であり、現時点では他の教員の授業の見学や他の法科大学院の教員等の意見の聴取など従来から懸案とされている事項が必ずしも効果的・組織的には実現されていない点である（ただし、個別的に他の教員の授業の参観等を行った例はある）。この点については、第2回のFD研究会の際に、他の教員の授業を見学して互いに学びあうという申合せを行ったし、第6回のFD研究会でもこのような点の充実が将来のFD体制の在り方として議論されたところであり、今後早急に実現に向けて努力する必要がある。

## 第6章 入学者選抜等

### 1 基準ごとの分析

#### 6-1 入学者受入

##### 基準6-1-1

公平性，開放性，多様性の確保を前提としつつ，各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして，各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し，公表していること。

（基準6-1-1に係る状況）

本法科大学院は、ビジネス法務に精通し、広く国際的視野を有し、人権感覚に優れた法曹を養成することを目的としている。

それを踏まえて、次のアドミッション・ポリシーを設定し、本法科大学院のホームページ、パンフレット及び説明会等において公表している。

- ① 公平性・開放性・多様性を確保する。
- ② 法律学の基礎的な学識を有する者とともに、多様な知識・経験を有する者を受け入れる。
- ③ 社会人・他学部出身者については、活動実績及び学業成績を適確に評価することにより、専門職大学院設置基準が求める程度の人数が入学できるようにする。

**基準 6-1-2**

入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

(基準 6-1-2 に係る状況)

本法科大学院における法曹養成の目的を踏まえた上で、アドミッション・ポリシーに基づいて下記の方法により入学者の選抜を行うこととしているが、特に、多様な知識・経験を有する者、他学部出身者及び社会人等の幅広い人材を確保するために、全員に自己推薦書を課して、それを適確に評価するとともに、国際的視野を有する人材を確保することを念頭に置いて、英語試験（TOEIC）を全員に課すこととしている。

記

**1 法学未修者****(1) 第1次選抜**

①大学入試センター又は日弁連法務研究財団の法科大学院適性試験の成績、②TOEICの成績（平成19年度入試まではTOEFLも併用）により第1次選抜を行う（配点比率は、①適性試験の成績75%、②TOEICの成績25%である）。

**(2) 第2次選抜**

小論文試験を実施し、①小論文試験の成績、②自己推薦書の評価、③学業成績、及び④第1次選抜の成績を総合して、第2次選抜を行う

**(3) 第3次選抜**

面接試験を実施し、①面接試験の成績、②第2次選抜までの成績を総合して、第3次選抜を行う。

**2 法学既修者****(1) 第1次選抜**

①大学入試センター又は日弁連法務研究財団の法科大学院適性試験の成績、②TOEIC（平成19年度入試まではTOEFLも併用）の成績により第1次選抜を行う（配点比率は、①適性試験の成績75%、②TOEICの成績25%である）。

**(2) 第2次選抜**

憲法・民事法（民法及び民事訴訟法）・刑事法（刑法及び刑事訴訟法）の3科目について法学論文試験を実施し、①法学論文試験の成績、②自己推薦書の評価、③学業成績、及び④第1次選抜の成績を総合して、第2次選抜を行う。

**(3) 第3次選抜**

面接試験を実施し、①面接試験の成績、②第2次選抜までの成績を総合して、第3次選抜を行う。

**基準 6-1-3**

法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

(基準 6-1-3 に係る状況)

本法科大学院のホームページにおいて、入学者選抜の方法等を公表している。

また、説明会等を開催して、入学資格・入学者選抜の方法等を説明し、周知に努めている。

具体的には、平成 15 年・平成 16 年には、主に本学の学生を対象として本学国立キャンパスにおいて説明会を開催し、また、主に有職者・社会人及び他大学の学生を対象として「学術総合センター」(平成 15 年)及び「如水会館」(平成 16 年)において説明会を開催した。

平成 17 年及び平成 18 年には、有職者・社会人の出席・参加の便宜を考慮して、土曜日に国立キャンパスにおいて「法科大学院オープンキャンパス」(入学試験の方法等の説明を含む)を開催した(なお、平成 17 年には、朝日新聞社主催による他大学との合同の法科大学院進学ガイダンスにも参加している)。

平成 19 年も同様のオープンキャンパスを開催する予定である。

また、ユニバーサル・デザインの考え方に基づいて、身体障害者の受験及び受け入れを可能とする態勢の構築に努めている。

**基準 6 - 1 - 4**

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準 6 - 1 - 4 に係る状況)

第1次選抜においては、大学入試センター又は日弁連法務研究財団の適性試験の成績及び英語（TOEIC）の成績に基づく客観的な方法で選抜を実施することとしている。

法学未修者を対象とする第2次選抜では、小論文試験を課すことにより問題分析力・思考力・記述力等を審査し、自己推薦書に基づいて志願者が有する資格・学位及び多様な経験等を評価し、さらに大学での学業成績を審査することとしている。

法学既修者を対象とする第2次選抜では、法学論文試験を課すことにより憲法・民法・刑事法について法律学の専門知識を前提とする問題分析力・思考力・記述力等を審査し、自己推薦書に基づいて志願者が有する資格・学位等及び経験等を評価し、さらに大学での学業成績を審査することとしている。

第3次選抜では、個別の面接によって志願者のコミュニケーション能力を審査することとしている。

以上の方法により、法科大学院での教育を受けるために必要な適性及び能力を客観的かつ適確に評価することとしている。

**基準 6-1-5**

入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準 6-1-5 に係る状況)

法学未修者について別枠を設定して募集することとし(30名程度)、法学部出身者・法学既修者に偏ることのない入学者の選抜を実施している。

また、志願者全員に自己推薦書を提出させ、それに基づいて志願者の有する学位・資格等及び志願者の経験等を適確に評価し、多様な知識又は経験を有する者が入学できるように努めている。

各年度の入学者の属性等は下記の通りであり、多様な知識又は経験等を有する入学者を確保している。

(1) 合格者内訳

		入学者	男性	女性	他学部 出身者	社会人	他学部・ 社会人
平成 16 年度	未修者	30 名	22 名 (73%)	8 名 (27%)	22 名 (73%)	18 名 (60%)	26 名 (87%)
	既修者	70 名	51 名 (73%)	19 名 (27%)	5 名 (7%)	13 名 (19%)	16 名 (23%)
	合計	100 名	73 名 (73%)	27 名 (27%)	27 名 (27%)	31 名 (31%)	42 名 (43%)
平成 17 年度	未修者	31 名	22 名 (71%)	9 名 (29%)	21 名 (68%)	11 名 (15%)	24 名 (77%)
	既修者	74 名	47 名 (64%)	27 名 (36%)	8 名 (11%)	11 名 (15%)	15 名 (20%)
	合計	105 名	69 名 (66%)	36 名 (34%)	32 名 (30%)	22 名 (21%)	39 名 (37%)
平成 18 年度	未修者	32 名	17 名 (53%)	15 名 (47%)	16 名 (50%)	11 名 (34%)	21 名 (66%)
	既修者	74 名	55 名 (74%)	19 名 (26%)	7 名 (9%)	11 名 (15%)	17 名 (23%)
	合計	106 名	72 名 (68%)	34 名 (32%)	23 名 (22%)	22 名 (21%)	38 名 (36%)
平成 19 年度	未修者	31 名	17 名 (55%)	14 名 (45%)	10 名 (32%)	8 名 (26%)	14 名 (45%)
	既修者	73 名	52 名 (71%)	21 名 (29%)	8 名 (11%)	5 名 (7%)	15 名 (21%)

	合計	104名	69名 (66%)	35名 (34%)	18名 (17%)	13名 (13%)	29名 (28%)
--	----	------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

## (2) 合格者年齢構成・出身大学

	年齢構成						出身大学	
	入学者	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	平均	本学	他大学
平成16年度	100名	77名	22名	0	1名	26.8歳	30名	70名
平成17年度	105名	86名	11名	8名	0	26.0歳	45名	60名
平成18年度	106名	90名	16名	0	0	25.5歳	35名	71名
平成19年度	104名	92名	12名	0	0	24.5歳	30名	74名

## 6-2 収容定員と在籍者数

### 基準6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものにならないよう配慮されていること。

(基準6-2-1に係る状況)

収容定員(300人)を踏まえ、一定の入学辞退者数(10名程度)を見込んだ上で合格者数を決定することによって、在籍者数が収容定員を上回る状態にならないように努めている。

平成16年度は、募集人数100名のところ116名の合格者を発表し、100名が入学した。平成17年度は、115名の合格者を発表し、105名が入学した。平成18年度は、112名の合格者を発表し、106名が入学した。平成19年度は、108名の合格者を発表し、104名が入学した。

いずれも、概ね所定の入学定員どおりの入学者数であり、全体でもほぼ収容定員どおりの在籍者数となっている。

**基準 6-2-2**

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

(基準 6-2-2 に係る状況)

所定の入学定員（法学未修者 30 名程度・法学既修者 70 名程度・合計 100 名程度）を踏まえ、一定の入学辞退者数（10 名程度）を見込んで合格者数を決定することにより、入学者数が所定の入学定員と乖離しないように努めている。

平成 16 年度は、募集人員 100 名のところ 116 名の合格者を発表し、100 名が入学した。平成 17 年度は、115 名の合格者を発表し、105 名が入学した。平成 18 年度は、112 名の合格者を発表し、106 名が入学した。平成 19 年度は、108 名の合格者を発表し、104 名が入学した。

いずれも、入学定員に概ね合致する入学者数となっている。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

本法科大学院の入学者選抜では、第1次選抜を大学入試センター又は日弁連法務研究財団の適性試験の成績と英語試験（TOEIC）（平成19年度入試まではTOEFLも併用）の成績に基づいて行うこととしているが、適性試験と英語試験の配点比率（75%：25%）を事前に公表することで、透明性のある選抜方法の実現に努めている。

第2次選抜では、未修者試験については小論文、自己推薦書及び学業成績を、既修者試験については法学論文試験のほか自己推薦書及び学業成績を総合的に評価し、さらに第3次選抜では面接試験を実施するなどして、多面的な視点から入学者選抜を行っている。その結果、入学者における他学部出身者・社会人の割合は、平成18年度入試までは目標である30%を超え、平成19年度入試においても設置基準が要求する20%を超えている。また、自校出身者の割合も適当な範囲内にあり、入学者の多様性は十分に確保されている。

今後とも、本法科大学院における法曹養成目的及びアドミッション・ポリシーに基づいて、公平かつ透明性の高い入学試験の実施に努めることとしている。

なお、入学者における他学部出身者・社会人の割合が平成19年度は約28%となり、低下の傾向が窺われる。平成20年度以降も同様の傾向が続く場合には、全国の法科大学院の志願者全体における他学部出身者・社会人の動向も踏まえつつ、特に未修者の選抜方法の改革等による他学部出身者・社会人の入学者の確保について検討を開始することとする。

## 第7章 学生の支援体制

### 1 基準ごとの分析

#### 7-1 学習支援

##### 基準7-1-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

(基準7-1-1に係る状況)

履修指導として、次のガイダンスを実施した。

#### 1 事前の履修指導

(1) 平成19年度合格者に対して、次のような事前ガイダンスを実施

- 期日と場所：
  - 平成19年1月17日に国立にて
  - 平成19年1月19日に神田にて
- 参加者
  - 学生側：108名のうち97名
  - 法科大学院側：法学研究科長、法科大学院長、院長補佐、教務担当、事務
- 内容
  - 主にカリキュラムの説明。その他、入学手続など事務手続

(2) 平成1月22日から26日の入学手続期間中に手続した者に対して、シラバス及び第1回目の授業に向けての予習事項、推薦図書等の案内を送付

#### 2. 導入ガイダンス

- 期日：平成19年4月3日
- 参加者
  - 学生側：入学者104名のうち103名参加
  - 法科大学院側：法学研究科長、法科大学院長、院長補佐、教務担当、エクスターンシップ担当、都合のつく教員、資料室担当助手、事務
- 内容：カリキュラム、エクスターンシップ及び事務に関する説明

#### 2 法学未修者のための履修指導

法学未修者のための履修指導として特別に次のことを実施した。

(1) 1年次未修者に対しては、次の履修指導を行った

- ① 法律基本科目、即ち憲法、民法、刑法、民事訴訟法及び刑事訴訟法を確実に習得すること
- ② 「比較法制度論」により、広い視野を持つこと

(2) 法学未修者と言っても法学知識においてばらつきがあり、必ずしも純粹未修者及びそれ以外の学生双方にとって効率的に履修が出来ないことから、昨年度まで未修

者 必修であった「導入ゼミ」を、純粹未修者のための随意科目と編成し直し、法律学学習に必要な基礎知識及び基礎的考え方の習得と履修指導を含め様々な相談に応じる体制をとった。

- (3) 未修者の履修体制については、事前履修説明、導入ガイダンスにおいて、必要な履修アドバイスをし、また適当な入門書、概説書などを紹介している。また入学した後も、少人数できめ細かい指導ができる導入ゼミ及び1年生授業において、担当教員を中心に履修指導を徹底している。

### 3 法学既修者への理論教育と実務教育の架橋を図るための履修指導

平成18年度において、法学既修者に対して、次のような履修指導を行った。

- (1) 弁護士事務所、企業法務部、官庁などで実務を体験させる夏期特別研修（エクスターンシップ）を用意し、実施要領を学生便覧に掲載し、更に3回の履修指導を行った。

- ① 4月初めの導入ガイダンスで、エクスターンシップ実施要領を説明、  
② 更に6月半ばの学生との個別面接において、派遣先の決定と派遣にあたっての注意指導

- ③ 7月末の守秘義務指導を中心としたガイダンス

その結果、随意科目ながら、平成18年は、106名の対象者のうち、102名派遣。

平成19年度は、随意科目が自由選択科目に変更となり、平成19年4月3日の入学者の導入ガイダンスで同様の履修指導を行い、6月半に学生個別面接を行っているところである。尚、7月25日に予定している守秘義務指導を中心としたガイダンスは、2年生の必修科目「法曹倫理Ⅰ」の一環として行うこととなった。

- (2) 3年次において、選択することができるビジネスロー・コースは、当法科大学院が掲げる教育理念にも合致し、また実務教員が多いことから、良い実務教育の機会を提供している。平成19年度についても、実施要領を学生便覧に掲載し、更に、入学時の導入ガイダンスで、学生に対して説明、履修指導を行った。ビジネスロー・コース選択希望者に対しては、コース履修の前提となる推奨科目を掲げ、独占禁止法、知的財産法、租税法などを選択することを推奨し、ビジネスロー・コースを円滑に履修できるようにしている。学生の負担は必ずしも軽くないが、積極的な履修指導の結果、毎年非常に多くの選択希望者がある。その為、受け入れ限度を超えるため、2年次までのGPA基準で選考した結果、平成19年度のビジネスロー・コース履修者は30名であった(平成18年度では、31名)。

### 4 法科大学院が掲げる教育理念と目的に照らした履修指導

一橋大学法科大学院は、「ビジネス法務に精通した法曹」、「国際的視野をもった法曹」「人権感覚に富んだ法曹」を全ての学生が身につけることを教育理念として掲げているが、次のような履修指導を行った。

- (1) ビジネス法務

企業活動の関わる様々な問題に対処するため、企業法演習、法律英語、発展ゼミなどを必須科目とし、多くの展開・先端科目を選択科目と選択できること。特に、

企業法務、渉外取引に関心のある学生は、ビジネスロー・コース(14単位)が選択でき、そこでは、実務家教員から、先端的なビジネス法務関連科目に集中して履修できる。

(2) 国際的視野

比較法制度論は必修科目であり、また法律英語と英米法はどちらかを必ず選択することが義務づけられている。それ以外、国際法、アジア法、EU法などの外国法、比較法、国際関係分野について多用な選択科目から選択することで、国際的視野を持つことができるように配慮している。

(3) 人権感覚

必修科目として、憲法Ⅰがあるほか、選択科目として、憲法特論、国際人権法がある。これらの科目において人権を理論として学び、「発展ゼミ」の一部である公法系、刑事法系の「人権クリニック」において、実際の事件を通じて、人権理論を実践に結び付けて学ぶ機会がある。

### 基準 7-1-2

各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

(基準 7-1-2 に係る状況)

学生に対する学習相談・助言に関しては、これまで次のような措置を講じてきた。

#### (1) オフィス・アワー

一橋大学法科大学院専任教員はオフィス・アワーを設定し、学生の学習相談、助言体制がとられている。オフィス・アワーの一覧表（別添資料N）は学生に配布され、そこには、教員名の横に学期、曜日、時間帯、場所、予約の要否、予約方法が記載され、学生に周知されている。教員によっては、頻繁に学生が利用している。

#### (2) それ以外の相談

上記オフィス・アワー以外にも、授業内及び授業終了後、授業に関する質問に応じることはもちろん、これ以外の時間でも、教員が個別に、時間ある限り学生からの各種相談に応じるようにしている。個々の授業に関連した質問が多いが、最近は、特に進路相談に関連した相談も多くあり、また実際弁護士事務所への就職紹介なども行っている。

#### (3) 学生とのコミュニケーション

ガイダンスのみならず、毎年5月、教員、在学生、新入生を含めた懇親会などで、教員及び学生がより身近に接する機会があること、授業以外にも、教員が任意で時間をとって、学生の質問に答え、相談に応じていること、学生が少人数ということもあって、教員と学生の距離が非常に短いこと、また院長と学生代表との定期的な話し合いの場が持たれていることなど、学生からの要望は常に大学側に入るような体制を取っている。

#### (4) 学生へのアンケート調査

毎年前期・後期に各1回授業評価を学生アンケートとして実施。結果を分析して、法科大学院教授会で発表、意見交換を行い、それにより改善に役立てている。

#### (5) 助言体制

法科大学院規則 27 条により、D 評価が 3 割を超えた学生について、警告・助言をすることになっている。平成 18 年度に前期で 26 名の学生が対象となった。教務担当教員 3 名が手分けして相談・指導に応じた結果、後期での警告者は 8 名となり、最終的には、1 年生 1 名を除き、全員進級できた。このように、警告・助言制度には一定の効果があつたと判断される。

#### (6) 学習支援についての施設、環境

法科大学院資料室は、当初日曜日に利用するについての学生からの要望に答えて、試行的にオープンしていたが、これを平成 18 年度から正式に利用できるものとし、現在 13 時 15 分から 19 時 50 分までオープンしている。

#### (7) 卒業者に対する支援

平成 18 年度から法科大学院修了後、科目等履修生制度を新設、法科大学院を修了見込みの者又は修了後 1 年以内の者が、修了後 1 年 6 ヶ月の期間、法科大学院が指定する 1 学期授業 1 単位を履修することで、法科大学院資料室、附属図書館、院生研究室(自由席部分)が利用でき、また情報処理センターの ID カードが支給される体制を整えた。

平成 19 年度は 98 名中(うち修了者 90 名、前年修了者で科目等履修生だった者 8 名) 85 名が申請した。(平成 18 年度は修了者 60 名中、48 名人が申請した。)

**基準 7-1-3**

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-1-3 に係る状況)

**1 学習補助者**

○平成 18 年度は、前年度に引き続き、下記 3 名の若手弁護士が毎週月、火、水の 3 日間、17:00-20:00 の間、学習アドバイザーとして来校し、法科大学院学生の学習指導に当たった。

月曜日 飯田雄太弁護士(稲志法律事務所)、

火曜日 伊澤大輔弁護士、(霞ヶ関パートナーズ法律事務所)

水曜日 角田雄彦弁護士(東京リベルテ法律事務所)

個別学習指導のほか、飯田弁護士は行政法のゼミを、伊澤弁護士は要件事実勉強会をそれぞれ自主的に行った。

○平成 19 年度は、学習アドバイザーについて財政的措置を検討中。

**2 IT 補助者**

法科大学院専任の IT 助手が配置されており、随時学生の IT 利用について相談に応じている。

## 7-2 生活支援等

## 基準 7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-2-1 に係る状況)

## 1. 生活全般についての支援態勢

「一橋大学学生支援センター規則」(規則第 212 号)に基づき、「一橋大学学生支援センター」が、本法科大学院生を含めて全学生につき、学生の生活全般に関する事項につき学生の支援活動を目的として設置されている。さらに、学内学生支援関係機関相互の有機的関連を持った活動を推進すべく、「学生支援センター運営協議会」が、上記「一橋大学学生支援センター」の運営及び業務に関する事項を審議することとされている(「一橋大学学生支援センター運営協議会規則」(規則第 20 号))。

## 2. 経済的支援

現時点においては、法科大学院生には、次の 2 種類の経済的支援が基本的に利用可能となっている。①学生支援機構からの奨学金及び②一橋大学及び一橋大学大学院の全学生に適用のある「一橋大学入学料免除及び徴収猶予規則」(規則 133 号)及び「一橋大学入学料免除及び徴収猶予選考基準」(規則 197 号)並びに「一橋大学授業料及び徴収猶予規則」(規則 134 号)及び「一橋大学授業料免除及び徴収猶予選考基準」(規則 198 号)による入学料及び授業料免除である。

平成 17 年度および 18 年度において本法科大学院に入学した学生について、①の受給者数は(表 1)に示すとおりである。

	第1種	第2種	併用
平成17年度	22名	27名	10名
平成18年度	29名	21名	4名

(表 1)

平成 17 年度および 18 年度において本法科大学院に入学した学生について、②の入学料免除者数および授業料免除者数はそれぞれ(表 2)(表 3)に示すとおりである。

入学料免除者 (表 2)

授業料免除者 (表 3)

	全額免除	半額免除
平成17年度	0名	5名
平成18年度	3名	7名

	前期分	後期分
平成17年度	22名	21名
平成18年度	18名	23名

本法科大学院に固有の奨学制度は設けられていない。奨学制度を設ける場合には、上記 2 種類の経済的支援を受けることのできない学生を対象とすることになる。奨学制度

の設立については、本法科大学院教授会においても、学費が相対的に高額であることに鑑み、これら学生の中から一定数の学生を選択して経済的支援を与えるべきとの意見が出された。今後、新司法試験の合格者数および合格率などの実績に基づきながら、一橋大学出身の法曹からなる「法曹如水会」からの財政的支援の可能性と卒業生の寄付金に配慮しながら検討を進めることとなろう。

尚、社会人出身の法科大学院生に対しては、政府の再チャレンジ制度を利用した経済支援の枠が広がる見込みである。

### 3. その他の生活援助

(1) 保健および各種ハラスメントについては、法科大学院生にも「一橋大学保健センター規則」(規則 163 号)に基づき設置されている「保健センター」の利用が開かれている。ハラスメントについては、「一橋大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則」に基づき、全学的な相談窓口として「キャンパスライフ相談室」が設置されており、これが利用できる。

(2) これに加え、法科大学院生の一般的な生活相談に応じるため、相談担当者を配置した。

## 7-3 障害のある学生に対する支援

**基準 7-3-1**

身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-3-1 に係る状況)

**1 法科大学院の状況**

現在のところ格別の対応を必要とする障害を持つ学生がいないことから、そのために講じた具体的な対応について記すことはできないが、これまで障害者のために講じた措置としては次のようなことがある。

**(1) 障害を持つ受験者に対する配慮**

これまで行ってきた4回の入学試験のうち2004年度の入学試験においては、大学でのクラブ活動中の事故による脊髄損傷のため、下半身不随、体温調整障害、筆記能力不全等の障害を持つ受験者があった。この受験者については、大学の保健センターに受験室を確保し、介助者の同伴、試験時間の延長(通常の1.5倍)、ワープロの使用などを認めることとし、格別の支障なく試験を実施することができた。

**(2) 法科大学院施設設計における配慮**

本法科大学院では、法科大学院専用の教室等を設置しているが(下記10-1参照)、それらの施設の設計に当たっては、いわゆるユニバーサル・デザインの理念に従い、障害者を想定して次のような配慮を加えた。

- ① 通路等の段差をなくし、車椅子による移動が容易になるようにした。
- ② 身障者用のトイレを設置した。
- ③ 席層教室の設計に当たっては、車椅子による入室が可能となるよう配慮するとともに、車椅子利用者による受講に必要なスペースを確保した。(別添資料O)

**2 「一橋大学障害学生への支援に関する規則」の制定**

一橋大学では、「一橋大学障害学生への支援に関する規則」を制定し、身体等に障害のある学生に対する教育及び学生生活における支援を積極的に行うこととしている(資料7-3-1-1)。

## 資料 7-3-1-1

(趣旨)

第1条 この規則は、一橋大学(以下「本学」という)に入学あるいは在学する身体等に障害のある学生(以下「障害学生」という)に対し、教育及び学生生活における支援を積極的に行うために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「障害学生」とは、身体等に障害があり、障害者手帳を有する者又は

それに準ずる諸具合があることを示す診断書を有する者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められる者をいう。

(支援の申出)

第3条 支援を受けることの希望は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障害学生本人から申し出ることができる。

2 支援の申し出先は、留学生センター、保健センター、学生支援センター、学務部教務課、学生支援課、各研究科事務部及び国際企業戦略研究科等事務部とする。

(障害者学生支援委員会)

第4条 障害学生の支援に関する事項を審議するため、障害学生支援委員会を置く。

(以下、略)

出典：一橋大学障害学生への支援に関する規則

## 7-4 職業支援（キャリア支援）

## 基準 7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準 7-4-1 に係る状況）

本法科大学院では、「夏期特別研修（エクスターンシップ）」を自由選択科目（平成 18 年度までは随意科目）として 2 年次（既修者 1 年目）の夏期に開講している。この科目は、法律事務所、企業法務部、官庁、民間団体などの派遣先で研修を受けることにより、法律家にどのような役割が期待されているか、またどのような能力・知識が求められるのかを体験的に学ぶことを目的としており、それらの体験を通じて、学生が法科大学院で学んでいる内容の現実的な意味を理解し、より明確な目的意識をもって学ぶ姿勢を持つことを期待するものであるが、それとともに学生が将来の進路を考える上で貴重な体験になることをも念頭においているものであることを授業シラバスに明記している。

これまでの実施の実績では、2004 年度は、対象学生 70 名のうち 69 名が、2005 年度は、対象学生 98 名のうち 94 名が、そして 2006 年度は、対象学生 105 名のうち 102 名がこの科目を履修した。学生が将来の進路を考える上でも貴重な体験になるとの上記の趣旨を裏切り多いものとするために、①派遣先へ調査票を出して、研修内容についての法科大学院からの要望を伝え、いつ、どんな学生を受け入れたいか希望を聞き、また学生にも調査票を回し、希望を聞いた上で、さらに一人一人面談をして、学生の希望と派遣先の要望をマッチさせるよう配慮し、また②将来法曹として、また社会人として重要な、守秘義務、派遣先での態度・行動についてガイダンス（このガイダンスは、平成 19 年度より「法曹倫理 I」の科目の一環としてなすこととしている）を行い、さらに上記個別の面談の機会にも注意喚起することにより派遣先に迷惑をかけないことを徹底した。派遣は夏期（8 月 1 日～9 月 30 日）に 1 週間ないし 2 週間の期間（いずれも合計 40 時間）で行われている。研修先によってばらつきはあるが、大変積極的に研修してくれたところが多く、学生の評価は高いといえる。また、実施後派遣先からの評価書を提出してもらっているが、総じて本法科大学院の派遣学生の評判はよく、継続して受け入れを表明してくれた先が多い。

一般的に、学生は、目前の勉強に一所懸命で、その後になんかということについて明確なイメージをもっている学生は少ないと思われる。エクスターンシップを履修したことを通じ、将来の自分の職場を垣間見る機会となり、もう少し明確なイメージを持ったと思われる。また、派遣先からの評価書からは、法科大学院生の実力を示すことで、受け入れ先にとっても良い刺激になっており、また初めはかなり疑心暗鬼であった法科大学院に対する態度が、受け入れ後は好意的態度に変わったことが窺われる。このことは次第に定着してきているが、一層確固としたものになることで、積極的に将来法科大学院卒業生の就職を受け入れるという素地ができるものと期待される（なお、ある弁護士事務所は、将来の優秀な学生確保のため、積極的に研修の受け入れを推進するという

具体的な提案をしてきたところがある。そのような計画もエクスターンシップのプログラムの一つとして組み込むこととした)。エクスターンシップ計画は、以上のような意味で、学生がそれぞれの目指す進路が選択できることに配慮した職業支援としての役割を果たしつつあるといえる。

また、進路に関する説明会や進路指導に関するこれまでの実績としては、まず実務家教員により進路相談会および裁判所見学会が行われている。進路相談会は、保坂洋彦特任教授により 2005 年 8 月 9 日・25 日・26 日、および 2006 年 8 月 23 日・24 日・25 日に実施された。内容としては、ガイダンス（法曹三者の職務や各分野に進む人の特質等の全般的説明）及び個別面談（1 人 15 分程度で、事前予約制）である（別添資料 P）。裁判所見学会は、高橋文清特任教授により 2006 年 4 月 7 日、2007 年 2 月 20 日および同年同月 26 日にいずれも東京地方裁判所において実施された。内容は、法廷見学、当事者尋問の傍聴、裁判官との質疑応答、懇親会等である（別添資料 P）。次に、法律事務所や企業法務部から説明会を実施したいとの希望が本法科大学院に寄せられることがあり、授業の行われない水曜日午後の時間帯において積極的に受け入れてきた。これまで行われた法律事務所等説明会として、東京パブリック法律事務所（2006 年 11 月 8 日実施）、第一協同法律事務所（2006 年 11 月 22 日実施）、三井物産株式会社企業法務部（2006 年 11 月 29 日）、ローラン・デュボワ（合併後の名称：Cotty Vivant Marchisio & Laezeral）外国事務弁護士事務所（外国法共同事業 T M I 総合法律事務所）（2007 年 1 月 24 日実施）によるものがある。実務家教員による進路相談会・裁判所見学会および法律事務所等による説明会はともに、学生が主体的に進路を選択できるようにする上で有益であり、今後とも継続して実施していくことを予定している。

以上、現在のところ特別の相談窓口のようなものは設置していないが、本法科大学院の規模に相応しい職業支援に努めているところである。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### (1) 優れている点

#### ① 学習支援

未修者については1年間で既修者のレベルに達することができるように大学が全力で支援していることである。また既修者、未修者とも単に司法試験合格だけを目指すのではなく、真に社会に貢献しうる法曹を目指して学習ができるよう、エクスターンシップ、ビジネスロー・コース、人権クリニック、模擬裁判など、理論と実務を結びつけた講座を準備し、自分の将来の希望に合わせて授業の選択ができるような指導が行われている。また、法科大学院における教育内容をさらに充実するため、法科大学院長が先頭に立って、学生と常時コミュニケーションを保つなど、学生の希望をなるべく取り入れる努力がなされていることが挙げられる。個々の教員の熱意もあり、また、法科大学院の規模としては小さいことなどから、大学側と個々の学生のコミュニケーションは密であり、大学の理念も学生に相当程度浸透していると思われる。

#### ② 学生の生活支援

多くは法科大学院独自の措置としてではなく、全学的な制度の一環として実施しているが、体制としては十分に整っていると考えられる。

#### ③ 職業支援

実務家教員による進路相談会等を実施し、法曹三者の職務や各分野に進む人の特質等の全般的説明を行うとともに、個別面談にも応じ、さらに、本法科大学院には、説明会を開催したいとの法律事務所や企業法務部の希望が寄せられ、それらにも積極的に応じることを通じて、学生が主体的に進路を選択できることに寄与している。

### (2) 改善を要する点

#### ① 学習アドバイザー

平成19年度の学習アドバイザーについては、予算措置を検討中。

#### ② 学生に対する経済的支援

学生に対する経済的支援の拡充、特に法科大学院独自の奨学制度や授業料免除制度の導入については、いずれも財政的裏付けが必要なものであるため、その実現は決して容易ではないと思われるが、引き続き努力していきたい。

#### ③ 職業支援

本法科大学院の限られた人員等の制約下で、本文記載の通り、最大限の努力を払っているところであるが、更に総合的な職業支援体制について引き続き努力していきたい。

## 第8章 教員組織

### 1 基準ごとの分析

#### 8-1 教員の資格と評価

##### 基準8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

法学研究科法務専攻には、別紙教員一覧記載のように、法律基本科目、実務基礎科目、展開・発展科目にわたり、専任教員29人（うち、設置基準上の専任教員に当たる者28人）、兼任教員15人、兼任教員27人と、教育上必要な教員が置かれている。

<根拠となる資料・データ>

・教員一覧（別紙様式3）

**基準 8-1-2**

基準 8-1-1 に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8-1-2 に係る状況)

法学研究科法務専攻の専任教員は、別紙様式 3 「教員一覧」の 1 から 29 までの 29 人（うち、設置基準上の専任教員に当たる者 28 人）であり、それぞれ専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有している者であるか、高度の技術・技能を有している者であるか、又は、特に優れた知識及び経験を有する者である。

法学研究科では、従来から、2 年に 1 回の割合で、自己評価による「一橋大学大学院法学研究科教育研究活動報告書」を公表してきた。直近のものとしては、「一橋大学大学院法学研究科教育研究活動報告書 2006」（2007 年 4 月改訂版）がある。そこでは、法務専攻の専任教員を含む研究科所属全教員の研究・教育面での成果にとどまらず、公的活動・社会貢献活動についても報告されている。

また、法学研究科は、大学評価・学位授与機構による平成 13 年度着手の分野別研究評価「法学系」の評価対象組織に選ばれ、法科大学院制度のスタートする直前の時期である平成 15 年に評価報告書が公表された。そこでは、ほとんどの項目で高い評価が与えられている。

<根拠となる資料・データ>

・教員一覧（別紙様式 3）、「一橋大学大学院法学研究科教育研究活動報告書 2006」、「一橋大学大学院法学研究科外部評価書 2007」、大学評価・学位授与機構『「法学系」研究評価報告書（平成 13 年度着手分野別研究評価） 一橋大学法学部・大学院法学研究科』（平成 15 年）

**基準 8 - 1 - 3**

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8 - 1 - 3 に係る状況)

教員の採用及び昇任については、国立大学法人一橋大学教員選考基準に従って行われており、法科大学院の専任教員及び特任教員の採用及び昇任については、法科大学院教授会において選考することとなっている。

資料 8 - 1 - 3 - 1

第1条 この基準は、国立大学法人一橋大学職員就業規則（平成16年規則第42号）第2条第1号の規定に基づき、国立大学法人一橋大学の教授、助教授、講師、助手、特任教授、特任助教授（以下「教員」という。）の選考について定めるものとする。

2 前項の特任教授及び特任助教授とは、平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項により、専任教員の数に参入される、いわゆるみなし専任教員をいう。

第2条 教授又は特任教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者

二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

三 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

四 大学において教授、助教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

五 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者

六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験又は特に高度の技術・技能を有すると認められる者

第3条 助教授又は特任助教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 前条各号のいずれかに該当する者

二 大学において助手又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者

三 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

四 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者

五 専攻分野について、優れた知識及び経験又は高度の技術・技能を有すると認められる者

第4条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 第2条又は前条に規定する教授又は助教授となることのできる者
- 二 その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(以下略)

附則

- 1 この規則は平成17年4月1日から施行する。
- 2 一橋大学大学院法学研究科（法科大学院）法務専攻教員選考基準（平成16年規則第86号）は廃止する。

出典：国立大学法人一橋大学教員選考基準

資料8-1-3-1

(法科大学院の人事)

- 第3条 法科大学院の専任教員及び特任教員の任用及び昇任について、候補者の選考は法科大学院教授会が行う。
- 2 前項の候補者の選考に関して、特任教員は、投票権をもたない。
  - 3 法学研究科教授会は、専任教員及び特任教員の任用及び昇任について決定するにあたり、法科大学院教授会の選考結果を尊重しなければならない。

出典：一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）管理運営規則

## 8-2 専任教員の配置と構成

### 基準 8-2-1

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

法学研究科法務専攻は1学年の学生定員が100人であるために、上記基準により必要とされる専任教員数は20人であるが、十分な法曹教育を行うために29人の専任教員（うち、設置基準上の専任教員に当たる者28人）を配置している。

<根拠となる資料・データ>

・教員一覧（別紙様式3）

**基準 8-2-2**

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

(基準 8-2-2 に係る状況)

専任教員 29 人（うち、設置基準上の専任教員に当たる者 28 人）の系別、科目別内訳は以下のとおりであり、適正なバランスがとれている。

公法系	3
憲法	1
行政法	1
租税法	1
民事法系	7
民法	5
民事訴訟法	2
企業法系	6
商法	4
経済法	1
労働法	1
刑事法系	2
刑法	1
刑事訴訟法	1
国際法系	2
国際法	1
国際私法	1
基礎法系	2
法哲学	1
英米法	1
実務系	7
民事実務	4
刑事実務	2
企業法務	1

また、年齢構成についても 30 歳代から 60 歳代までのバランスがとれている。

<根拠となる資料・データ>

・教員一覧（別紙様式 3）

### 8-3 実務経験と高度な実務能力を有する教員

#### 基準 8-3-1

基準 8-2-1 に規定する専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8-3-1 に係る状況)

専任教員 29 人（うち、設置基準上の専任教員に当たる者 28 人）中の 7 人（うち、設置基準上の専任教員に当たる者 6 人）が、専攻分野における 5 年以上の実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する実務家教員であり、さらに、これ以外にも、専攻分野における 5 年以上の実務経験を有する研究者教員が 2 人いる。

<根拠となる資料・データ>

・教員一覧（別紙様式 3）

**基準 8-3-2**

基準 8-3-1 に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準 8-3-2 に係る状況)

7 人の実務家専任教員（うち、設置基準上の専任教員に当たる者 6 人）の中の 5 人は日本の法曹としての実務の経験を有している。他の 1 人は商社における国際取引法務の専門家であるが、イギリスのソリシターの資格を有している。

4 人のみなし専任教員（うち、設置基準上のみなし専任教員に当たる者 3 人）は、年間 6 単位以上の授業科目を担当し、かつ、法科大学院教授会の構成員である。

< 根拠となる資料・データ >

・ 教員一覧（別紙様式 3）

## 8-4 専任教員の担当授業科目の比率

### 基準 8-4-1

各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

(基準 8-4-1 に係る状況)

必修科目については、原則として、専任教員が配置され、その比率は8割を超えている。各科目における専任教員と兼担教員の詳細は、以下のとおりである(専、兼と略す)。

1年次については、導入ゼミ(兼)、憲法Ⅰ(兼)、Ⅱ(専)、民法Ⅰ(専)、Ⅱ(専)、Ⅲ(専)、Ⅳ(専)、刑法Ⅰ(専)、Ⅱ(専)、民事訴訟法(専)、刑事訴訟法(専)、比較法制度論(専)の12の科目担当者のうち、専任教員が10、兼担教員が2である。

2年次については、公法演習Ⅰ(兼)、民事法演習Ⅰ(専)、民事法演習Ⅱ(専)、民事法演習Ⅲ(専)、刑事法演習Ⅰ(専)、刑事法演習Ⅱ(2専)、企業法演習Ⅰ(専)、民事裁判基礎(専)の9の科目担当者のうち、専任教員が8、兼担教員が1である。

3年次については、法曹倫理(2専)、民事法務基礎(専)、民事判例研究(2専)、民事裁判基礎(専)、刑事実務概論(2専)、発展ゼミⅠ(5専、2兼)、発展ゼミⅡ(10専、3兼)、企業法演習Ⅱ(専)、法律英語(専)、問題解決実践(10専、兼1)、模擬裁判(3専)の44の科目担当者のうち、専任教員が38、兼担教員が6である。

未修者・未履修者必修科目については、行政法Ⅰ(兼)、行政法Ⅱ(兼)、会社法(専)、商法総則・商行為・手形小切手(専)の4科目担当者のうち、専任教員が2、兼担教員が2である。兼担教員といっても、ローテーションの結果、兼担教員となったにすぎず、昨年まで法科大学院の専任教員だった者である。

総合すると、全必修科目の担当者69のうち、専任教員が58、兼担教員が11である。割合では、84.5パーセントが専任教員による授業となっている。

<根拠となる資料・データ>

・開講科目一覧(別紙様式1)

## 8-5 教員の教育研究環境

**基準 8-5-1**

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

(基準 8-5-1 に係る状況)

各専任教員の授業負担は、他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む）を通じて、おおむね年間30単位以下にとどめられており、年間19.9単位を平均とする（サバティカル中の者を除く）。

各専任教員の授業負担は、つぎのとおりである。

水野 (32.5)、山田 (20.4)、横山 (24)、松本 (20.1)、滝沢 (23)、山本 (16.4)、後藤 (22.4)、仮屋 (16.4)、只野 (16.4)、沖野 (18.5)、酒井 (18.4)、ミドルトン (0, サバティカル中)、上原 (24)、中田 (21.5)、小野 (19.4)、川村 (12.5)、盛 (20.8)、山部 (24)、野田 (20.4)、橋本 (18.4)、森村 (31)、佐藤 (20.7)、杉浦 (16)、村岡 (16.4)、村上 (4.7)  
単純平均で、1人あたり19.9単位となる。ただし、1つの講義を複数の教員でもつ場合には、単純に頭数で割ったものであることから、複数教員がつねに講義に出席する場合には、これよりも若干負担が重くなる可能性がある。

また、みなし専任の実務家教員の負担は、次のとおりである。

太田 (6.3)、竹内 (6)、射手矢 (8) 保坂 (7.3)

単純平均では、6.9単位となる。

<根拠となる資料・データ等>

・教員一覧（別紙様式3）

**基準 8-5-2**

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準 8-5-2 に係る状況)

一橋大学及び法学研究科のサバティカル体制が整い、法科大学院においても、その実施が可能となった（いずれも平成18年4月1日から施行。資料 8-5-2-1、8-5-2-2 参照）。現在1名の教員が取得中である。もっとも、担当科目の部門によっては実質的にはとりづらい状況にあり、将来的な解決が必要である。

**資料 8-5-2-1**

(趣旨)

第1条 この規則は、一橋大学教員のサバティカル研修に関する規則第9条にもとづき、法学研究科専任教員のサバティカル研修の運用に関し、必要な事項を定める。

2 この規則は、本学に着任5年以内の法学研究科専任教員が外部資金・招聘等によって行う海外研修、学外研修又は出向等を妨げるものではない。

(職務免除)

第2条 サバティカルを取得した者は、サバティカル期間中、専門職大学院を含む講義、学部3年次演習、大学院の論文審査員（主査となる場合を除く）の担当を免除される。ただし、学部4年次演習、大学院演習は、原則として引き続き担当する。

2 サバティカルを取得した者は、サバティカル期間中、学内の各種委員会委員、入試業務（出題を含む）、教授会への出席を、原則として免除される。ただし、海外出張中の場合を除き、教授会の定足数には算入される。

3 サバティカルを取得した者が所属する部門は、当該教員のサバティカル期間中の講義等に支障が生じないように、配慮しなければならない。

4 サバティカルを取得した者が担当していた講義については、非常勤講師を依頼することができる。

(兼業)

第3条 サバティカル期間中は、原則として他大学等で非常勤講師として講義を担当することはできない。

(手続)

第4条 サバティカルの取得を希望する者は、サバティカル取得を希望する前の年度の4月中に、法学研究科長に申請を行うものとする。

2 法学研究科長及び評議員は、勤続年数、部門間のバランスのほか、以下の事項等を考慮し、各年度3人を目処に、サバティカルを取得する教員を選考する。なお、以下の事項は、申請者が申請時に申告を行う。

- 一 研究科長又は評議員としての業務
- 二 学内・研究科内における各種委員等としての業務
- 三 入試等その他の業務

## 四 講義の担当状況

- 3 法学研究科長は、選考結果について教授会に報告する。

## 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

出典：法学研究科サバティカル研修に関する規則

## 資料8-5-2-2

## (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人一橋大学職員研修規程（平成16年規則第64号）第9条第6項に基づき、一橋大学（以下「本学」という。）の専任教員（教授、助教授及び講師をいう。以下同じ。）が、本学における研究教育の発展と自己の専門分野に関する研究教育能力向上のために、自主的調査研究に専念できるサバティカル研修（以下「サバティカル」という）の実施に関し、必要な事項を定める。

- 2 この規則は、着任5年以内の若手教員又はサバティカル取得後5年以内の教員が外部資金・招聘等によって行う海外研修、学外研修又は出向等を妨げるものではない。

## (定義)

第2条 この規則において「部局」とは、各研究科及び経済研究所をいう。

## (サバティカル期間)

第3条 サバティカルとして自主的調査研究に専念できる期間は、原則として6月以上1年以内の継続した期間とする。

- 2 前項の期間の始期は、原則として4月又は10月とする。

## (資格)

第4条 本学の専任教員として継続して勤務した期間が5年を経過した者は、前条第1項に定める期間のサバティカルの取得を申請することができる。

- 2 サバティカルを取得した者又は海外研修、学外研修若しくは出向等が6月以上にわたった者については、前項の継続して勤務した期間は、直近のサバティカル、海外研修、学外研修又は出向等の終了時から起算するものとする。

- 3 各部局は、前2項の規定にかかわらず、独自の取得要件を設けることができる。

## (職務免除)

第5条 サバティカル期間中は、各部局の定めるところにより、講義等の教育義務、入試関係業務、教授会への出席その他部局の管理・運営に関する役割等を免除することができる。

## (兼業)

第6条 サバティカル期間中においても、兼業をしようとする場合は、許可を得なければならない。

- 2 前項の兼業は、本制度の趣旨を考慮して取扱うものとする。

## (手続)

第7条 サバティカルの取得を希望する者は、取得期間、調査研究場所及びその概要等を所属

する部局長（イノベーション研究センターにあつては商学研究科長、イノベーション研究センター以外の学内共同教育研究施設、保健センター及び学生支援センターにあつては学内共同教育研究施設運営委員会委員長。以下同じ。）に申し出て、承認を得なければならない。

- 2 前項の申出を受けた部局長は、当該部局等の教育・運営に特に支障がないと認める場合は、当該申出を承認することができる。
- 3 サバティカル期間中に所属勤務場所を離れて調査研究する場合は、出張・研修等の所定の手続を経て行わなければならない。
- 4 サバティカルを取得した者は、期間終了後速やかに所属する部局長に対してサバティカルに関する報告書を提出しなければならない。

（報告）

第8条 前条第2項の承認をした部局長は、その旨を書面で学長に報告しなければならない。

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、サバティカルの運用に関し必要な事項は、各部局が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に各部局において運用していた同様の研修等の取扱いについては、この規則の相当規定によりなされた手続とみなす。

出典：一橋大学教員のサバティカル研修に関する規則

**基準 8-5-3**

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準 8-5-3 に係る状況)

法科大学院の専任教員の教育上の職務を補助するために、法科大学院準備室に助手を配置した。同助手が授業連絡や資料の作成、講義で使用する電子機器の取扱などに従事し、教員を補助している。担当者は、従来部門助手として、教員の授業準備や研究の補助に長くたずさわってきた者である。また、法科大学院設立に合わせて法科大学院の施設内に IT 推進室を置き、専門の助手を配置した。担当者は、法学研究科全体の広報や IT 対応にとどまらず、コンピュータの熟練者であることから、パソコンやプロジェクターなどの IT を利用した授業の補助にたずさわるなど、教員に対する研究支援も行っている。

法科大学院資料室には、比較的短期間に大量の図書が購入されたため、司書の資格者が整理等にあたっている。また、資料室の夜 8 時までの夜間開室のためにも、非常勤の人員が配置されている（準備室の補助作業にも従事）。

法学部の助手は、従来から、教員の授業準備や研究の補助にたずさわっており、法科大学院の専任教員の職務をも補助している。その配置は、「公法・民事法」「刑事法・基礎法」「国際法・経済法」で、合計 5 人である。この 5 名の助手は、研究支援のほか、出版及び出版協力、資料室協力、学術交流、法政策実務センターの業務をそれぞれ分担している。

また、法律資料室にも助手を配置し、文献資料の収集・整理、電子化とアクセスの充実をサポートし、各部門研究室から「判例体系」、「ジュリスト」などを検索できるよう補助している。

さらに、図書館経由で、Lexis-Nexis と Lex/DB を利用することができ、直接の人員配置ではないが、法科大学院の授業にも資する体制となっている。

< 根拠となる資料・データ等 >

- ・「一橋大学大学院法学研究科教育研究活動報告書 2006」 6 頁

## 2 優れた点及び改善を要する点等

専任教員29人（うち設置基準上の専任教員に当たる者28人）が配置され、「ビジネス法務に精通した法曹の養成」という教育理念を実現するため、関係する科目に専任教員が配置されている。法科大学院において教育上主要と認められる必修科目については、原則として、専任教員が担当しており、専任教員の占める割合は高い。専任以外の教員も、学外の非常勤教員ばかりに頼らず、学内の兼任教員によって授業が行われている科目が多い。

専任教員は、27人（うち設置基準上の専任教員に当たる者26人）が教授であり、30歳代から60歳代まで年齢構成のバランスがとれている。

また、法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられている。

予備評価の際に改善を要する点として掲げた点は、法科大学院の専任教員に対して、一定の期間、研究活動に専念するための制度を早急に整備することであったが、その後、サバティカル体制が整い、現在、1名の教員が取得中である。（8-5-2参照）。もっとも、担当科目の部門によっては実質的にはとりづらい状況にあり、将来的な解決が必要である。このことは、法科大学院における教育水準やその内容の確保を図るためにも必要なことであり、改善の余地がある。

また、教員の採用及び昇任に関しては、教員の研究上の能力を適切に評価することは従来から行われてきたものの、教育上の指導能力を適切に評価するための具体的な取り組みは、教育歴年数、教育歴のある教育施設、担当した科目といった点を除き、行われていない。この点も、今後の検討課題である。

## 第9章 管理運営等

### 1 基準ごとの分析

#### 9-1 管理運営の独自性

##### 基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

(基準9-1-1に係る状況)

##### 1 法科大学院組織の独自性

本法科大学院は、法学研究科の中の1専攻として設けられている。しかし、教育活動を適切に行うために、種々の点で、運営の独立性をたもつ仕組みがある。

まず、専任教員29名(うち、設置基準上の専任教員に当たる者28名)には、法学研究科の構成員ではない教員が6名含まれている。このように構成員において、法学研究科と完全に重なっているわけではない。

履修課程、授業科目、学生の成績評価・卒業判定、自己評価・第三者評価、国際交流・学術交流、予算・施設に関する事項、その他法科大学院に関わる重要事項は、すべて法科大学院教授会が決定する。法科大学員教授会は、毎月第4水曜日に開かれる例となっている。その構成員は、特任教授(いわゆるみなし専任教員)を含む法科大学院専任教員である。これらのうち重要な事項は、法学研究科教授会に報告する。法科大学院の人事に関しては、法科大学院教授会が選考し、法学研究科教授会はそれを尊重して決定する。法学研究科教授会は、常に法科大学院教授会の決定を尊重しており、これまでそれを覆したことはない。このような法科大学院運営の独立性は、法学研究科が定めた一橋大学法科大学院管理運営規則(資料9-1-1-1)によって、保障されている。

国立大学法人一橋大学基本規則の改正により、2005年4月から、法科大学院に院長を置くことが正式に定められた(資料9-1-1-2)。この規則では、法科大学院長は、「法学研究科教授会の議に基づいて学長が選考する」とこととされている。実際には、法科大学院教授会において互選された者が、そのまま法学研究科教授会によって候補者として指名され、学長から任命されている。

このように、法科大学院運営の独立性は、規則上も、実際上も保障されている。

##### 資料9-1-1-1

(法科大学院の管理・運営の基本方針)

第1条 一橋大学大学院法学研究科法務専攻(以下「法科大学院」という。)の管理・運営に関する重要事項は、法務専攻教員会議(以下「法科大学院教授会」という。)の審議によって決定する。

(法科大学院教授会)

第2条 法科大学院教授会は、以下の者によって構成し、法科大学院長が議長として、事を掌理

する。

- 一 法科大学院長
- 二 法科大学院専任教員（教授又は准教授）
- 三 法科大学院特任教員（特任教授又は特任准教授。平成15年文部科学省告示第53条第2項第2号により専任教員の数に算入される、いわゆるみなし専任教員をいう。以下、本規則において同じ。）

2 法科大学院長は、必要があると認めるときは、一橋大学大学院法学研究科長及びその他の教員を法科大学院教授会に出席させることができる。出席した教員等は、意見を述べることができるが、投票権をもたない。

（法科大学院の人事）

第3条 法科大学院の専任教員及び特任教員の任用及び昇任について、候補者の選考は法科大学院教授会が行う。

2 前項の候補者の選考に関して、特任教員は、投票権をもたない。

3 法学研究科教授会は、専任教員及び特任教員の任用及び昇任について決定するにあたり、法科大学院教授会の選考結果を尊重しなければならない。

（履修課程その他の重要事項）

第4条 履修課程、授業科目、学生の成績評価・卒業判定、自己評価・第三者評価、国際交流・学術交流、予算・施設に関する事項、その他法科大学院に関わる重要事項は、第3条に規定する事項を除き、法科大学院教授会において審議・決定し、法学研究科教授会に報告するものとする。

（法科大学院長）

第5条 法科大学院の長として法務専攻長（以下「法科大学院長」という。）を置く。法科大学院長は、法科大学院を代表し、その事務を掌理する。

2 法科大学院長の候補者は、法科大学院の専任教員で教授である者のうちから、法科大学院教授会が選挙により選考する。法学研究科教授会は、法科大学院長の決定にあたり、法科大学院教授会の選考結果を尊重しなければならない。

3 法科大学院長の任期は2年とする。

附 則

1 この規則は、平成16年4月から施行する。

2 第5条第3項の規定にかかわらず、最初に任命される法科大学院長の任期は、平成17年3月31日までとする。

出典：一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）管理運営規則

資料9-1-1-2

第30条の3 法科大学院に、法科大学院長を置く。

2 法科大学院長は、法科大学院に関する業務を掌理する。

3 法科大学院長は、法学研究科教授会の議に基づき、学長が選考する。

4 法科大学院長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

出典：国立大学法人一橋大学基本規則

## 2 法科大学院長補佐体制

法科大学院長の任務を補佐するため、法科大学院長補佐体制を採用している。平成19年（2007年）度の院長補佐は、後藤昭（評価）、山田洋（教務）、松本恒雄（広報・渉外）、山部俊文（入試）の4名（カッコ内は、主要な業務担）であり、必要に応じて法科大学院長の任務の補佐・代行・助言などを行うほか、随時、法科大学院の運営や対外的な対応などについて協議している。

## 3 任務分担体制

本法科大学院では、一般の大学運営組織において採用されている委員会組織は採用せず、それに代わるものとして、法科大学院の組織・運営上の具体的な任務内容に応じた任務分担責任体制をとっている。このことは、限られた専任教員数の下で、固定的な委員会組織体制を取ることによる定期的な委員会開催などによる負担の増加を回避するとともに、任務分担についての責任の所在を明確にしつつ、個々の任務のその都度の必要性に即した柔軟で機動的な対応を可能とすることを目的としている。現在の任務分担は次のとおりであるが、それぞれの任務の必要に応じて適切な協力者を加えることができることにしている。

なお、2007年4月から、予備評価の指摘を踏まえ、学生の学習面での相談のみならず生活面での様々な相談に対処するため、新たに学生相談担当を設けた。

ちなみに、本認証評価のための自己評価書の作成にあたっては、第三者評価担当者に各任務分担責任者を加えた自己評価書作成チームを設置して対応した。

[任務分担体制の構成と担当者]（○印は、責任者）

任 務 分 担	担 当 者
(1) 入学者選抜担当	○山部俊文、仮屋広郷、野田博
(2) 教務担当	○山田洋、滝沢昌彦、中田裕康
(3) FD担当	○山本和彦、橋本正博、沖野眞已
(4) エクスターンシップ担当	○横山潤、杉浦保友、山田洋、水野忠恒、野田博
(5) 広報・渉外担当	○松本恒雄、仮屋広郷、酒井太郎
(6) 資料室担当	○山本和彦、森村進
(7) ビジネスロー・コース担当	○松本恒雄、村上政博、射手矢好雄
(8) 第三者評価担当	○小野秀誠、後藤昭
(9) 法科大学院教育推進プロジェクト担当	○後藤昭、太田秀哉
(10) 奨学ファンド担当	○水野忠恒、横山潤
(11) 学生相談担当	○後藤昭

**基準 9 - 1 - 2**

法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

(基準 9 - 1 - 2 に係る状況)

法科大学院の事務は、西キャンパス法人本部棟 4 階にある法学研究科事務部において、法学研究科内の一専攻という位置づけに伴う総括的な事務を行うほか、法科大学院固有の事務については、東キャンパスのマーキュリータワー 3 階の法科大学院事務室及び 2 階の法科大学院準備室が担当している。

法学研究科事務部には、2007 年 6 月現在、事務長 1 名のほか、主査 2 名、会計担当係員 1 名、教務担当係員 1 名の常勤職員が配置されている。これに加えて、週 40 時間及び週 30 時間の非常勤職員 2 名の計 3 名を雇用している。2005 年 6 月から法学研究科事務部の一部を新たに開設した法科大学院事務室に移し、上記事務部職員の中から主査 1 名と週 30 時間の非常勤職員 1 名を法科大学院の専属として配置した。法科大学院事務室は法科大学院の教務及び運営に関わる事務を主な役割として担当している。これに対し、法科大学院準備室には、2 名の助手及び週 30 時間及び週 22 時間の非常勤職員 1 名が配置され、主として、法科大学院の教材作成、学生に対する通知業務、図書資料の受入れと管理、資料室の運営、エクスターンシップ派遣先との連絡など、法科大学院の日常事務を担当している。助手のうち 1 名は IT 分野の専門家であり、資料室における IT 機器の保守・管理のほか、学生及び教員からの IT 関連の相談に随時応じている。

以上の事務体制によって、法科大学院の事務は円滑に遂行されている。学生からの事務職員に対する評価も良好である。

**基準 9-1-3**

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

(基準 9-1-3 に係る状況)

法科大学院創設時の 2004 年度には、法科大学院予算は一橋大学法人本部経費の中に計上され、2000 万円が割り当てられた。しかし、2005 年度には、同じく法人本部経費として 1000 万円（但し、学長裁量経費から、別途、資料室図書管理システム導入のために 610 万円が配分された。）に減額され、2006 年度には 1400 万円となった。2006 年度予算の内訳は、資料 9-1-3-1 のとおりであり、これに対応する 2006 年度の法科大学院関係支出は、資料 9-1-3-2 のとおりであった。超過分の約 113 万円は法学研究科予算から補填された。

資料 9-1-3-1 2006 年度法科大学院予算

(単位：円)

事 項	金 額
I 資金額	
法科大学院への配分経費	14,000,000
II 使途予定	
雑誌購入費	629,000
データベース使用料	8,231,000
入試経費	500,000
コピー関連経費 (準備室複写機保守・賃貸)	1,500,000
人件費 (週 30 時間事務補佐員)	1,840,000
一般管理費 (授業評価データシート)	1,200,000
法科大学院協会会費	100,000
費用額計	14,000,000

(単位：円)

事 項	金 額
I 資金額	
法科大学院への配分経費	14,000,000
II 用途	
雑誌購入費	519,000
データベース使用料	8,231,000
入試経費	657,000
コピー関連経費 (準備室複写機保守・賃貸)	2,049,000
研究費	516,000
人件費 (週 30 時間事務補佐員)	1,810,000
一般管理費 (授業評価データシート)	1,250,000
法科大学院協会会費	100,000
費用額計	15,132,000

以上の学内予算のほかに、2004 年度から 3 年間に渡って本法科大学院の「科目横断的  
法曹倫理教育の開発」プロジェクトのために交付された文部科学省平成 16 年度法科大  
学院等専門職大学院形成支援プログラム経費が、法科大学院の教育環境を整備するう  
えで大いに役立った。すなわち、同プロジェクトが法律家の基本的資質である倫理観の  
涵養を目的とするものであったことから、プロジェクト遂行の上で必要な行為規範に  
関する図書・資料の収集及び外国法データベースの整備が、同時に、法科大学院が必  
要とする図書の充実という側面をも有したこと、実務と結びついた法曹倫理を学ぶた  
めの外部講師（弁護士）が、同時に、学生のためのアドバイザーの役割をも果たす  
結果となったことなどがその好例である。しかし、このことは、一面において、外部  
資金が獲得できない場合には、本法科大学院の教育活動を維持するための資金が慢  
性的に不足しかねないことを示している。

2007 年度からは、法科大学院予算は法人本部経費とは切り離され、研究科予算と同  
様に学生当たり積算校費をベースに算定されることになり、前年度実績をも考慮して  
1400 万円が法学研究科予算に加算されて配分された。その予算の内訳は、資料 9 - 1 - 3 -  
3 のとおりである。

資料 9 - 1 - 3 - 3 2007 年度法科大学院予算

(単位:円)

事 項	金 額
I 資金額	
法科大学院への配分経費	14,000,000
II 使途予定	
雑誌購入費	520,000
データベース使用料	8,542,000
入試経費	400,000
コピー関連経費 (準備室複写機保守・賃貸)	2,122,000
研究費	516,000
人件費 (週 30 時間事務補佐員)	1,800,000
一般管理費 (法科大学院協会会費)	100,000
費用額計	14,000,000

学内の特別予算の増額がなされなかった一方で、学生数の増加（この中には法科大学院を修了した後の在籍資格を有する科目等履修生が含まれる。）に伴って学生の印刷費用及び法学情報データベース使用料も増加したため、2007年4月から、従来は無料であった学生の印刷費用をコピーカード使用による有料制に変更した。（ただし、本年度に限って暫定的補助措置としてコピーカード（3000円相当額）1枚を各学生に配布している。）また、来年度からは、現在、科目等履修生に無償で与えているデータベース利用のためのID（使用料6,615円相当額）につき、廃止の方向で見直すことを検討している。そのほか、冊子形式の学生便覧を廃止してWEB上での掲載に変える、外注していた授業評価アンケートの集計を止めて法科大学院事務室にて独自に行うなどの経費削減を実行している。しかし、このような努力をもってしても、2007年度予算の枠内で、従来どおりの本法科大学院の教育活動すべての諸経費を賄うことは不可能であるので、現在、法科大学院の図書購入費及び広報パンフレット作成費用等を2007年度大学戦略推進経費（大学運営改善経費）として法学研究科を經由して学長に要求している。また、前記の法科大学院形成支援プログラムに基づく補助事業は2006年度をもって終了したので、それを承継する形で「継続的法曹倫理教育の開発」をテーマに、現在、それに代わる文部科学省平成19年度専門職大学院等教育推進プログラムに応募している。この新規プロジェクトが同プログラムに採択されるならば、プロジェクトのテーマである「継続的法曹倫理教育の開発」に伴う教育環境の一層の整備が期待される。（平成19年度専門職大学院等教育推進プログラム申請書参照）

## 9-2 自己点検及び評価

### 基準 9-2-1

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

(基準 9-2-1 に係る状況)

#### 1 従来の実績 (法学研究科)

##### (1) 自己評価

本研究科では、1988年以來8回にわたって自己評価を実施し、次のような「研究活動報告書」を刊行してきた。

タイトル	発行年月	刊行形態	総頁数	判型
研究活動報告	1988年7月	法学研究18号掲載	34頁	A5
研究活動報告(第2回)	1991年6月	法学研究22号掲載	31頁	A5
一橋大学法学部研究教育活動報告Ⅲ	1994年3月	単独冊子	78頁	A5
一橋大学法学部研究教育活動報告Ⅳ	1996年3月	単独冊子	75頁	A5
一橋大学法学部教育研究活動報告書	1999年3月	単独冊子	223頁	A4
一橋大学大学院法学研究科教育研究活動報告書2000	2001年1月	単独冊子	241頁	A4
一橋大学大学院法学研究科教育研究活動報告書2003	2004年3月	単独冊子	243頁	A4
一橋大学大学院法学研究科教育研究活動報告書2006 (大学ホームページ上の公表)	2007年1月(3月改訂版)	PDF	236頁	

1998年には、本格的な自己評価体制の確立のため、研究科内に「自己評価委員会」を設置し、翌年3月には、それまでの報告書と比べて質量ともに格段に充実した『一橋大学法学部教育研究活動報告書』を刊行した。同報告書は、第Ⅰ部「教育研究体制」、第Ⅱ部「教官の個人活動」の2部構成から成り、第Ⅰ部では、「一橋大学法学部・法学研究科の理念と将来構想」(第1章)、「研究教育組織」(第2章)、「学部教育」(第3章)、「大学院教育」(第4章)、「留学生の受け入れと教育」(第5章)、「学生生活・福利厚生等」(第6章)、「研究活動」(第7章)、「出版活動」(第8章)、「学術情報支援システム」(第9章)、「社会との連携」(第10章)、「国際交流」(第11章)という多角的な視点からの自己点検評価を実施した。

また、2001年1月には、『一橋大学大学院法学研究科教育研究活動報告書2000』を刊行した。同書も同じく2部構成であり、第Ⅱ部の各章(評価視点)の構成は平成11年版とほぼ同一であるが、内容はさらに充実したものとなっている。

上記の自己評価委員会は、将来計画立案とその達成度評価とを効果的に組み合わせるために、2003年度から「計画・評価委員会」に改組され、『一橋大学大学院法学研究科教育研究活動報告書2003』は、この新体制の下で刊行された。

また、『一橋大学大学院法学研究科教育研究活動報告書 2006』（別添資料参照。公表済み）は、それまでとは若干構成を変え、「はじめに」に続き、第Ⅰ部「教育研究組織」で、教育組織の再編（第1章）、研究組織（第2章）において、法科大学院、国際・公共政策大学院の設置、学部・大学院教育の再編と、研究組織の現状と展望を記載した。第Ⅱ部「教育体制」は、「学部教育」（第1章）、大学院教育（第2章）、「留学生の受け入れと教育」（第3章）、「学生生活・福利厚生等」（第4章）からなる。次の第Ⅲ部「研究体制」では、「プロジェクト研究等」（第1章）、「総合法政策実務提携センター」（第2章）、「研究支援体制」（第3章）を掲載し、また第Ⅳ部は「教官の個人活動」を記述した（佐藤哲夫教授及び仮屋広郷教授を編集責任者として取りまとめ）。

## （2）外部評価

法学研究科では、2006年度に外部評価を実施した。第1回目の外部評価は2001年度に行い、その後は3年に1回のペースで実施することにしていたが、2002年度には大学評価・学位与機構による「法学系」の分野別研究評価（平成13年度着手分）を受けたため、2回目の実施時期を遅らせたものである。今回、外部評価委員を委嘱したのは、角田邦重（中央大学法学部教授・委員長）、高木佳子（日本弁護士連合会副会長）、曾根威彦（早稲田大学大学院法学研究科長）、国分良成（慶應大学法学部教授）、松方康（財団法人三井住友海上文化財団理事長）の各氏である。事前に資料を配付したうえ2007年3月には評価委員によるヒアリングを実施し、評価の結果は、6月に『外部評価報告書2007』として公表された。また、外部評価において指摘された事項については、速やかに対応することとしている。

## 2 法科大学院における自己点検・評価

以上のような本研究科における自己点検・評価については、大学評価・学位授与機構による「法学系」研究評価（別添資料の『一橋大学大学院法学研究科教育研究活動報告書2003』）においても高く評価されたところであり、今後とも、自己評価については2年に1度、外部評価については3年に1度を目途に継続して実施し、さらにその充実を図ることとしている。法科大学院における教育研究活動についての自己点検・評価も、当然にその一環として行われることになるが、その際には、法科大学院の専門職大学院としての独自性と特質に十分に配慮した内容のものとするにしている。

なお、本法科大学院では、学生を対象として教育内容をはじめ、施設、学生支援体制などについてのアンケートを実施し（別添資料Q参照）、それを自己点検のための材料の一つとしているほか、学生が自主的に行ったアンケートについても検討の対象としている（基準5-1-1）。そのほか、授業の内容や方法などについては、教員が個人的に学生に対するアンケートを実施し（同上）、その改善に役立てている。このように、自己点検の方法として、学生の意見や要望を積極的に汲み上げており、実際にもそれを教育の内容・方法や学習支援体制などの改善に反映させていることが、本法科大学院の大きな特徴である。

また、カリキュラム改定にあたっては、2006年度にアンケートを実施した。

### <根拠となる資料・データ等>

一橋大学大学院法学研究科教育研究活動報告書 2006、別添資料Q

### 基準 9-2-2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

(基準 9-2-2 に係る状況)

#### 1 評価項目

法科大学院における自己点検・評価においては、その法曹養成のための教育組織としての特質に鑑み、自己評価・外部評価の実施項目について特段の配慮を加えることとしている。具体的には、評価要素としての教育に重点を置き、そのための目的や手段、方法、効果などについての評価項目を充実したものとする。教育に関する評価事項の例を列挙すれば、①出願者数、入学者数、入学者の属性、入試方法の改善策など、入学者選抜に関する情報、②学生の単位修得状況、成績評価の状況、留年者数、修了者数など、教育効果に関する情報、③学生による授業評価の状況、教員研修の実績、教育方法改善の方策など、教育の質の向上に関する情報、④修了者の司法試験合格数、進路など、法曹養成の目的達成に関する情報などがある。なお、本認証評価における評価項目は、当然に自己点検・評価の項目に含まれることとなる。なお、予備評価の結果は、「一橋大学大学院法学研究科教育研究活動報告書2006」及び「2005年度一橋大学法科大学院年次報告書」とともに、大学ホームページ上に公表されている。

また、基準 9-2-1 でも指摘したとおり、本法科大学院では、自己点検の手段として、学生による評価を重視している。アンケートという形式こそとっているものの、そこに盛り込まれた質問項目は（別添資料 Q 参照）、学生に対する質問事項であると同時に、自己点検のための項目でもある。

#### 2 実施体制

法科大学院における自己点検・評価については、上述した法学研究科の「計画・評価委員会」との連携を図りつつ、法科大学院独自の自己点検・評価組織を用意している。ただし、そのための常設的な委員会組織は設けず、自己点検・評価を担当する責任者（予備評価時には、盛誠吾、本認証評価では、小野秀誠、後藤昭）を置いて恒常的に必要な資料等の収集・整理を行い、自己点検・評価の実施ごとに、関係する評価項目の責任者が加わって評価・検討のためのグループを構成するという、機動的な体制を取ることにしている。本自己評価書も、そのような体制の下で作成されたものである。

また、そのような組織体制とは別に、自己点検に関しては、随時、柔軟な形での検討の機会を持つことにしている。特に、法科大学院として実施した学生に対するアンケート結果や学生の自主的なアンケート結果については、その都度、教授会やFD会議において検討し、必要な対応を講じてきたところである。

なお、特に外部評価の結果については、本研究科のホームページに掲載することとしている。また、自己点検・評価において発見ないし指摘された問題点についてはすみやかに対応策を検討し、その結果についてもホームページに掲載する。その後の自己点検・評価においては、それらの対応策についての実施状況について検証し、公表することとする。

#### <根拠となる資料・データ等>

一橋大学大学院法学研究科教育研究活動報告書 2006、2005年度一橋大学法科大学院年次報告書、別添資料 Q

**基準 9-2-3**

自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

(基準 9-2-3 に係る状況)

これまでの自己点検の結果を活用するための体制については、基準 9-2-2 で述べたとおり、これまで比較的柔軟な体制で臨み、できるだけ迅速な対応をとることにしてきた。

外部評価に関しては、本法科大学院としては予備評価が最初のものとなったため、その結果を教育活動等の改善に活用するための体制としては、自己点検・評価担当者の任務を拡大して点検・評価結果のとりまとめを加え、項目ごとにそれぞれの担当者が改善のための方策を検討したうえ、それを法科大学院教授会又は兼任教員などを含む法科大学院担当者会議において具体的な改善策を検討・決定してきた。本認証評価においても、このような体制が継続され、本評価書の起草にも反映されている。さらに、改善策の洗い出しや実施について定期的に見直す機会を持つことを考えている。また、点検・評価結果を学生にも公表し、意見を募ることになるであろう（予備評価の結果の公表については、9-2-2 参照）。

法学研究科においては、既にこれまでの自己点検や外部評価の結果について、「将来構想委員会」という組織を設置して検討し、具体的な改善策を実現してきた実績があり、法科大学院においてもそのような経験を参考にしながら適切な体制を整え、自己点検・評価の結果を法科大学院における教育活動等の改善のために活用することとしたい。

**資料 9-2-3-1**

法科大学院認証評価：評価項目ごとの起草担当者

2007/03/28 L S 教授会

下線部は、予備評価の際の分担からの変更

**第 1 章 教育目的**

1-1 教育目的・・後藤+村岡

**第 2 章 教育内容**

2-1 教育内容・・中田

**第 3 章 教育方法**

3-1 授業を行う学生数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・滝沢

3-2 授業の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・滝沢

3-3 履修科目登録単位数の上限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・滝沢

**第 4 章 成績評価及び修了認定**

4-1 成績評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・高橋→山田

4-2 修了認定及びその要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・高橋→中田

4-3 法学既修者の認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・橋本

**第 5 章 教育内容等の改善措置**

5-1 教育内容等の改善措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・阪口・ミドルトン

→山本

第6章 入学者選抜等

- 6-1 入学者受入・・・・・・・・・・山部
- 6-2 収容定員と在籍者数・・・・・・・・山部

第7章 学生の支援体制

- 7-1 学習支援・・・・・・・・杉浦
- 7-2 生活支援等・・・・・・・・横山・水野
- 7-3 障害をもつ学生に対する支援・・・・・・・・盛 →野田
- 7-4 職業支援（キャリア支援）・・・・・・・・野田

第8章 教員組織

- 8-1 教員の資格と評価・・・・・・・・松本
- 8-2 専任教員の配置と資格・・・・・・・・松本
- 8-3 実務経験と高度な実務能力を有する教員・・・・・・・・松本
- 8-4 専任教員の担当科目の比率・・・・・・・・小野
- 8-5 教員の教育研究環境・・・・・・・・小野

第9章 管理運営等

- 9-1 管理運営の独自性・・・・・・・・後藤→村岡
- 9-2 自己点検及び評価・・・・・・・・盛 →小野
- 9-3 情報の公表・・・・・・・・酒井
- 9-4 情報の保管・・・・・・・・酒井

第10章 施設、設備及び図書館等

- 10-1 施設の整備・・・・・・・・盛 →山本
- 10-2 設備及び機器の整備・・・・・・・・山本
- 10-3 図書館の整備・・・・・・・・山本

別紙様式 1～4・・・・・・・・盛・小野・事務  
→小野・事務

※全体の取りまとめ・・・・・・・・盛・小野 +後藤+村岡

出典：法科大学院認証評価：評価項目ごとの起草担当者（2007/3/28LS教授会）

**基準 9 - 2 - 4**

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準 9 - 2 - 4 に係る状況)

上述のように(基準 9 - 2 - 1)、本法学研究科では2001年から翌年にかけて、本学職員以外の評価委員による外部評価を実施し、その後、3年ごとの外部評価を実施することにした。ただし、2002年から翌年にかけて大学評価・学位授与機構による「法学系」の分野別研究評価(平成13年度着手分)を受けたため、2回目の外部評価はそれをもって代えることとした。外部評価は、2006年度にも実施され、その結果は、2007年6月に『外部評価報告書』として公表された。この外部評価においては、法科大学院もその対象となっている。

<根拠となる資料・データ等>

- ・「一橋大学大学院法学研究科外部評価書2007」

### 9-3 情報の公表

#### 基準 9-3-1

法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

(基準 9-3-1 に係る状況)

本学法科大学院は、パンフレット、説明会そしてウェブサイト<<http://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool.html>>を通じた自発的な広報活動のほか、マスコミ・出版社等の照会や法律に基づく行政文書開示請求にも広く応じて、教育活動等に関する情報提供に意欲的に取り組んでいる。

本学法科大学院における情報提供活動は、広報渉外担当の3名の専任教員のほか、事務職員1名とIT担当助手1名により行われている。公表情報の内容として、カリキュラム、教員および専門分野・担当科目の一覧、入学定員および入学試験の概要のほか、入学試験の応募状況と合格者の得点分布・出身大学別の人数等の詳細が明らかにされている。また、本学法科大学院が重点を置いているビジネスロー・コースおよびエクスターナシップについても詳細な情報が得られるようになっている。これらの情報はおおむね公式ウェブサイトにおいて入手することが可能であるが、より詳細な内容は本学法科大学院公式パンフレット(2006年度版)および本学公式パンフレット(2006年度版)に掲載されている。本法科大学院の年次報告書については次項9-3-2を参照のこと。

さらに本学法科大学院は、設置準備段階から説明会を頻繁に開催して積極的に設置構想・計画の開示に努めた。すなわち、2001年2月17日には東京都千代田区一ツ橋の学術情報センターにおいて「法科大学院教育に関する研究集会」を開催し、早い段階から設置構想を具体的に公表したほか、2002年7月から2003年9月までに説明会を合計4回開催した。

2005年からは、毎年7月に法科大学院オープンキャンパスを実施している(別添資料R)。そこでは、教育目標と履修課程を説明するほか、公開授業、施設見学、来訪者と教員および在校生との懇談などを通じて、多角的に法科大学院を紹介している。オープンキャンパスには、多くの来訪者がある。さらに、神田キャンパスおよび国立キャンパスの2箇所にて入学者向けの説明会をそれぞれ年1回行っている。

マスコミ・出版社による取材・記事掲載依頼はこれまで数多くあり、個人情報取扱に留意した上でそのほとんどに応じ、本学法科大学院の紹介に努めている。最近の論文・記事としては下記のものがある。このほか、諸団体からの調査依頼・情報開示請求にも専攻長・担当教員および事務職員を通じて迅速に応じているところである。行政文書の開示請求は設置準備段階の2002年4月17日に1件あるが、このときは本学の情報公開関係規則に基づいて111件の文書開示が行われている。

本法科大学院および所属教員が作成し、または作成に協力した論文・記事(受験情報誌以外で最近のもの)は以下のとおりである。

- 野田博「法科大学院における授業方法の研究 商法」ロースクール研究6号74~84頁(民事法研究会発行、2007年6月)
- 松本恒雄「一橋大学 一橋大学法科大学院の3年(特集 新しい法曹養成制度の現状と

展望)」法律のひろば 60 巻 2 号 44～47 頁（ぎょうせい発行、2007 年 2 月）

●「法科大学院を歩く（15）」法学教室 308 号 8～9 頁（有斐閣発行、2006 年 5 月）

●仮屋広郷「事例紹介 一橋大学法科大学院とセンター適性試験」Forum 28 号 44～49 頁（大学入試センター発行、2005 年）

●「法科大学院探訪（18）」法学セミナー609 号 1～4 頁（日本評論社発行、2005 年 9 月）

●浦田一郎「一橋大学の法学教育と法学研究（小特集 我が国における法学部・法学研究科の現状と方向性）」法律時報 957 号 98～100 頁（日本評論社発行、2005 年 6 月）

**基準 9-3-2**

法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

(基準 9-3-2 に係る状況)

解釈指針 9-3-2-1 にかかる事項は、すべて「一橋大学法科大学院年次報告書」に記載されている。本報告書は法科大学院ウェブサイト <[http://www.law.hit-u.ac.jp/ls\\_about/report.html](http://www.law.hit-u.ac.jp/ls_about/report.html)>を通じていつでも確認することができる。現時点で公開されているのは 2005 年度版である (Adobe PDF 形式、18 頁。データは 2005 年度末時点のものであるが、同年度修了者の新司法試験受験結果が加えられている。そのため公開は 2006 年 11 月となった)。下に各項目の該当頁を掲げる。

このほか、法科大学院の教育活動等に関する情報開示は、毎年発行される公式パンフレット (「一橋大学法科大学院」2007 年度版、「一橋大学 概要 2006」) と学生配付資料 (「2007 年度一橋大学法科大学院学生便覧」および「学生便覧・講義要綱 平成 19 年度一橋大学大学院」) を通じて継続的に行われている。これらの資料は本学所属学生に配布されるほか、法学研究科事務室において入手することができる。

**解釈指針 9-3-2-1 に関する事項 (年次報告書中の該当頁と詳細)**

(1) 設置者 (1 頁)

(2) 教育上の基本組織 (1 頁)

(3) 教員組織 (1~4 頁)

授業科目別専任教員一覧、教員名とその職名・分類・種別・専門分野の一覧。

(4) 収容定員及び在籍者数 (4~6 頁)

入学者・在籍者の既修・未修の別、学年ごとの在籍者・休学者・留年者数、休学者・退学者のうち司法修習生となった者の数。平成 16 年度から平成 18 年度までの統計。

(5) 入学者選抜 (7~11 頁)

アドミッション・ポリシー、入学者選抜方法 (未修者・既修者)、入学者選抜評価の視点 (第一次~第三次選抜)、入学者選抜実施状況 (各段階選抜の志願者・受験者・合格者数、男女別内訳、本学・他学出身者別の内訳、社会人の数。平成 16 年度から平成 18 年度までの統計。

(6) 標準修了年限 (12 頁)

(7) 教育課程及び教育方法 (12~14 頁)

(8) 成績評価及び課程の修了 (14~16 頁)

成績評価基準、進級認定、修了の認定。

(9) 学費及び奨学金等の学生支援制度 (16 頁)

授業料免除状況、法科大学院性奨学金受給状況。平成 16 年度から平成 18 年度までの統計。

(10) 修了者の進路及び活動状況 (17 頁)

平成 17 年度の修了者の状況 (修了者数、旧司法試験合格者数と進路内訳、新司法試験受験者・合格者・不合格者数、新旧司法試験合格者・不合格者の進路内訳)。

## 9-4 情報の保管

**基準 9-4-1**

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 9-4-1 に係る状況)

本学法科大学院では、学籍および試験成績等に関する重要情報については事務職員 1 名を置いて厳重に管理を行っている。それらの情報は見出しをつけたうえで分類ごとにファイルに収録され、教職員等権限のある者の依頼があれば速やかに開示できる体制をとっている。実際の管理状況は、訪問調査時に確認していただきたい。なお一般向けには、入学試験の過去問題を開示しているところである。

本学法科大学院は教育活動のためにインターネットを活用しており、無線 LAN 設備に加えて、とりわけ教材の頒布や学生への告知、小テストとその結果集計、学生アンケート等を教育用ウェブシステム「ウェブクラス」で行えるようになっている。これにより学生と教員との間の意思疎通が促進され、学生の問題意識等を教員が把握できるようになっている。なお、ウェブクラスの運用は各授業担当教員の裁量に委ねられている。

本学法科大学院の教育活動にかかる調査活動の主たるものは、演習・少人数授業を除くすべての授業科目の終了時に行う授業評価アンケートである。2004 年度までは一橋大学の統一アンケート用紙を使用して調査・集計したが、内容が高度専門的で基本的に少人数のクラスという法科大学院独特の授業形態を踏まえて、2005 年度からは独自の用紙を作成して実施している。調査結果は授業担当教員の手を介さずに回収され、専門の業者が集計のうえ、本学法科大学院教授会において全教員に結果が開示されるとともに、同じものが資料室に備え置かれて学生の自由な閲覧に供されている。さらに授業評価アンケートの結果を踏まえて、教務担当および FD 担当の教員から授業・試験の方法やシラバスの記載方法等についての改善案が法科大学院教授会に提案されており、よりよい教育活動のために調査結果が活用されている。提案内容は議事録を通じて確認することができる。

このほか、本学法科大学院では、教育の質の向上のため、専攻長を中心とする教員と学生との間で随時意見交換のための集まりを開催しており、そこで得られた率直な意見もまた、随時法科大学院教授会に報告されて改善のために役立てられている。報告内容は議事録を通じて確認することができる。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### (1) 管理運営

優れた点として、法科大学院の運営が、人事を含めすべてが法科大学院専任教員によって構成される法科大学院教授会によって遂行されており、法学研究科の一専攻という位置づけにもかかわらず、運営の独立性が、規則上も実際上も保障されている点が上げられる。

### (2) 財政基盤

優れた点として、一橋大学学長以下執行部が法科大学院の基盤形成の重要性を認識していて、学内予算の配分において、特別予算という形で法科大学院に対し一定の配慮をしていることがあげられる。大学戦略推進経費という特別予算枠で個別の要求を一定程度実現するという方策もその一環としてとらえることができる。

しかし、現在の特別予算をもってしても、法科大学院の教育活動の全般を賄うには不足しているのが実態であり、毎年、高水準の教育環境を整えるためには外部の競争資金に依存せざるを得ない財政体質にある。幸いなことに、これまでは、外部の競争資金を獲得することができたので、年間ベースでみた場合には、深刻な活動資金不足といった事態には陥っていない。しかし、このことはあくまでも結果としていえることであって、部分的とはいえ外部資金に依存せざるを得ない財政体質が変わったわけではない。

したがって、改善すべき点としては、今後、法科大学院の教育活動に必要な経費を外部資金に依存することなく大学内部の予算配分の枠内で執行できるように、学内における予算規模の拡大を図るとともに法科大学院における経費の一層の削減を行い、外部資金依存体質からの脱却を図ることである。同時に、寄付金による法科大学院独自の財政基盤の確立も必要である。

### (3) 自己点検・自己評価

優れた点として、本法学研究科についていえば、比較的早くから定期的・継続的な自己点検・外部評価を実施してきたことや、その結果について検討し、その結果を迅速かつ着実に実施に移すため、評価と将来構想を同時に任務とする「将来構想委員会」を設置するなどの実績を有していることを挙げることができる。法科大学院における自己点検・自己評価や外部評価においても、そのような法学研究科としての経験と実績を生かして十分な体制を整備し、確実に成果を上げることができると考えている。

自己点検に関しては、これまで特に学生の意見や希望をそのための手段として重視し、多彩な質問事項を内容とするアンケートを実施したほか、学生による自主的なアンケートを含めて、その結果を柔軟な体制の下で検討し、必要な対策を講じてきた。このことは、法科大学院の教育その他の運営の改善にとってかなり効果的であったと考えており、今後ともいっそうその充実に努めることにしたい。

予備評価報告書で「現段階において基準を満たしていない」と指摘された2点のうち、基準9-2-1に関する自己点検評価とその公表については、①「一橋大学大学院法学研究科教育研究活動報告書2006」を公表することにより、また、もう1点の基準9-3-2

に關係する教育活動に関する重要事項の公表については、②「2005年度一橋大学法科大学院年次報告書」を公表することにより、それぞれ対応した。

#### (4) 情報の公開等

優れた点として以下が挙げられる。すなわち、本法科大学院が公式パンフレット・ウェブサイトで公開している情報は豊富であって、受験生の進路検討に役立つとともに、本法科大学院の目的と特色が社会一般に認知されることに大きく貢献している。エクスターンシップやビジネスロー・コースの詳細や各教員の専門分野等、上記文書類に掲載された情報は、内容が簡潔に整理されていて理解が容易である。さらに、在校生は法科大学院に対する要望等を、期末に行われる授業アンケートやその他随時行われる法科大学院長をはじめとする教員との懇談を通じて伝達することができ、これらは法科大学院教授会において議論され、授業内容や学生生活改善のための方策に役立てられている。

改善を要する点としては、公式ウェブサイトに掲載されている情報が網羅的とはいえ、また、内容の更新があまり頻繁ではないことが考えられる。ウェブサイトの管理は情報担当の助手により継続的に行われているところであるが、少なくとも法科大学院公式パンフレットに記載されている情報は網羅することが望ましいと思われる。また長期的には、法科大学院教授会の各構成員が、自己の担当する個別具体的業務について開示が望ましいと考える情報を速やかに公表できる仕組み（連絡体制）を用意することも望ましい。

## 第10章 施設、設備及び図書館等

### 1 基準ごとの分析

#### 10-1 施設の整備

##### 基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

(基準10-1-1に係る状況)

#### 1 法科大学院専用施設

法科大学院の開設時である平成16年度から利用が開始された大学院棟（通称、マーキュリー・タワー）に、2フロアの法科大学院スペースを確保し、専用教室等の設備を配置した（ただし、一部の教室については他研究科との共用）。教室の内容は、以下のとおりである。それぞれの具体的状況については、別添資料Rの施設平面図を参照されたい。

##### (1) 教室

下図のようなクラス教室3、小講義室1、大講義室1、法廷教室1を専用で使用しているほか、それで不足するときは、他研究科と共用の中教室2、大講義室1を使用することができる。

種類	面積	個数	利用目的	設備等
クラス教室	134.4㎡ ～143㎡	3 *	主としてクラス別必修講義に使用	席層型の座席配置（70席）；A V設備を配置
小講義室	89.6㎡	1 *	小規模な講義に使用	対面的な座席配置（40席）；対面的ダイベート形式の講義が可能
中教室	140㎡	2	比較的小規模な対話型の授業に使用	緩やかな馬蹄形状の座席配置（60席）
大講義室	179㎡	1	中規模の対話型の授業に使用	緩やかな馬蹄形状の座席配置（90席）
	192㎡	1 *	中規模の講義に使用	席層型の座席配置；A V設備を配置（100席）
法廷教室	179㎡	1 *	模擬裁判などの講義に使用	模擬裁判の状況を撮影・編集するための設備を配置

\*：法科大学院専用（その他は、他研究科との共用）

(2) 法科大学院資料室 (218 m<sup>2</sup>)

判例や雑誌、文献等を置くほか(文献等の詳細については、基準10-3を参照)、パソコン32台、プリンタ5台、複写機2台(機器等の詳細については、基準10-2を参照)、閲覧用座席30席を用意しており、学生の学習室としても利用することができる。資料室には、その施設管理と学生への対応のため、常時最低一人の職員が執務する。開室時間は、次のようになっている。

平日	午前9時～午後8時
日曜	午後1時15分～午後7時50分

(3) 法科大学院準備室 (30 m<sup>2</sup>)

職員(助手2名、事務補佐員2名)が常駐し(資料室担当を兼務)、教材や資料の作成・印刷等を行っている。

## 2 その他の学習施設

法科大学院の準専用施設、及び他研究科との共用施設としては、次のようなものがある。

## (1) 大学院棟・学習室

上記の大学院棟には、法科大学院学生のための専用学習室が配置されている(2005年度には、約25 m<sup>2</sup>の共同利用研究室が7室配分された)ほか、各研究科共用の大学院生のための学習用スペース(いわゆるキャレル方式)として1800 m<sup>2</sup>以上が用意されており、法科大学院学生もそれを利用することができる。

## (2) ゼミ室

上記の大学院棟には、このほかにも各研究科共用のワークショップ室があり、法科大学院の講義のうち各種のゼミについては、このスペースを利用することもできる。

## (3) 附属図書館

一橋大学附属図書館は、約175万冊の図書と16,361種の雑誌を所蔵している。平成13年に朝日新聞社が行った蔵書冊数・受入冊数・雑誌種数・貸出数及び図書経費による総合評価においては、全国の大学図書館中1位にランクされた。夜間、週末の開館などにより、利用しやすい運営が行われている。附属図書館には633の閲覧席があり、法科大学院学生も利用できる。

## (4) 法律資料室

附属図書館の分室として位置づけられる法律資料室は、国立西キャンパス・磯野研究館の2階にあり、雑誌186点、大学紀要316点、図書約9870冊のほか、外国法令集や資料等を所蔵している。資料等の一部は、光ディスク装置に記録して利用に供している。これも、法科大学院学生が利用可能である。

## 3 関連施設

以上のほか、専用の会議室等としては、次のようなものがある。

## (1) 会議室・法科大学院長室

法科大学院の会議のため、法科大学院施設のあるマーキュリータワー7階に専用

の会議室及び法科大学院長室を設け、法科大学院教授会等のために使用している。

(2) 兼任教員のための施設

兼任教員のための施設としては、法科大学院施設のあるマーキュリータワー7階の専有スペースに教員室を設け、そこに3個のブースを設置し、パソコン等の設備を置いて、兼任教員等が随時使用できるようにしている。

## 10-2 設備及び機器の整備

## 基準10-2-1

法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

(基準10-2-1に係る状況)

## 1 設備の概要

法科大学院資料室(図書館)には、約5000冊の図書が配置されているほか、32台のパソコン、2台の印刷機、2台の複写機が置かれ、パソコンからは各種のオンライン法学データベースを利用することができる(詳細は、基準10-3-1に係る状況を参照)。これによって、教員の教育及び学生の学習が効果的になされるほか、教員の研究活動にとっても意義があるものとなっている。

資料室に隣接する準備室には、助手2名、事務補佐員2名が配置され、授業の資料の作成の補助や学生に対する様々なサービスを行なっている。資料準備室には、資料検索用のデータベースサーバが設置されているほか、貸出用ノートパソコン、DVD/VHSレコーダー、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ等の設備・機器が設置され、学生の便宜を図るとともに、授業の記録等も可能なようなシステムが用意されている。

各教室の学生用の机には電源コンセントが設置され、また無線LANの設備もあり、ノートパソコンの使用に適したものとなっている。実際に、学生の多くは授業中のノートをとるのにノートパソコンを活用している。また、すべての教室にマイクが配備されていることは当然であるが、プロジェクターやスクリーンも配置され、OHPなどの利用やビデオの放映など視聴覚教材の利用も可能とされ、現実に活用されている。さらに、法廷教室には、自動収録のビデオ記録装置を備えており、そこで行われる模擬裁判等の模様をビデオで撮影し、事後的に教員がその内容を論評し、学生同士で検討するダイナミックな授業運営を可能としている。

## 2 施設に備えられた設備・機器のリスト(いずれも2007年5月24日現在)

## (1) 資料室に設置されている設備・機器

資料検索用パソコン HP Compaq d330ST × 20台  
 資料検索用パソコン EPSON Endeavor NT7200pro × 12台  
 プリンタ Fuji XEROX DocuCentre-II 5000 × 2台  
 コピー機 Fuji XEROX DocuCentre402 × 1台  
 コピー機 Fuji XEROX DocuCentre559 × 1台  
 スキャナ EPSON ES-7000H × 1台  
 盗難防止セキュリティゲート × 1個

## (2) 準備室に設置されている設備・機器

資料検索用データベースサーバ DELL PowerEdge600SC × 1 台  
ホームページ用サーバ FUJITSU PRIMERGY RX100 × 1 台  
電子メール/DNS 用サーバ FUJITSU PRIMERGY RX200 × 1 台  
事務作業用パソコン FUJITSU FMV-K610 × 3 台  
事務作業用パソコン EPSON Endeavor NT7200pro × 2 台  
事務作業用共有ハードディスク Buffalo HD-HLAN120 × 1 個  
貸出用ノートパソコン Panasonic CF-W2 × 3 台  
DVD/VHS レコーダーPanasonic DMR-E150V × 1 台  
デジタルカメラ Olympus E-300 × 1 個  
デジタルビデオカメラ SONY DCR-HC1000 × 2 個  
ドキュメントスキャナ FUJITSU fi-5110EOX2 個  
プリンタ Ricoh CX6100 × 1 台  
コピー機 Ricoh imagio NEO 602 × 1 台  
印刷機 Ricoh Priport N500 × 1 台  
帳合機 RISO RISO COLLATOR TC5100 × 1 台  
プロジェクターSONY VPL-CX6 × 1 台

(3) 一般教室（合計5室）に設置されている設備・機器

PC 対応固定机

100 インチ又は 120 インチプロジェクター（P C 入力可能）

DVD/VHS ビデオデッキ

ワイアレスマイク（ハンド型及びタイピン型）

(4) 法廷教室に設置されている設備・機器

法廷設備（裁判官席、裁判員席、検察官・弁護人席、書記官席、発言席、廷吏席、被告人ベンチ、テーブル、仕切り柵）

50 インチプラズマディスプレイ×2

ポータブル 100 インチスクリーン

液晶データプロジェクタ

VHS ビデオデッキ

ワイアレスマイク（ハンド型及びタイピン型）

裁判／講義自動収録システム（電動可動式ビデオカメラ×4、音声入力感知式自動カメラ切り替え装置（音声感知及び収録用マイク×8を含む）、DVCAM レコーダー、収録用サーバ）

## 10-3 図書館の整備

## 基準10-3-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

(基準10-3-1に係る状況)

法科大学院には、原則として法科大学院の学生及び教員の専用の図書館である法科大学院資料室(218㎡)が設けられている(資料10-3-1-1参照)。下記の「一橋大学大学院法学研究科法務専攻資料室利用規則」第2条第1項第3号において、規則上、法学研究科の他専攻の学生も本資料室を利用することができることとなっているが、実際にはそのような利用は少なく、仮に、その利用によって法科大学院の学生の学習機会の確保に支障が生じるような事態が現出する場合には、同条第2項によって法科大学院長が適宜の措置をとることができるように配慮されており、実質的には、法科大学院専用図書館としての機能を堅持している。

## 資料10-3-1-1

第2条 資料室を利用できる者(以下「利用者」という。)は次の各号に掲げる者とする。

- 一 法学研究科(以下「研究科」という。)の職員(客員教員及び非常勤講師を含む。)
- 二 法学研究科法務専攻(以下「専攻」という。)の学生
- 三 法学研究科修士課程又は博士後期課程の学生
- 四 研究科が受け入れた研究員等
- 五 大学院法学研究科法務専攻長が特に認めた者

2 法科大学院長は、前項第3号から第5号までの利用者について、専攻の学生の学習機会を確保するために必要な範囲内で、資料室の利用を制限し、利用の方法を定めることができる。

出典：一橋大学大学院法学研究科法務専攻資料室利用規則

法科大学院資料室には、下記のように、現在、助手2名、事務補佐員2名が配置され、資料室に隣接する準備室において勤務している。これらの職員は、資料室に配置された資料をコピーするなどして法科大学院の授業の資料作り等の準備に当たるとともに、資料室の資料の発注、受け入れ、整理等の業務を担当している。助手のうち1名は、下記のとおり、情報処理関係の専門家であり、法情報調査についても基本的な素養を有しており、助手のうち1名は、図書館司書の資格を有し、また事務補佐員のうち1名は大学図書館に勤務の経験を有している(2007年5月24日現在)。

- ①助手2名(うち1名はIT担当で経済産業省指定の情報セキュリティアドミニストレーター、ソフトウェア開発技術者の資格を有し、また民間IT企業でのシステム開発の経験を持ち、コンピューターシステム全般の管理と企画・運用を担当している。もう1名は図書館司書の資格を有し、論文検索、文献検索、判例検索等リサーチなど研究補助業務の経験が豊富で、研究費等による和洋書の発注・受入・支払管

理、予算管理を担当している。)

②事務補佐員 2 名 (うち 1 名は大学教務課に勤務の経験があり、もう 1 名は大学図書館に勤務の経験があり、両名とも、書籍の整理、目録の作成等の補助業務、教材作成に携わっている。)

法科大学院には、現在、下記のように、各分野に係る約 5000 冊の体系書・注釈書等のほか、判例集や定期刊行雑誌などが配置されている(資料 10-3-1-2)。開設後約 3 年間で蔵書数は約 2.5 倍となり、充実が図られている。各教員は定期的に(おおむね毎月)自己の授業分野に必要な新刊書をチェックし、発注するシステムが採用されている。その結果、法科大学院において必要とされる各分野の基本的な文献をほぼ網羅することとなっている。書籍は分野ごとに配置しているが、一般的な図書館の分類コードに必ずしも盲従せず、法科大学院の授業の準備等の観点から最も使いやすいものとなるように配慮している。なお、資料室に備えられていない図書については、学生は大学附属図書館本館や法学研究科法律資料室で閲覧することもできる。

また、最高裁判所判例集・判例時報など基本的な判例集や雑誌を備えている。判例タイムズ、ジュリストなど既にデータベース化されている雑誌等については、後述のように、データベースの利用を可能とすることを前提にバックナンバーは備えていないものの、データベースの更新のタイムラグに配慮して、最新の雑誌はハードの形態で購入して備え付けている。

資料 10-3-1-2

【図書・資料に関するデータ(2007年5月24日現在)】

雑誌タイトル数 38 (うち、和雑誌 34、洋雑誌 4)

判例体系 298 冊

書籍全体冊数 4899 冊 (うち、和書 : 3713 冊 法律総論 : 299 冊、憲法 296 冊、行政法 382 冊、民法 477 冊、商法 426 冊、刑法 290 冊、民事訴訟法等 335 冊、刑事訴訟法等 207 冊、経済法 180 冊、知的財産法 66 冊、労働法 108 冊、社会保障法等 28 冊、国際公法 181 冊、国際私法 96 冊、租税法等 190 冊、他関連図書 152 冊、洋書 : 1186 冊)

法科大学院資料室は、平日は午後 8 時まで利用することができる。また日曜日についても、学生からの要望に応じて(翌日の授業の準備に配慮して)、午後 1 時 15 分から 7 時 50 分まで開館することとしている。また、データベースの主要な部分は、学生が自宅からも随時アクセスすることができる。さらに、前述のように、資料室やそれに隣接する準備室は、教員や事務の学生に対する連絡及び学生相互の連絡等のために活発に利用されている。その意味で、資料室は法科大学院の学生の連絡・学習支援の中核的な位置を占めている。また、資料室に備えられたデータベースや資料の中には、大学の中で、そこにしかないものも存在し、教員の研究活動にとっても大きな意味を持っている(資料室に備えられた設備・機器については、基準 10-2-1 を参照)。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点として、①対話型やディベート形式の授業を想定して設計された法科大学院専用の講義教室や、模擬裁判などのための法廷教室を有するほか、法科大学院学生が利用できる専用の資料室を有していること、②それぞれの施設に設置された設備も充実したものとなっていること、③学習や講義等の支援のための職員の配置や設備についても十分に配慮されていること、④学習室など学生による学習のためのスペースも十分に確保されていること、⑤法科大学院の運営のための専用の会議室や兼任教員のための作業スペースを確保していること、⑥資料室の資料が充実し、定期的に新刊書をチェック・発注するシステムが定着していること、⑦資料室を日曜日にも利用できるなど利便性が高いこと、⑧データベースの主要な部分について自宅からも利用できることなどを挙げる事ができる。そのため、学生を対象としたアンケートにおいても、施設に関してはおおむね満足しているとの結果が得られているところである。

改善を要する点としては、予算上の制約によって資料室が保有する図書や雑誌の量、データベースの維持について今後制約される事態が予想されることである。今後、必要な予算を確保し、現在のような資料の質的レベルを維持していくよう、努力を続ける必要がある。

## 法科大学院認証評価別添資料

- ・別添資料A：2007年度一橋大学学士課程学修計画ガイドブック 201～203頁
- ・別添資料B：法科大学院選択科目履修者数
- ・別添資料C：資料室データベース講習会及びIT環境利用説明会案内
- ・別添資料D：法科大学院カリキュラム見直し（確定版）
- ・別添資料E：2006年度成績分布
- ・別添資料F：FD研究会関係資料
- ・別添資料G：FD研究会関係資料
- ・別添資料H：2006年度授業評価アンケート結果（全体）
- ・別添資料I：教員独自授業アンケート
- ・別添資料J：法科大学院形成支援プログラム関係資料
- ・別添資料K：2006年度授業評価アンケート結果（法曹倫理）
- ・別添資料L：平成19年度専門職大学院等教育推進プログラム申請書
- ・別添資料M：アメリカ法曹協会（ABA）主催第32回専門家責任に関する全国会議資料
- ・別添資料N：オフィスアワー一覧
- ・別添資料O：教室平面図
- ・別添資料P：進路説明会等資料
- ・別添資料Q：学生アンケート集計結果
- ・別添資料R：法科大学院オープンキャンパス案内
- ・開講授業科目一覧（別紙様式1）
- ・学生数の状況（別紙様式2）
- ・教員一覧（別紙様式3）
- ・科目別専任教員一覧（別紙様式4）
- ・2006年度一橋大学法科大学院学生便覧
- ・2007年度一橋大学法科大学院学生便覧
- ・2007年度一橋大学法科大学院シラバス
- ・2006年度一橋大学法科大学院パンフレット
- ・一橋大学大学院法学研究科教育研究活動報告書2003
- ・一橋大学大学院法学研究科教育研究活動報告書2006
- ・一橋大学大学院法学研究科外部評価書2007
- ・2005年度一橋大学法科大学院年次報告書
- ・サンプル教材「法曹倫理・科目横断的アプローチ」
- ・平成18年度一橋大学法科大学院学生募集要項